

独立行政法人 国際協力機構

国別農業・農村開発に係る案件発掘・形成のための
執務参考資料

- 国別農業・農村開発指針策定調査 -

ホンジュラス共和国 農業・農村開発指針
(ファイナルレポート)

平成17年8月
(2005年)

財団法人 国際開発センター

農 村

J R

05-47

ホンジュラス国地図



出所 : <http://www.lib.utexas.edu/maps/>

本指針について

執務参考資料としての「指針」の策定レベル

それぞれの国の事情により、在外事務所の必要とする「農業・農村開発分野における案件の発掘・形成のための執務参考資料」としての指針に対する要望は異なる。指針策定対象国は各々の国の事情に即して、大きく次の4つのレベルに分けられる。ホンジュラス国は「レベルA」に相当する。したがって「何を実施するか(What)」と「どのように案件を形成するか(How)」の2つの側面に重点を置いて指針を策定した。

表1 指針策定対象国のウェイト付けに関する提案(案)

レベル	レベル分けの根拠
A	農業・農村開発分野における協力の必要性が高いにも関わらず、大使館、事務所の人員数の制限等により、現地 ODA タスクフォースの活動が行われていない、同分野における協力方針の更新、見直しが必要な国。
B	現地 ODA タスクフォースにおいて、協力方針・案件形成にかかる取り組みが行われているが、具体的な案件形成を活発に行うために、本部との連携により指針を策定する意義が高い国。
C-1	現地 ODA タスクフォースにおいて、個々の案件形成に関わっており、案件採択率も高い国であるが、協力内容の多様化を図るための基礎情報として指針を策定する意義がある国。
C-2	農業・農村開発分野における必要性は高いが、現時点では、既存の情報の整理によりマクロ的な状況分析および大まかな農業・農村開発の方向性を示すレベルを求めている国。

注： レベルC レベルAの順にJICA本部の投入が大きくなることを想定している。

出所： 第2回国別農業・農村開発指針策定検討委員会資料。

本指針の想定する受益者層

基本的に「農業を主たる生業とする農村（都市でない地域）に居住する貧困層」を、JICA が支援する農業・農村開発案件の主な受益者として想定する。一般に貧困率が高いと言われる土地なし層や都市の失業者層に対する協力の重要性についても十分に認識し、対象地域の事情によっては取り組む場合もあるが、最初からそれらの層に限った協力を検討する指針ではない。

本指針の使い方

- ・本指針は案件の発掘・形成および実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示する手引書である。
- ・各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かすとともに、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、それに基づいて現実的な案件を形成する。
- ・採択された後は、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際にも活用する。
- ・案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本指針を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

本指針の有効期限

基本的には日本の協力方針（国別援助計画、現地 ODA タスクフォースの協力指針など）に照らして、5年前後を想定する。しかし、本指針が目指す「対象地域の人々の生計の維持・向上手段（方法）の強化」には5年以上かかる場合も多い。したがって、案件を発掘・形成する際には、対象地域の子供世代、あるいはその孫世代へ与える影響にも留意すべきである。

本指針作成の背景と目的

多くの途上国において農業は主要産業であり、政府は農業に経済開発の重点を置いている。また、農村人口も依然全人口の大半を占め、その多くは貧困層である。そのため、多数の途上国政府は、農業・農村開発を貧困削減の重要な手段として位置付けている。また、JICA も、2000 年 9 月に国連によって採択された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」を達成するための重要な手段として農業・農村開発を位置付けている。

JICA は、自然条件、社会・経済条件といった地域性に著しく左右される農業・農村開発の特性に鑑みて、国別・地域別アプローチと課題アプローチを融合した取り組みを強化している。その一環として、2004 年 8 月に「開発課題に対する効果的アプローチ <農業開発・農村開発>」を策定し、課題横断的な協力量針を網羅的に提示するとともに、開発手法の大枠を示している。

他方、JICA は、より現地の実情に合った協力を迅速に展開することをめざして、現在、本部にある地域部の機能を在外事務所に移管しつつある。これにより、在外事務所が今まで以上に個々の農業・農村開発協力案件の形成や実施の中心となることが予想される。そのため、上述の「効果的アプローチ」や「国別事業実施計画」に基づくとともに、当該国の実情を十分に踏まえた案件の発掘・形成に役立つ具体的な指針が求められている。

以上のような背景の下、本指針は、JICA が今後ホンジュラスにおいて、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成するために必要な基本情報を整理するとともに、案件を形成する際の視点と方法を示すことを目的に作成された。

「農業開発」および「農村開発」の定義

本指針では、「農業開発」を狭義の農業に限らず、小規模内水面養殖や社会林業などを含む農家の生業全体の生産と所得の向上をめざすもの、また、「農村開発」を農村部の住民（特に貧困層）の基礎的な教育、保健医療、飲料水等へのアクセスの改善を含む農村部全体の生活の質の向上をめざすものと捉える。

本指針がめざすもの：「貧困削減」

ホンジュラスは、非産油国・低所得重債務国に分類される。GNI は 2002 年時点で 920 ドルであり、国民の 45%は極貧状態にある。農村部の貧困はさらに高く、63%が極貧状態に置かれている。1998 年のハリケーン・ミッチによる被害は、国家経済を支える農業セクターに大きな打撃を与えたほか、農村部の貧困を高める結果となった。現在、ホンジュラスは、ハリケーン被害からの復興をおおむね終了しつつあり、貧困削減、経済成長、治安の確保、民主化とガバナンスの改善を主要目標に掲げ新しい「国家変革」を進めている。

このような状況を踏まえて、日本政府とホンジュラス政府は、1999 年の政策協議において、ハリケーン・ミッチからの復興支援を目的とした優先分野のうち、我が国の対ホンジュラス援助重点分野として、a)インフラ（道路、橋梁等）整備、b)農業・水産等基幹産業の振興、c)生活基盤（保健衛生）整備、d)人材育成（教育・職業訓練）が確認された。援助重点分野については、基本的にはこれらの各分野を基本としつつ、日本のリソースに鑑みて、PRSP のコンポーネントのうち、「公正で持続的可能な経済成長の加速化」、「地方における貧困削減」、「人的資本への投資の支援」につながるよう配慮した協力を目指している。

また、ホンジュラスは、農業分野を中心に経済成長に貢献する潜在力を秘めた産業が存在するにもかかわらず、各産業分野での賦存資源の有効活用がおこなわれていないために、生産性の向上に結びついていないことが指摘されている。さらには、輸出に結びつく非伝統的農産物の選定

と育成ならびに農村部における農外所得機会の創出は、持続的な経済成長を促進するとして、その強化が叫ばれている。

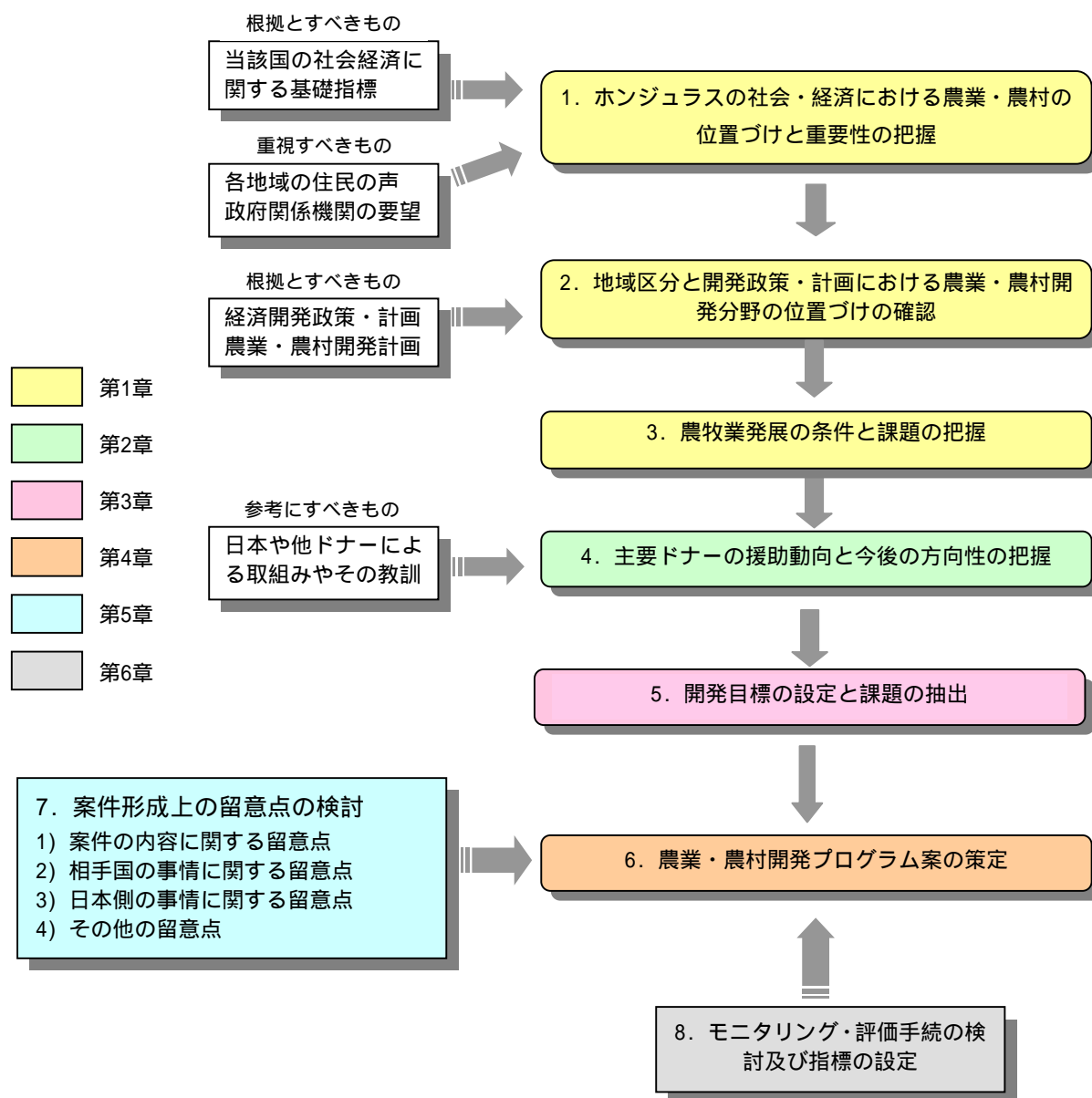
本指針では、ホンジュラスに対するこれらの援助重点分野の根底には「貧困削減」が基本的かつ重要な課題であると認識している。貧困とは、経済面ばかりではなく、社会面、心理面など多面的に把握されるべき問題であり、その削減のためには包括的なアプローチが必要であることを前提とした上で、本指針は策定されている。したがって、本指針では、ホンジュラスの農業・農村開発分野における課題を様々な側面から示した上で、開発目標や課題を絞り込んでいる。そして、それらにどう取り組んでいくべきか、本分野における案件の発掘・形成に資するべく、プログラム案および形成・実施上の留意点を提示した。

案件形成の流れと本指針の構成

農業・農村開発分野における案件発掘・形成の基本的な流れと視点および本指針の構成を以下に示す。本指針では、この流れに沿って、ホンジュラスの全国のおよび地域的な農業・農村開発の特徴と日本を含む主要ドナーの援助動向を把握した上で、問題分析と開発課題の設定を行い、課題に関するプログラム案を提示する。将来、ホンジュラスの社会経済情勢や政策および現地 ODA タスクフォースの方向性あるいは、JICA 国別事業実施計画に変更があった場合には、本プロセスに戻って適宜プログラム案を修正することになる。

作 業	視 点	本指針の章/節
1. ホンジュラスの社会・経済における農業・農村の位置づけと重要性の把握	・ 農業・農村開発分野を国レベルで捉え、基本指標に基づき、ホンジュラスの社会経済開発における本分野の重要性を明らかにする。	第1章(1.1)
2. 地域区分と開発政策・計画における農業・農村開発分野の位置づけの確認	・ ホンジュラスの農業生産や農村生活は地域によって異なる。地域区分の視点から農業・農村特性を把握し、開発課題検討の視点とする。 ・ 開発政策・計画の変遷から農業・農村開発の位置づけを確認する。これは JICA の協力がホンジュラスの上位計画と整合的であるか、その基本的な枠組みの妥当性を判断する材料となる。	第1章(1.2) (1.3)
3. 農牧業発展の条件と課題	・ 開発の現状や問題点は、地域によって異なる。地域の实情に合った有効な案件を形成するために、地域農業特性と営農規模別の農業収入や作物生産状況を把握する。また、国家経済を支える農畜産物貿易の動向と課題を検討することにより、非伝統農産物の輸出動向を把握する。 ・ 貧困層が集中する農村部の生活状況の把握を通じて基礎的な生活改善の必要性を検討する。	第1章(1.4)
4. 日本および他の主要ドナーの援助動向と今後の方向性の把握	・ 必要性および実施可能性の高い案件を形成するためには、日本政府のほか各ドナーが農業・農村開発分野でこれまでに行ってきた支援や今後の方向性を踏まえる必要がある。	第2章
5. 開発目標の設定と課題の抽出	・ 上記3 で把握した農業・農村の現状に基づき、開発課題を整理し、その間の因果関係を分析して重要問題を把握し、それに対する開発目標と課題を抽出する。	第3章
6. 課題に対するプログラム案の策定	・ JICA の国別事業実施計画と上記 5 の問題分析を通じて抽出された課題に対するプログラム案(事例)を提示する。	第4章
7. 案件形成上の留意点の検討	・ 案件形成上において、留意すべき点を検討する。	第5章
8. モニタリング・評価手続の検討および指標の設定	・ モニタリング・評価は、在外事務所が一貫性のある案件管理を行うために最も重要な業務の一つとなる。 ・ 案件管理のフローの各段階における機能移管後に想定される在外事務所の役割、各段階における評価ツールと適用範囲、指標案、指標の入手可能性の検討方法などを示す。	第6章

下図はプログラム案の策定までの作業の流れを示したものである。前ページで述べた案件発掘・形成の基本的な作業のうち、「7. 案件形成上の留意点の検討」と「8. モニタリング・評価手続の検討及び指標の設定」は、プログラムを策定する過程で並行して行うべき作業である。



農業・農村開発プログラム案を策定するまでの流れ

要 約

JICA の協力の基本的な考え方

開発重点方針	開発課題	今後の協力の重点（プログラム）
基礎教育強化	基礎教育における高い留年率・退学率および低い修了率が人的資源開発の制限要因となっている。	基礎教育強化プログラム ・算数指導力向上 ・基礎教育総合強化
保健医療強化	中南米諸国の中でも妊産婦死亡率と乳幼児死亡率が高い国の一つであり、特に地方や農村部で高い数値となっている。	保健医療強化プログラム ・第 7 保健地域リプロダクティブヘルス向上 ・シャーガス病対策 ・看護教育強化に係わるボランティア派遣及び在外研修 ・保健医療・水衛生分野でのインフラ整備
参加型地域開発	PRSP では、農村部の貧困削減を重視している。ホンジュラス政府の要望を踏まえて、西部地域において人間の安全保障の観点から支援を課題としている。	参加型地域開発プログラム ・ミレニアム開発目標セミナー / 同セミナー・フォローアップ ・西部地域・能力開発強化 ・地方女性のための小規模起業支援 ・農産物流通の改善に係わる専門家派遣
運輸・交通網整備	ハリケーン・ミッチは、重要な経済インフラである道路や橋梁に甚大な被害を及ぼした。経済復興と発展のために運輸・交通網の整備が重要である。	運輸・交通網整備プログラム ・橋梁の架け替え ・関連分野におけるボランティア派遣
競争力強化	農業・観光業を中心に経済成長を促す潜在力があるにもかかわらず、資源の有効利用が十分ではない。	競争力強化プログラム ・農産物輸出支援のためのボランティア派遣 ・観光開発に資するボランティア派遣 ・零細・中小企業の競争力強化支援 ・職業訓練関連のボランティア派遣

出所：「ホンジュラスにおける国際協力機構（JICA）の事業概要」、平成17年5月、JICAホンジュラス事務所

開発目標と課題

開発課題は、設定した「小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援」と「中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援」の開発目標を達成するために策定する。これら開発課題は表 3-1(1)と表 3-1(2)に示すように、大項目と小項目に分けて提示している。大項目は開発目標に直接対応し、小項目の課題は大項目から導き出されている。これらの開発課題と「効果的アプローチ」の開発戦略目標と中間目標およびそのサブ目標との関連を示すために併記した。

一方、「中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援」は、これまで日本が実施してきた「灌漑農業計画」の実施対象地域である首都圏周辺、インティンブカ県（エスペランサ地区、ヘスデオトロ地区）とコロンの「北部沿岸小規模農業近代化計画」、オランチョ県の「養豚開発計画」、コマヤグア県における「農業開発研修センター」が主要な対象候補地と考えられる。これら地域を重点的に実施することで、これまでの援助協力成果の有効活用と技術成果の拡大発展が可能であると考えられる。

表 3-1(1) 開発目標と課題

開発目標：小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援				
ホンジュラスにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略 目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 飲料水供給・衛生改善 2. 市レベルの地域保健衛生改善 3. 初・中等教育の普及と質的改善 4. 職業訓練の強化	1.1 飲用水施設の整備拡充 2.1 母子保健の改善支援 2.2 地域保健医療ネットワークの強化 3.1 成人識字率の向上 4.1 職業能力の開発（農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術等）	・基本的な農村生活インフラ整備の遅れ ・生活の質が低い ・安全な水へのアクセスが悪い ・保健衛生サービスへのアクセスが悪い ・成人識字率が低い	3. 活力ある農村の振興	3-4 農村インフラの整備 ・給水施設の整備 ・集落公共事業の実施 3-8 住民の保健水準向上 ・保健・医療サービス向上 3-9 住民の教育水準向上 ・基礎教育の充実 ・基礎サービスの拡充
5. 持続的な農業生産活動の推進と農外所得へのアクセスの向上	5.1 適正な肥培管理技術の開発・普及支援 5.2 耕地利用率の向上 5.3 ポスターベスト技術の改善支援 5.4 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 5.5 灌漑整備 / 維持管理体制の整備 5.6 小規模農村工業の振興支援（簡易農産加工） 5.7 アグロエコツーリズムの推進）	・土壌劣化が進んでいる ・技術開発・普及の遅れ ・農地が細分化している ・生産量が少ない ・栄養不足 ・不安定な農業生産 ・低い農業収入で不安定 ・生産基盤が不足 ・生産性（収量）が低い ・自給食料の確保が困難 ・農外収入が少ない ・農外収入へのアクセス機会が少ない	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善 ・ポスターベスト技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備

表 3-1(2) 開発目標と課題

開発目標：中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援				
ホンジュラスにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略 目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 生産性の向上による生産拡大と競争力の強化	1.1 土壌劣化の防止支援 1.2 適正な肥培管理技術の開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の向上 1.4 ポストハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化支援 1.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備 1.7 動植物検疫体制の整備 1.8 農業牧畜省科学技術局、検疫局等の関連組織の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌劣化が進んでいる ・技術開発・普及の遅れ ・生産基盤整備の遅れ ・生産性（収量）が低い ・輸出競争力が弱い ・動植物検疫体制が遅れている 	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善 ・ポストハーベスト技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備 1-3 輸出促進策の強化
2. 生産コストの削減	2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援 2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援 2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援 2.4 共同集出荷体制の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入資材への依存が高い ・低コスト技術が未発達 	2. 安定した食料供給	2-2 食料流通機能の整備 ・流通市場ハードインフラの整備 ・輸送体制の整備
3. 市場との連携・販売体制の強化	3.1 市場動向にもとづく生産体制の確立 3.2 流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・流通システムが未整備 		
4. 農外所得へのアクセス向上	4.1 農畜産加工業の振興 4.2加工用原料の質的向上 4.3 農畜産加工技術の改善・強化 4.4 農畜産加工製品の検査制度の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産品の加工度が低い ・加工関連産業が未発達 	3. 活力ある農村の振興	3.1 農産品加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備 3-5 農村環境の保全
5. 環境保全対策の推進	5.1 森林保全対策の強化 5.2 土地利用計画・規制制度の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・焼畑農業の恒常化 ・農地の無秩序な外延的な拡大 		

案件形成上の留意点

分類	項目	留意点
1. 案件の内容に関する留意点	案件の背景と問題	2004年から2021年までの長期の農業・農村開発の基本政策では、ホンジュラスを取り巻くグローバルな経済環境の変化を背景に、その中で同国の農業・農村開発の方向性を明示している。
	協力目的/対象地域	西部地域や農地改革地域に対しては、生活インフラ整備を中心とする農村社会開発を優先的に実施する。生産ポテンシャルが高い地域に対しては、農業生産力強化支援による貧困削減への取り組みが求められる。
	受益者	先住民の居住する地域で案件を形成する時には、市長と先住民グループのリーダーが十分に協議することが重要である。
	協力内容	市場動向に直結した生産支援と地域の農業・農村特性を踏まえた農外所得の創出効果をもたらす開発の視点に留意する。
	類似案件からの教訓	Municipality あるいは Mancomunidad を実施機関としたプロジェクトは、それら組織の能力に左右される側面が大きい。
	他ドナーとの協調について ドナー協調の動き	主要ドナーの支援は多岐にわたるが、PRSPの策定を契機にドナー間の棲み分けができつつあり、支援援助の重複は少ない。農業分野におけるドナー協調の動きがでており、各ドナーは決定あるいは実施前に、それぞれの協力方針やプロジェクト内容を他ドナーにも開示している。2004年にIDBが中南米全域にSWApを導入することを決定し、ホンジュラスでも同年6月、IDBの支援によって農林業セクタープログラム案が策定された。
	民間セクターとの連携	農業牧畜省の弱体化の中で、協力案件を持続的に実施するには、NGOや民間との連携を指向することが有効な手段である。
	住民の組織化	新たに住民を組織化するのではなく、対象地域における既存の住民組織を活かして活動する方法を検討する。
	持続性を確保するシステム構築	協力案件の持続性を維持するには、直接的な案件の裨益者となる農家へのインセンティブの付与に留意する必要がある。
2. 相手国の事情に関する留意点	連邦政府・地方政府の開発計画	地方分権の下、末端の行政機関であるMunicipality 毎の戦略的開発計画が行政、市民社会の「参加」で策定された。その「策定過程」は市により千差万別であるため、案件形成時には対象地域の計画の策定過程を十分に把握して活動内容を検討する。
	地方分権化	Municipality に対する国家予算からの交付金は全予算の5%であるが、各自治体も対象地域の徴税権を有する。ある程度の規模の財源をもつMunicipality とそうでないMunicipality の活動内容の差が大きいことにも留意する。
	市場経済化	市場経済化への対応を自ら試行錯誤している層と、「政府が何かをしてくれる」ことを待つ層の二極分化が進んでいる。協力するにあたっては、前者を中心に対応策を考える方がより効果的な協力につながる可能性がある。
	カウンターパート機関	カウンターパートの定着率は、案件の正否に大きな影響を与える。農業牧畜省だけでなく、JICAとの協力実績のある大学や組合も考慮したカウンターパートの選定を検討する必要がある。
	財政赤字・債務	農業牧畜省の予算は非常に少ないため、同省が農業・農村に果たす役割は限定的であることに留意する必要がある。
	政府の案件承認プロセス	技術協力の窓口機関はSETCO、借金は財務省の管轄であるが、両者間で個々のプロジェクト実施に必要な条件を勘案して行うべき案件の優先付けに関する協議は行われていない。
	ホンジュラス政府の援助に関する指向	ホンジュラス政府関係者は、次期政権(2006~2010年)が継続してPRSPを中心とする各種政策の実施とそれに関連する援助要請を期待している。ドナーも次期大統領候補に働きかけている。
	治安・生活環境の問題	近年、内戦の終了した近隣諸国から大量の武器や戦闘要員の流入が見られ、銃器を使った組織的な犯罪が多く発生し、治安状況も悪化する傾向にある。
3. 日本側の事情に関する留意点	援助方針	保健と教育がJICA事務所の重点協力分野であり、農業・農村開発は地方開発(地域開発)の一環として支援する考えである。
	JICAの予算	中南米向予算は減少傾向にあるが、JICA事務所は、貧困率が高いホンジュラスにより多くの予算を獲得したい意向である。
	日本のこれまでの実績と技術的優位性の考慮	市場情報やマーケティングなどの市場開発戦略面では、ODAによる協力実績が少ない。この分野の協力拡充は、これまでの日本の援助実績と技術的優位性を高める上で重要な課題である。
4. その他の留意点	現地コンサルタントの発掘・確保	事務所が案件形成を行なう場合には、事務所のナショナルスタッフの育成と現地コンサルタントの活用が極めて重要である。

目 次

ホンジュラス国地図	
本指針について	i
要約	v
目次	ix
略語表	xi
1. 国家経済における農業・農村開発の位置づけと現状	HON-1
1.1 国家経済における農業セクターの位置づけ	HON-2
1.2 地域区分	HON-2
1.3 農業・農村開発政策の変遷と課題	HON-4
1.4 農牧業発展の条件と課題	HON-6
1.4.1 主要農畜産物の生産動向	HON-6
1.4.2 地域別農業特性	HON-6
1.4.3 営農特性	HON-8
1.4.4 農畜産物貿易の動向と課題	HON-11
1.5 農村の現状と開発の課題	HON-14
1.5.1 農村部の貧困	HON-14
1.5.2 保健・衛生の状況	HON-14
1.5.3 教育の状況	HON-15
1.5.4 県別農村開発の必要性と JICA の投入規模	HON-15
2. 日本および他ドナーの援助動向と方向性	HON-17
2.1 貧困削減戦略書（PRSP）の視点	HON-18
2.2 日本の援助動向と今後の方向性	HON-19
2.2.1 援助実績	HON-19
2.2.2 援助の方針	HON-20
2.3 他ドナーの援助動向	HON-20
2.3.1 主要ドナーの援助実績と方針	HON-20
2.3.2 ドナー協調	HON-21
2.3.3 NGO の活動	HON-23
3. 農業・農村開発の課題	HON-25
3.1 課題設定の手順	HON-26
3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ」の概要	HON-26
3.3 問題分析を通じた重要問題の把握と開発目標の設定	HON-28
3.4 農業・農村開発の課題	HON-30
3.5 優先開発課題の検討	HON-31
4. 課題に対するプログラム案（事例）	HON-33
4.1 小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援	HON-35
4.2 中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援	HON-36

5. 案件形成上の留意点.....	HON-37
5.1 案件の内容に関する留意点.....	HON-38
5.2 相手国の事情に関する留意点.....	HON-40
5.3 日本側の事情に関する留意点.....	HON-42
5.3 その他の留意点.....	HON-42
6. モニタリング・評価手続および指標.....	HON-43
6.1 モニタリング・評価の手続き.....	HON-44
6.2 成果指標の設定および適用.....	HON-45
6.3 成果指標例.....	HON-46
6.4 成果指標データの入手可能性の検討.....	HON-47

資料編

付録1 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への 応用性に関する調査報告書要約	
付録2 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）	
付録3 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」 農業開発・農村開発 開発課題体系全体図	

略語表

ADRA	:	Adventist Development and Relief Agency	/	
AECI	:	Agencia Española de Cooperación Internacional	/	スペイン国際協力庁（援助庁）
AICAF	:	Association for International Cooperation of Agriculture and Forestry	/	社団法人 国際農林業協力協会
CABEI		Central American Bank for Economic Integration		中米経済統合銀行
CAS	:	Country Assistance Strategy	/	世界銀行 国別援助戦略
CEPAL	:	Economic Commission for Latin America and Caribbean	/	国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会
CG	:	Consultative Group	/	支援国会合
ECLAC	:	Economic Commission for Latin America and Caribbean	/	国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会
EU	:	European Union	/	欧州連合
FAO	:	United Nations Food and Agriculture Organization	/	国際食糧農業機関
FTAA	:	Free Trade Area of the Americas	/	米州自由貿易地域
GDP	:	Gross Domestic Product	/	国内総生産
GNI	:	Gross National Income	/	国民総所得
GNP	:	Gross National Product	/	国民総生産
GTZ	:	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	/	ドイツ技術協力公社
HACCP	:	Hazard Analysis and Critical Control Point	/	危害分析重要管理点
HIV/AIDS	:	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	/	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
IDB	:	Inter-American Development Bank	/	米州開発銀行
IDF	:	Institutional Development Fund	/	世界銀行 制度開発基金
IFAD	:	International Fund for Agricultural Development	/	国際農業開発基金
IMF	:	International Monetary Fund	/	国際通貨基金
JICA	:	Japan International Cooperation Agency	/	国際協力機構

ホンジュラス国 農業・農村開発指針

M/P	: Master Plan	/ マスタープラン
NAFTA	: North American Free Trade Agreement	/ 北米自由貿易協定
NGO	: Non-Governmental Organisation	/ 非政府組織
ODA	: Official Development Assistance	/ 政府開発援助
PAHO	: Pan American Health Organization	/ 世界保健機構アメリカ地域事務局
PDM	: Project Design Matrix	/ プロジェクト・デザイン・マトリックス
PEA	: Economically Active Population	/ 経済活動人口
PRSP	: Poverty Reduction Strategy Paper	/ 貧困削減戦略書
R/D	: Record of Discussions	/ 合意議事録
RGDP	: Real Gross Domestic Product	/ 実質国内総生産
S/W	: Scope of Work	/ スコープ・オブ・ワーク
SECPLAN	: Secretaria de Planificacion, Coordinacion y Presupuesto	/ 財政調整計画委員会（ホンジュラス）
SETCO	: Secretaria Técnica y de Cooperación Internacional	技術・国際協力庁（ホンジュラス）
SIECA	: Permanent Secretariat of the General Treaty for Central American Economic Integration	/ 中米経済統合常設事務局
SME	: Small and Medium-sized Enterprise	/ 中小企業
TOR	: Terms of Reference	/ 業務指示書
UNCTAD	: United Nations Conference on Trade and Development	/ 国連貿易開発会議
UNDP	: United Nations Development Programme	/ 国連開発計画
UR	: Uruguay Round	/ ウルグアイラウンド
WHO	: World Health Organization	/ 世界保健機構
WTO	: World Trade Organization	/ 世界貿易機構

本 編

1. 国家経済における農業・農村開発の位置づけと現状

<本章で行う作業の要点>

1.1 国家経済における農業セクターの位置づけ

農業・農村部門の位置づけを国レベルで捉え、基本指標に基づいて、ホンジュラスの国家経済における同部門の重要性を明らかにする。ここでは、GDP における農業セクターのシェア、農業セクターにおける各分野のシェア、輸出に占める農業セクターと作物別シェア等を基本指標としている。

1.2 地域区分

開発の現状や問題点は、地域によって大きく異なる。地域の実情に応じた案件を形成するために地域区分を行う。地域区分した上で、各地域の特性を基本指標に基づき把握する。地域特性の把握を通じて、地域に応じた農業・農村開発の必要性を認識する基礎資料とする。地域特性を把握する上で用いた基本的な指標は、国土面積比率、自然条件（標高、平均降雨量、気候特性）社会特性（人口、貧困率：都市と農村別、貧困度合い別）である。用いた基本的な指標は、国土面積比率、自然条件（標高、平均降雨量、気候特性）社会特性（人口、貧困率：都市と農村別、貧困度合い別）である。

1.3 農業・農村開発政策の変遷と課題

過去から現在に至るまでのホンジュラスにおける農業・農村開発政策の変遷と特徴を各政権別に把握する。この作業を通じて、国内の農業・農村開発が抱える政策課題を時系列的に明確にする。また、現政権における政策課題からは、今後のホンジュラスがとるべき戦略とそのための課題を把握する資料とする。これら一連の作業は、JICA の協力がホンジュラスの上位計画と整合的であるかを検討する際の参考とする。

1.4 農牧業発展の条件と課題

主要農産物の作付け状況を国レベルで把握し、地域別の生産特性を検討する。また、営農規模別の農業収入と農家所得を分析し、営農規模別の主要作物の生産割合を明確にする。これらの作業を通じて、地域別および生産規模別に対策が必要となる理解を促進する。

さらに、本項では、ホンジュラスが最も重視する中米共同市場の中での同国の位置づけを農産物貿易に観点から概観する。これにより、農産物貿易の方向性を把握する。

1.5 農村の現状と開発の課題

農村部に生活する住民の生活実態を把握する。特に、農村社会の問題点を貧困の程度の把握に焦点を置いて把握する。農村社会構造については、保健衛生、教育分野を中心に検討する。

1.1 国家経済における農業セクターの位置づけ

ホンジュラスの農業セクター(農業、畜産、水産、林業)は、1970年代から1980年代まで国内総生産(GDP)の約30%を占めてきた。1990年代後半からのGDPシェアは、18%まで低下しているものの製造業や商業セクターの15%に比べて、依然として高いシェアを維持している。また、経済活動人口の91万人の約40%(2003年)は農業セクターが吸収し、その割合は年々高くなる傾向にある。一方、ホンジュラスのGDPは、1994年と1999年にそれぞれマイナス1.4%とマイナス6.0%の成長率となった。この前年には、いずれもハリケーンと干魃被害が発生し、農業生産性の低下が経済成長に直接影響したことから、国家経済の動向と農業生産に強い相関関係が認められている。

特に1998年10月に発生したハリケーン・ミッチによる経済的な損失は、GDPの70%に相当する38億ドルと推計されている¹。このハリケーンによって、主要輸出農産物であるコーヒーとバナナが甚大な被害を受け、1990年代前半に総輸出額の80%近くを占めていた農業セクターのシェアは50%台にまで低下している。また、農村部では400近くの橋梁が全壊・半壊し、道路、電気、通信、水道等の生活インフラも大きな被害が発生した。当時の大統領カルロス・フローレスは、「ホンジュラス経済は50年間後退した」と述べ²、ハリケーン・ミッチの後遺症からの回復と復興が農業・農村開発上の重要な政策課題となっている。

表1-1 農業セクターの主要指標

	1991年	1995年	2000年
1. GDPに対する農業セクターのシェア(%)	22.7	21.5	18.0
2. 農業セクターのGDP(億レンピーラ)	31.8	70.3	113.5
分野別シェア:			
農業分野(%)	58.7	66.2	58.5
畜産分野(%)	24.4	19.0	19.3
水産分野(%)	4.4	3.5	4.7
林業分野(%)	7.0	6.5	9.0
3. 輸出額に対する農業セクターのシェア(%)	78.8	61.4	53.3
生産物別シェア:			
コーヒー	18.4	28.6	25.8
バナナ	39.7	17.6	8.6
牛肉	4.0	1.1	0.2
エビ・ロブスター	11.7	10.5	11.7
4. 農牧業部門の従事者数(1,000人)	552	673	840
(経済活動人口におけるシェア%)	(34.7)	(36.0)	(36.5)

出所: Secretaria de Agricultura y Ganaderia, 2001; Banco Central de Honduras, 2001; Honduras en Cifras, 2001-2003を基に調査団作成。

1.2 地域区分

ホンジュラスは、丘陵地と急峻な山岳部からなる複雑な地形条件を呈している。気象条件も地形の影響を強く受け、温帯性から亜熱帯、湿潤熱帯、乾燥サバンナまで幅広い気候を有している。国内は、このような地形と気象条件から、I.南部、II.中西部、III.北部、IV.大西洋沿岸、V.北東部、VI.中東部、VII.西部の7地域に分けて、地域別に農業・農村の特性を理解するのが一般的である。

これら各地域では、栽培作物や土地所有規模に差異があるほか、地域間で貧困度も異なる。総世帯数113万戸のうち66%は貧困ライン以下の状態にあり、農村部では75%に達している(PRSP, 2001)。農家が多く分布する西部、中西部、南部の貧困度が高く、基本ニーズ(UNB)の要求指数が国平均よりも約10%高い。農牧業を直接受け持つ農村の貧困は生産を大きく左右し、国家経済へも多大な影響を及ぼすことから、各地域の農業・農村特性の把握に視点を置いた開発課題の考察が不可欠である。

¹ World Bank, Memorandum of the President of the International Development Association and the International Finance Corporation to the Executive Directors on a Country Assistance Strategy for the Republic of Honduras, Report No.: 25873 HO, May 29, 2003.

² (社)国際農林業協力協会「ホンジュラスの農林業」、1999年3月、p.13.



図 1-1 県別地域区分図

表 1-2 地域別特徴

地域区分	面積 km ² (%)	気候区分	県	世帯数 (1,000 戸)	貧困率 (%) UBNs > 2UBNs		農家戸数 (1,000 戸)
I. 南部	5,776 (5.1)	サバンナ性気	Cholteca	71.2	59.8	10.6	21.9
			Bajio	29.2	65.8	14.7	9.8
			計	100.4	62.8	12.7	31.7
II. 中西部	10,599 (9.4)	亜熱帯性	Comayagua	61.3	54.9	9.2	21.5
			Intibuca	27.3	57.1	6.7	18.1
			ラ・パス	27.2	49.2	12.1	12.8
計	115.8	53.7	9.3	52.4			
III. 北部	11,893 (9.9)	湿潤熱帯性	コルテス	175.9	38.5	3.0	14.8
			ヨロ	83.8	52.3	7.7	19.3
			計	258.7	45.4	5.4	34.1
IV. 大西洋沿岸	29,756 (26.5)	湿潤熱帯性 (熱帯降雨林)	アトランティダ	65.7	40.4	6.8	12.3
			コロン	42.3	53.6	8.3	11.7
			G.A. デイオス	-	-	-	3.8
			バイア島	-	-	-	0.3
計	108.0	47.0	7.6	28.1			
V. 北東部	24,351 (21.7)	亜熱帯性	オランチョ	69.9	49.4	8.6	27.3
VI. 中央東部	15,164 (13.5)	亜熱帯性 / 温帯湿潤性	エル・パライソ	65.4	46.2	10.2	24.7
			F. モラサン	222.4	38.2	4.3	23.3
			計	287.8	42.2	7.3	48.0
VII. 西部	14,328 (12.8)	亜熱帯性	コパン	55.1	66.2	17.7	22.0
			レンピーラ	42.1	59.5	14.4	27.0
			オコテペケ	19.4	49.9	15.4	10.4
			S. パルバラ	75.0	48.4	6.7	27.0
計	191.6	56.0	13.6	86.4			
国土総面積	112.1 万 km ² (100%)			1,133.2	47.9	7.8	308.3

注: UBNs とは貧困率を基本ニーズで測ったものである。基本ニーズは飲料水、衛生的なトイレ、子供の教育、世帯主の自活能力、居住空間、住居状態の6つのカテゴリーに分類し、それぞれに満たされるべきニーズの状態を規定している。UBNsは基本ニーズが1項目でも満たされていない世帯。>2UBNsは基本ニーズが2項目以上満たされていない世帯。

出所: 世帯数/貧困率はPMIS, GDSC 1999、農家戸数はCenso Nacional Agropecuario 1993に基づいて調査団作成。

1.3 農業・農村開発政策の変遷と課題

ホンジュラスでは、1990年のカジェハス政権の発足に伴い「構造調整政策」を本格的に導入した。1992年には、構造調整政策の一環として「農業部門近代化・開発法(LMDSA)」が策定され、従来の農業政策が大きく変容することとなった。LMDSAの背景には、1980年代まで実施されてきた農地改革による農村人口の急増、生産および生活基盤の未整備による農業生産性の低下、それにとまなう食料不足(栄養不足)による農村貧困の深刻化、さらには輸出競争力も低下するなど、国家経済の上からも見過ごすことができなくなった事情がある。

LMDSAは、米国国際開発庁(USAID)の主導によって立案され、a)食料増産、b)農村部の雇用促進、c)農畜産物の輸出促進の3点を政策骨子としている。さらに、LMDSAは、これら政策の実施を通じて「農産物価格の自由化」と「土地所有制度」の両改革を推進することを目的としている。LMDSAによって全農畜産物の貿易と国内流通の自由化が実現した。この結果、「バナナとコーヒーを中心とする輸出農産物部門が最大の受益者となった」³ことのほか、以下の政策面での問題点が指摘されている。

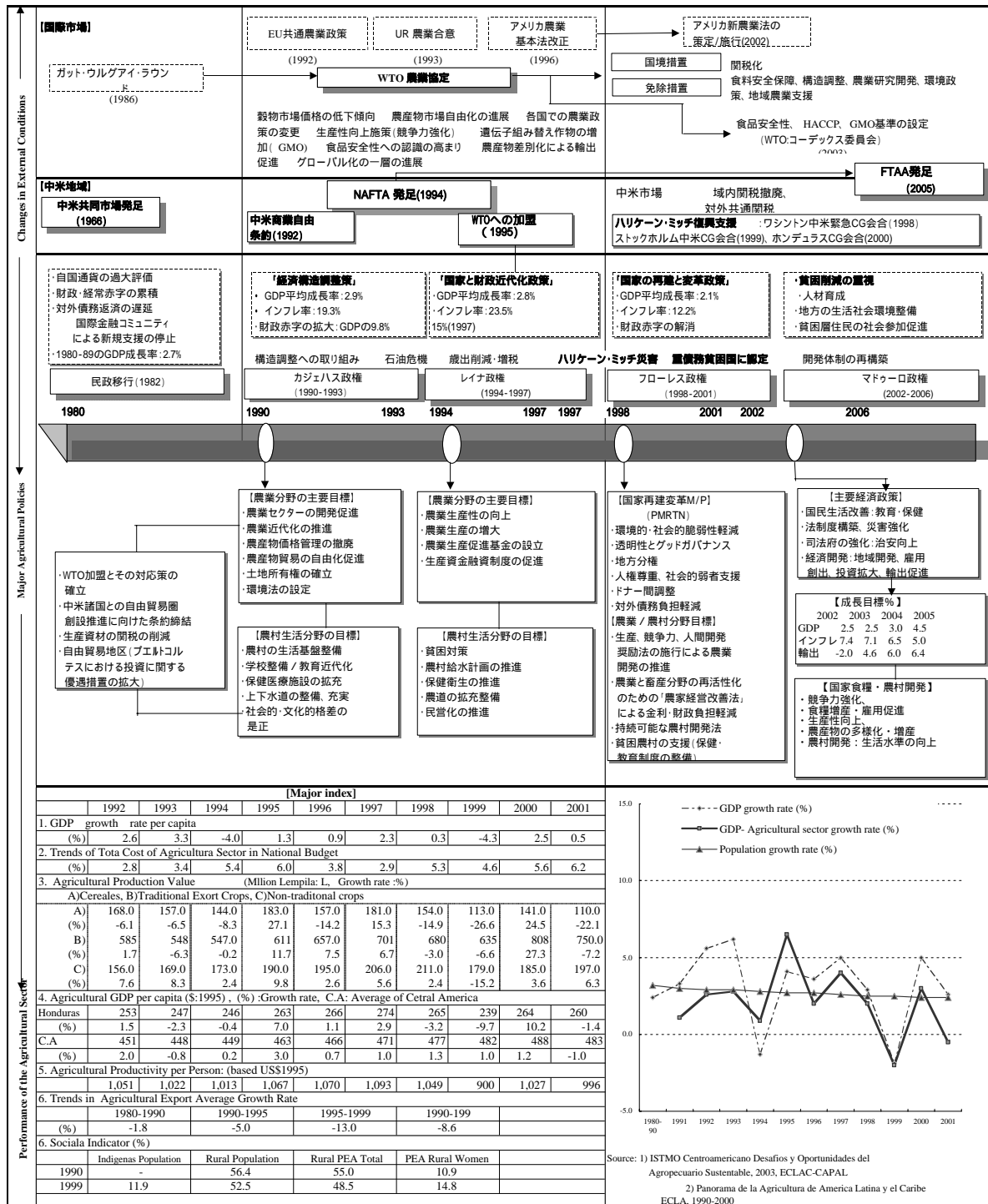
- ・基礎穀物の輸入自由化は、コメやトウモロコシの収穫直前に国内価格が下落し、競争力の弱い小規模零細農家に大きな打撃を与えている。
- ・牛乳、砂糖、コムギ、タマゴ、トウモロコシなど国家の価格統制下に置かれていた品目が自由化され、市場出荷比率の高い大規模農家が最大の受益層となり、食料の純購入者が多くを占める貧困農家層が打撃を被っている。
- ・輸出農産物の生産地帯における土地価格の上昇傾向が続き、農地改革で誕生した農業協同組合がアメリカ系農企業に農地を売却するケースが増加している。

1993年の農業センサスによると、総農家数約31万戸のうち、土地所有面積1ha以下の零細農家が全体の20%近くを占め、5ha以下の小規模農家層と併せると全体の総農家数の50%に達する。また、土地無し農民の数は12.6万人と推定され、1974年のセンサス時に比べて4万人の増加となっている。構造調整やLMDSAの目指す政策目標をいかにして、小規模零細農家へ反映させるかという問題は、農村部の貧困削減の視点からも重要な政策課題となっている。

ホンジュラス農業牧畜省(SAG)は、2004年に2021年までの長期の農業基本政策である「2004-2021年農業と環境セクターに関する国家政策(Politica de Estado para el Sector Agroalimentario y el Medio Ambiental)」を米州開発銀行(IDB)の資金援助を受けて策定した。本政策では、「貧困削減」と「生産性向上による競争力強化」を2大戦略としている。また、この戦略を達成するための主要な開発コンセプトは、「農産需要動向を考慮した農畜産物生産の推進」、「輸出競争力強化支援」、「アグロ-フードシステムの構築」、「生産チェーンの強化」、「食料安全保障の推進」および「民間企業の役割強化」である。

これら一連の政策は、国内における貧困対策への対応とともに、近い将来の中米統合や北米との自由貿易協定の締結、さらにはWTO交渉を見据えて、ホンジュラスがとるべき戦略とそのための新たな課題への対応に迫られた結果ともいえる。

³ (社)国際農林業協力協会「ホンジュラスの農林業」、前掲書、p.8。



出所: 1) ISTMO Centroamericano Desafios y Oportunidades del Agropecuario Sustentable, CAPAL, 2003 および 2) CEPAL, Panorama de la Agricultura de America Latina y el Caribe, 1990-2000 を参照して調査団作成

図 1-2 開発政策の変遷と動向

1.4 農牧業発展の条件と課題

ここでは、農業セクターの GDP で最も大きなシェアを有する主要農産物の作付動向を地域別および土地所有規模別に検討する。これによって、地域特性や農家規模の視点からの生産実態が把握され、農業開発の課題を検討する際の材料となる。

1.4.1 主要農畜産物の生産動向

農業セクターの GDP の約 60%は作物生産が占め、畜産が 19%で、これに続く。水産と林業はそれぞれ5%と10%前後である。総農家の50%は小規模農家（5ha 以下）であり、総農地面積に占める割合は11%に過ぎない。一方で、大規模農家（50ha 以上）の数は 2%であるが、総耕地面積の 53%を占め、土地所有規模の偏りが大きい。最近 10 カ年の農業生産、輸出入の特徴は以下のとおりである。

- a) 総農用地面積は約 334 万 ha である。このうち牧草地が最大の 46%、短期作と永年作の耕地面積がそれぞれ 24%と 30%を占める。主要農作物は作付面積順にトウモロコシ、コーヒー、フリホルマメ、ソルガム、サトウキビ、パイナップル、バナナ、コメである（1993 年農業センサス）
- b) このうちコーヒーとバナナは伝統的な輸出農産物であり、その他は国内向け作物であるが、野菜類（タマネギ、トマト、メロン）とパイナップルは近年、輸出用としての生産が増大している。
- c) 1998 年のハリケーン・ミッチの襲来は、主要な輸出品であるバナナ生産に多大な影響を与えた。これを契機として、オイルパーム、メロン、パイナップル等への転換が促進されている。
- d) トウモロコシの一人当たり消費量は、1960 年代の 150kg から暫時減少し、2000 年には 120kg 台となっている。その一方で、コメ、コムギの消費量は増加傾向にあり、同時期にそれぞれ 6kg から 14kg、11kg から 42kg と 2 倍から 3 倍以上の増加である（詳細は資料編を参照）
- e) このような消費性向を反映して、コメの輸入量は 1991 年の 3.2 万トンから 6.2 万トンへと増加しているほか、コムギも 14.5 万トンから 20 万トンの増加である。このような輸入増加は、「農業部門近代化・開発法（LMDSA）」による農産物価格の自由化による影響が大きい。

表1-3 主要農産物の生産動向

（単位：10,000トン）

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
単年生作物										
トウモロコシ	55.8	57.7	59.7	50.8	67.5	53.0	61.0	47.0	44.2	44.7
フリホルマメ	7.9	8.0	3.9	5.9	6.5	5.4	7.5	9.4	5.6	5.7
コメ	8.6	6.3	3.9	4.8	5.6	6.0	5.0	2.8	1.3	1.2
メロン	5.4	5.7	8.1	3.1	4.0	4.6	5.5	6.4	7.5	8.9
トマト	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	3.9	4.0	4.0	4.3	4.6
タマネギ	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.3	3.5
永年生作物										
コーヒー	10.0	13.5	12.1	11.8	13.2	14.6	14.5	17.4	15.7	19.4
バナナ	96.9	1,021.1	94.1	77.3	86.7	98.6	90.2	80.4	21.3	46.8
オイルパーム	34.3	40.3	38.3	40.5	46.4	49.6	55.5	65.9	60.1	61.0
パイナップル	22.0	22.3	22.6	22.8	23.1	23.9	27.6	32.0	37.0	42.8

出所： Secretaria de Agricultura y Ganaderia, Compendio Estadístico Agropecuario 2001.

1.4.2 地域別農業特性

ホンジュラスの農業地域は、地形、気象、土壌等の生産条件の相違に基づいて 7 地域に区分される（表 1-4）。各地域で作物の種類や作付面積および生産量、収量が異なる。これは、視点を変えれば地域特性に対応した農業生産が行われていることを示すものである。地域別の作物生産状況を見ることは、地域別および作物別の開発課題を把握する重要な視点となる。

表1-4 地域別農業特性

地域	農業特性									
I. 南部地域	南部地域はサバナ気候を呈し、乾燥に強いトウモロコシを主体とする穀物生産と肉牛の粗放飼育が中心である。また、近年は輸出用メロン栽培が盛んとなっている。チョルテカ県は広大な牧草地を反映して、国内の牛の12%を保有する有数の畜産県でもある。両県ともにトウモロコシの収量は全国平均の半分以下(0.6t/ha)であり、他の作物も総じて低収量である。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 チョルテカ バジェ	5.5(21%)	14.0(53%)	7.8	4.1	0.3	0.7	0.1	1.4	71.5	0.5
	1.9(35%)	1.9(35%)	3.6	-	-	-	-	-	26.2	0.3
II. 中西部地域	標高が高い中山間地に位置し、小規模なコーヒー栽培、牧畜(肉牛、乳牛、養豚、養鶏)と林業が盛んである。平坦な地域では冷涼な気候を利用して、高原野菜の生産が行われている。穀物収量はトウモロコシの0.8t/haなど全て国内平均(1.3t/ha)を下回っている。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 コマヤグア インティブカ ラ・パス	5.2(29%)	7.6(43%)	5.9	25.8	27.9	54.4	1.2	10.3	-	0.7
	3.0(24%)	3.3(26%)	3.3	2.4	7.1	0.9	0.2	2.7	-	2.3
	2.5(30%)	2.7(32%)	4.5	3.6	0.8	1.4	0.5	6.0	0.5	-
III. 北部地域	湿潤気候地帯に属し、海岸低地から奥地に広がる平原部一帯では企業的なバナナ経営のほか、サトウキビ、カカオ、トウモロコシの大規模農業が盛んである。また、肉牛を中心とする牧畜も盛んである。大規模生産農家が多いため穀物収量は全国平均を全て上回る。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 コルテス ヨロ	6.2(30%)	9.4(45%)	4.4	0.5	0.5	0.9	38.7	3.6	-	19.0
	7.1(26%)	13.1(48%)	7.7	1.5	1.5	0.8	39.9	7.2	-	0.7
IV. 大西洋沿岸部	カリブ海沿岸に面したこの地域では漁業が盛んであるほか、沿岸から内陸部ではオイルパーム、オレンジ、パイナップルの大規模栽培が企业的に行われている。パイナップル、オイルパームは、1998年のハリケーン・ミッチの襲来以降、栽培面積が増加する傾向にある。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 アトランティダ コロソ グアシアス・ア・ディオス パイア島	4.2(26%)	8.1(50%)	3.5	0.3	0.4	0.4	-	0.3	-	56.2
	4.7(26%)	8.4(46%)	3.7	0.8	0.4	0.2	10.5	0.2	-	1.5
	0.8(24%)	0.7(18%)	0.7	0.4	-	-	2.8	-	-	9.3
	0.1(16%)	0.2(49%)	1.3	-	-	-	0.1	-	-	-
V. 北東部地域	最大の面積を有する県である。小規模農家と大規模な畜産農家が混在化する。農家数の半数はコーヒー栽培農家であり、主要穀物とコーヒーの主産地である。また、耕地面積の3倍の牧草地面積が分布し、国内最頭数である約32万の牛が飼育されている。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 オランチョ	9.3(17%)	27(53%)	12.8	4.2	3.2	5.1	1.5	12.6	-	0.8
VI. 中東部地域	同地域は比較的標高が高く、温暖な気候、肥沃な土地および豊富な水源に恵まれ、小規模農家による野菜、穀物、コーヒーを主体とした農業に特徴がある。両県をあわせた農家数は国内の総農家数の60%を占める。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 エル・パラソ フランシスコ・モラサン	7.4(20%)	18.5(50%)	9.7	8.5	3.5	6.0	0.7	16.7	0.8	0.5
	5.1(24%)	7.8(36%)	9.3	14.0	38.4	23.2	0.8	3.4	0.9	1.7
VII. 西部地域	山間地が多く、国内で最も貧困地域とされる。自給用の穀物と野菜やコーヒー栽培を中心とした小規模農家が多く分布する。野菜や果実は山間地の斜面を利用して栽培されている。これら作物は、国境を接するグアテマラとエルサルバドルへ直接輸出される場合が多い。									
	耕地/牧草地面積(10,000ha)		主要作物の国内総作付面積のシェア(%)							
	耕地	牧草地	穀物	タマネギ	キャベツ	トマト	バナナ	コーヒー	メロン	パイナップル
県 コバン レンピーラ オコテペケ サンタバーバラ	4.5(24%)	9.8(54%)	5.4	8.0	0.5	1.8	0.7	9.6	-	2.1
	4.3(31%)	5.2(38%)	7.9	1.3	0.8	0.5	0.1	5.8	-	2.6
	1.6(23%)	3.5(49%)	1.6	23.5	0.2	1.3	0.2	3.6	-	0.1
	6.8(28%)	11.8(48%)	6.9	0.4	1.0	1.4	1.5	16.9	-	1.9

注: 耕地と牧草地の(%)は県内の総農用地面積に対する割合。主要作物の穀物はトウモロコシ、フリホールマメ、コメ、ダイズ。

出所: SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario, 1993/1994, Hondurasを基に調査団作成。

1.4.3 営農特性

(1) 営農規模別の農業収入と農家所得

ホンジュラスの農家の所得水準は営農規模（土地所有面積）によって大きく異なっている。表 1-5 は、大規模灌漑農家と小規模非灌漑農家の農業収入・農家所得の比較である。小規模農家の農業収入は中規模農家の 1/3、大規模農家の 1/40 程度であること、また、純家計所得の比較ではそれぞれ 1/5 と 1/100 であることが分かる。営農規模は土地所有面積の相違だけでは比較できない。しかし、ホンジュラスでは、土地所有面積が経営規模（資金力）と比例する 경우가多く、基本的に土地所有格差が小規模農家と中規模および大規模農家との所得格差に結びついている。また、表 1-5 からは、小規模農家の農業収入の 80%は作物収入が占めていることが分かる。作物収入が農業収入の大半を占める実態は、小規模農家の営農特性が作物生産に特化した状況からも理解される。今後、小規模農家の農業収入の向上には、作物の生産性向上に向けた対策が重要な検討課題といえる。

表1-5 営農規模別の農業収入・農家所得

	小規模農家 (2ha)	中規模農家 (10ha)	大規模農家 (200ha)
1. 作物収入	5,111	14,177	208,425
2. 畜産収入	1,189	4,488	49,310
3. 農業収入(1+2)	6,300	18,665	257,735
4. 農外所得	967	2,637	15,400
5. 総農家所得(3+4)	7,267	21,302	273,135
6. 家計支出	5,537	12,462	102,169
7. 純家計所得(5-6)	1,730	8,840	170,966

出所：（社）国際農林業協力協会「ホンジュラスの農林業」、前掲書、p.52。

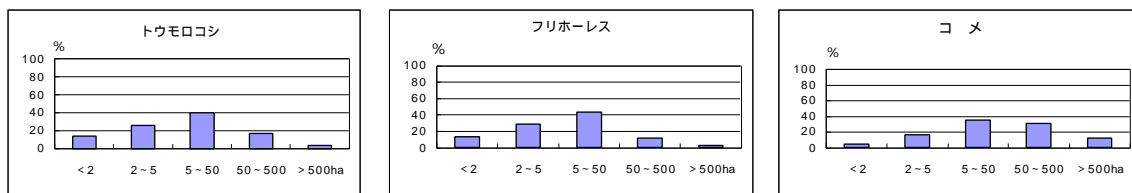
(2) 営農規模別作物生産

営農規模（土地所有面積）の相違によって、生産される作物にも違いがある。ホンジュラスの営農規模別の生産特性としては以下のような特徴がある。

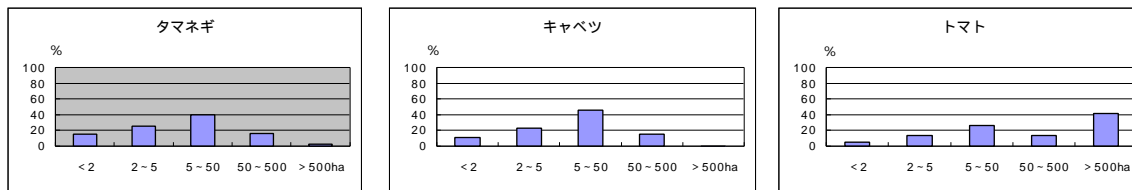
- a) 穀物はコメを除いて、小規模および中規模農家層による生産が主体である。トウモロコシ、フリホルマメは主食であり、小規模農家では販売用と自給用として欠かせない作物である。
- b) 野菜生産は総じて小規模農家を中心である。換金性の高さと小面積で労働集約的な栽培が可能のため、小規模農家の導入割合が多い。
- c) しかし、トマトについては大規模農家の参入が顕著である。これは、トマトを原料とした加工製品（トマトピューレ、ジュース等）向けの需要があり、加工によって確実に市場の確保が図られるために土地集約的な生産方式による大規模農家が参入している。
- d) 果実の多くは、輸出用市場向け作物としての用途である。このため品質管理、流通システムを確立している農企業や大規模経営農家が主体となっている。
- e) 永年作物の多くは輸出産品である。バナナは伝統的に多国籍企業と民族資本による大規模経営である。コーヒーは、労働集約的な作物であるため、家族労働を中心とする小規模農家の参入を容易にしている。

以上の営農規模別の生産シェアの実態から、小規模農家の農作物の生産性向上を通じた農業収入の改善に向けては、穀物（コメを除く）野菜、コーヒーを重点作物として検討する必要があるといえる。

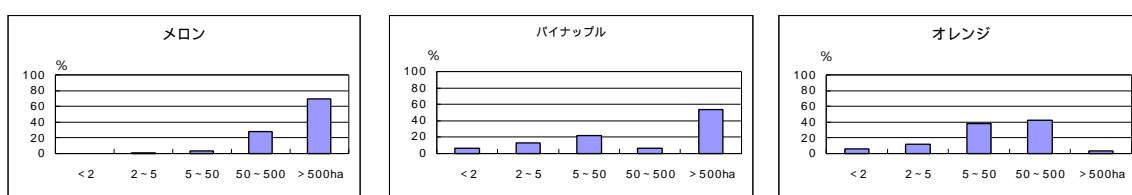
穀物



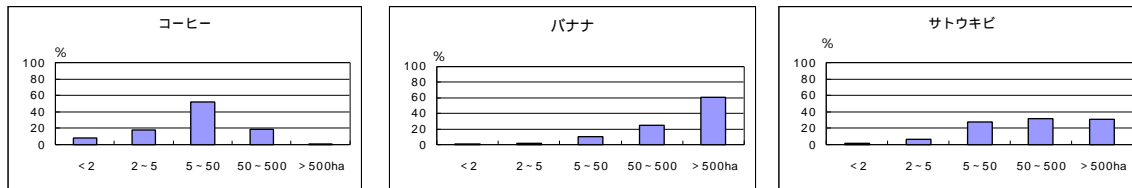
野菜



果実



永年作



出所: SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario, 1993/1994, Hondurasを基に調査団作成。

図1-3 営農規模別主要作物の生産割合

ホンジュラスでは、1993年に「第4回農牧業センサス(IV Censo Nacional Agropecuario)」が実施されている。それ以来、農牧業センサスは実施されていない。同センサスに基づく農家規模の定義と規模別の農家分布状況は表1-6のとおりである。

表1-6 農家規模の定義と分布状況

農家層(土地所有面積範囲)	平均土地所有面積(ha)	農家数占有率(%)	土地面積占有率(%)
1. 零細経営農家 (Microfincas: 5ha以下)	1.3	62.1	7.8
2. サブ家族経営農家 (Subfamiliares: 5-20ha)	6.4	24.1	14.9
3. 家族経営農家 (Familiares: 20-100ha)	28.3	11.2	30.6
4. 中規模/大規模経営農家 (100ha以上)	185.3	2.6	46.6

出所: SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario, 1993/1994, Honduras.

一方、農村部では、農村人口増加率を上回る速度で農家戸数が増加している。これは農地改革の進展と集団経営から個人経営への変換政策、北部と東部を中心とする農地開発の推進および零細農家の増加に起因している。特に所有面積1ha未満の零細農家のシェアが一貫して高い増加傾向(年平均4.6%)にある。さらに、土地なし農民の増加もあって、農村部における貧困は悪化する状況にある。

BOX 1-1 小規模零細農家の支援事例

- USAID 支援による Fintrac アグリビジネス開発センター (CDA) -

USAID は、1970 年代からの長い援助協力の経験を活かして、2000 年より米国のコンサルタント企業である「Fintrac Inc.」に発注して、market-driven に基づく生産農家の支援プロジェクトを Intibuca と Comayagua の両県で開始した。これが、「Fintrac アグリビジネス開発センター (CDA)」である。

Fintrac - CDA は、徹底した市場動向の把握（価格動向、需要動向）と流通業者（仲買人）最終消費市場である小売店（スーパーマーケット等）との協力関係の確保を前提に生産農家の支援を行っている。

支援農家を 4 段階の技術レベル（第 1 段階：zero レベル、第 2 段階：basic レベル、第 3 段階：medium レベル、第 4 段階：high レベル）に分けた支援方式と市場動向を踏まえた栽培ローテーション、出荷時期、出荷順序、出荷調整の指導面に支援システムの特徴がある。また、支援農家に対しては、点滴灌漑（点滴ホース等は大規模農家および農企業の使用済み資材を安く購入し、再利用）による節水灌漑技術の導入や体系的な肥培管理（ポットによる育苗、移植栽培方式、施肥と農薬の適性投入による病害虫防除）の技術システムを確立させている。

生産農家へは、現在の国内および海外の市場動向を踏まえて主にトウモロコシ（スイートコーン）、野菜類（ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、トマト、キュウリ等）、根菜類（サツマイモ、キャッサバ）の生産に特化して支援を行っている。以下は、Fintrac が支援する生産農家での聞き取り結果の要点である。

	A 支援生産農家	B 支援生産農家
1. 技術指導レベル	第 2 段階レベルの農家。技術指導は週に 3 回程度。特定の Fintrac 普及員が担当。	第 4 段階のハイレベルの農家。技術指導は週 2 回程度。
2. 所有面積/栽培面積	所有面積 2MZ。Fintrac 支援による栽培面積は 1MZ。	所有面積 12MZ。Fintrac 支援による栽培面積は 5MZ。
3. 主要栽培作物	ブロッコリー、トマト、タマネギの栽培。家族労働主体。収穫時期に 3、4 人の雇用を行う。	レタス、キャベツ、ニンジン、キュウリの 4 作物を輪作方式で栽培。常時 15～17 人を雇用して栽培を行っている。
4. 主要な肥培管理技術と生産施設	<ul style="list-style-type: none"> フランス製のトレイで定植用苗の育苗 育苗用の土は土壌雑菌の少ない山土を使用。定植技術の導入により収量の向上と安定化が実現。 点滴灌漑の実施。灌漑用水には、石や土砂などの混入物が入り込むため灌漑ホースが詰まり、灌漑に支障をきたす。このため、用水フィルター施設を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培は全て移植方式である。苗の定植技術の導入により収量の向上と安定化が実現した。 点滴灌漑用の用水フィルター施設の設置には、約 5,000Lps を要した。灌漑用水は、川からポンプアップで導水。出荷用倉庫などの施設も所有。
5. 市場と販売額	野菜は国内市場向けに販売。野菜による 1MZ 当たりの粗収益は 50,000Lps / 月（推定純益は粗収益の約 40%）。仲買業者へ直接庭先で販売。	国内市場向けと輸出用に生産。生産コストとしては、人件費、肥料、農薬、灌漑用水用の電力代金の順である。
6. Fintrac 担当者のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 農家は一定の収入が確保され、農家余剰が発生すると、最初は生活物資の購入などに充てるが、その後は農業生産への投資に向けるようになる。 収入の増加によって、病気の際に首都テグシガルパの病院へ通院できるようになった点などが生活改善面の効果としてあげられる。 生産物の買い付け業者が 1 パイヤーだけでなく、複数（3～5）の業者に拡大するにつれて、その農家の技術レベルと品質の向上が判断できる。 支援農家は、各技術支援段階（レベル）を終了することによって次の技術支援段階へと移行する。最終的な技術レベルは輸出向け製品の生産である。農家は、生産が拡大するにつれて、灌漑施設の規模、施肥や農薬投入量の増加等の投資の増大を伴うため、現状のレベルに留まる農家もいる。 	

注：1MZ は約 0.7ha。

1.4.4 農畜産物貿易の動向と課題

(1) 中米共同市場の概要

ホンジュラスは中米共同市場（MCCM）を構成する5カ国の中で、ニカラグアに次ぐ国土面積を有するが、土地資源に比べて消費市場が相対的に小さい。このため前述した「農業部門近代化・開発法（LMDSA）」や農業新アジェンダおよび2021年までの長期の農業政策においては、農畜産物輸出（水産物、林産物を含む）の振興策が重視されているほか、PRSPにおいても国際市場への参入強化の必要性が指摘されている。ここでは、ホンジュラスの主要な貿易市場である中米共同市場における同国の位置づけと農畜産物輸出上の動向を把握する。

ホンジュラスの最大の貿易相手国は、輸出額の47%、輸入額の40%（いずれも1990～2003年の平均）を占める米国となっている⁴。農産物輸出で特徴的なことは、中米共同市場向け輸出額のシェアが、1990年の2.8%から2003年には28%へと増加している点である。表1-7に示すように、中米共同市場を構成する5カ国の人口は、グアテマラ1,100万人、エルサルバドル615万人、ホンジュラス631万人、ニカラグア507万人、コスタリカ359万人であり、市場規模は小さい。中米共同市場は、各国に共通した狭小な市場といった貿易上のネックを克服して、経済発展のスケールメリットを追求することを主眼に、1963年に設立された。同市場は、2010年に4,400万人、2020年には5,400万人レベルの市場規模が予想されている⁵。

表1-7 中米共同市場の基本指標

	面積(km ²)	人口(1,000人)	GNP(100万ドル)	一人当りGNP(ドル)
グアテマラ	108,889	11,088	18,625	1,680
エルサルバドル	20,987	6,154	11,806	1,920
ホンジュラス	112,088	6,318	4,829	760
ニカラグア	129,541	5,070	2,012	410
コスタリカ	51,100	3,589	12,828	3,570
合計	422,605	32,068	50,100	平均1,668

出所: World Bank, World Atlas, 2001およびExportaciones e Importaciones de Honduras, 1990-2003より作成。

(2) 中米共同市場でのホンジュラスの位置づけ

表1-8に示すように、中米共同市場による農畜産物の総輸出額は1999年に約46億ドルに達し、このうちコスタリカが最大の41%を占める。ホンジュラスの輸出額は全体の9.5%を占め、共同市場内ではニカラグアとともに10%以下のシェアである。分野別輸出額では、各国とも農産物（原料）が最大のシェアを有し、次いで加工品の順である（ニカラグアは畜産物）。

表1-8 中米諸国の農畜産物および加工品の貿易収支構造（1999年）

	A) 輸出				B) 輸入				A)-B)
	農産物	畜産物	加工品	合計	農産物	畜産物	加工品	合計	
グアテマラ	953.8	37.5	416.5	1,407.8	137.8	89.9	301.3	529.0	878.8
エルサルバドル	256.9	47.0	168.2	472.0	158.4	110.3	254.1	522.8	- 50.8
ホンジュラス	339.0	42.0	59.8	440.1	89.3	70.9	225.8	386.1	54.0
ニカラグア	172.1	156.2	72.3	401.0	104.2	36.2	152.5	292.9	108.2
コスタリカ	1,715.2	46.8	ND	1,875.9	620.5	54.4	ND	706.5	1,169.4
合計	3,437.0	329.5	-	4,596.8	1,110.1	361.7	-	2,437.3	2,159.5

出所: 1)SS&A, SIECA, 2000、2) USAID, Nicaragua Agricultural Reconstruction and Assistance Programより作成。

⁴ Comercio Exterior, Exportaciones e Importaciones de Honduras, 1990-2003.

⁵ CEPAL, Panorama de la Agricultura de America Latina y el Caribe, 1990-2000.

中米共同市場におけるホンジュラスの農畜産物輸出の特徴は、加工品の輸出割合が総輸出額の 13%と中米域内では最低となっている点である。このような状況から、ホンジュラスの農畜産物の輸出は、原料（畜産の場合は生体）の輸出に優位性があり、加工品の輸出はコーヒーなどの加工度の低い一次加工品に留まっていると推測される。つまり、中米市場において、ホンジュラスの農畜産物加工品は、加工度が高くなるほど輸出競争力が低下し、輸出形態から見た場合、「農業一次産品輸出国」としての位置づけにあるといえる。

（3）輸入の傾向

ホンジュラスの中米共同市場における輸入額の総計は24億ドルである。このうちの45%が農産物、14%が畜産物であり、農産加工品が残りの40%を占めている。これら各分野での輸入額が大きい産品は以下のとおりである。ホンジュラスにとっては、輸入額の大きいこれら産品に輸出ポテンシャルがあるといえる。

- a) 農産物：農産物輸入の70%は、穀物（トウモロコシ28%、コムギ25%、コメ17%）が占めている。穀物以外では、野菜（タマネギ、ジャガイモ）と果実（リンゴ、ブドウ）が主要輸入品である。
- b) 畜産物：輸入畜産物は12品目に達しており、生乳、クリーム、牛肉、チーズ、バターおよび鶏肉の順に輸入額が多くなっている。
- c) 加工品：輸入加工品は30品目に達し、このうち加工食品（パン類）動物性油（牛、羊、山羊）植物油（ヒマワリ、綿花）パーム油が輸入総額の60%を占めている。

（4）農畜産物貿易の動向

表1-9に示すように、農畜産物の輸出額は、1998年のハリケーン・ミッチの翌年に、バナナとコーヒーの伝統的な農産物輸出が大きく減少した。この結果、農業セクターは、1990年代前半まで輸出総額の80%をシェアしていたが、同ハリケーンを契機にそのシェアが50%台まで低下した。

表1-9 主要農産物および農産加工製品の輸出額の推移

		（単位：100万ドル）									
年	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
1. 伝統的農畜産物											
バナナ	357.9	214.2	311.0	224.6	219.6	38.1	124.3	204.2	172.4	132.7	
コーヒー	180.9	349.3	278.9	326.3	429.8	256.1	339.4	160.7	182.5	183.3	
砂糖	12.4	6.8	9.5	12.1	10.2	5.3	7.9	30.2	17.2	11.3	
エビ	29.6	34.1	35.0	28.2	31.8	39.5	29.6	29.9	37.0	33.0	
2. 非伝統農畜産物											
野菜・果実 ^(注)	18.8	46.9	49.0	57.7	62.3	54.9	58.8	48.8	70.0	74.2	
海産物	29.0	93.9	124.6	130.8	135.9	127.4	128.0	147.8	136.8	167.6	
3. 農畜産物加工品											
	36.6	81.9	117.4	161.8	167.0	141.2	167.0	185.0	175.3	204.1	

注： 野菜・果実には、メロン、スイカ、パイナップル、その他果実、マメ類が含まれる。

出所： Exportaciones e Importaciones de Honduras, 1990-2003.

輸出額の面からは、伝統的な輸出農産物の多くが不安定な推移となっており、総じて減少傾向にある。一方で、非伝統的輸出農産物（NTAEs）は比較的順調な伸びが見られる。また、農畜産加工品も加工度は低いものの（パームヤシ、マメ類および木材の一次加工製品等）成長度は高い。非伝統的農産物の輸出金額は、1990～1994年の約1.4億ドル2000～2003年には4.5億ドルへと増加している。同時期の伝統的農産物の輸出額は、5,000万ドルの増加にすぎない。

しかし、非伝統的農産物は、国際的に取り引されている他の農産物に比べて高価である。例えば、

「生鮮野菜・果実の国際価格はトン当たり 500 ドル以上である。これに対して、ソルガム、トウモロコシ、コムギの相場はトン当たり 75 から 175 ドルである⁶。」また、野菜・果実の国際貿易は、「消費者の健康志向や食生活の多様化を反映して、先進国を中心に需要が増加し、1980 年から 1994 年に年平均7.4%の増加となっている。その一方で、同時期のコーヒーはマイナス0.3%の成長率である⁷。」

非伝統的農産物の中に含まれる「有機栽培農産物」に対する需要が先進国市場で増加し、ラテンアメリカでの生産が急速に伸びていることから、これに関連して以下の点が指摘されている⁸。

- ・米国では、有機産品需要は1988年から1992年の間に年率14%の割合で増加している。
- ・有機産品の価格は、非有機産品に対して40から70%のプレミアムがつく。
- ・有機産品市場には、ボリビア、メキシコ、エルサルバドル、コスタリカが産品を提供している。

また、非伝統的農産物のうち、有機農産物を中米で生産する利点として次の点が指摘されている。

- ・除草などの作物栽培により多くの労働力を必要とする。資本を有しない小規模零細農家に有利である。同様に肥培管理に時間と人手を要するため、小規模零細農家に適している。
- ・農薬、肥料等の生産資材の投下量が減るので、生産コストの削減につながる。
- ・北米市場など先進国における生鮮食品の中で有機産品は需要が最も急速に拡大している。

米国、カナダのような北米先進国では、健康志向や食品の安全性に対する認識の高まりとともに、「グルメ市場向けに野菜・果実だけでなく、有機栽培コーヒーが供給されている⁹。ホンジュラスを含め中米各国は、北米市場にも近いこと、さらには野菜などの有機農産物栽培に見られるようにプレミアムなどの面から付加価値も高いことから、非伝統的農産物の輸出増大は、輸出面からみると明るい側面といえる。また、これら市場は、「高所得の先進工業国向けのニッチ市場がある¹⁰」ことを特徴としている。

このような非伝統的な農産物の成長の背景には、その政策が構造調整政策と連携して始められたことと、その推進役は USAID であり、米国の意向が強く働いている面に特徴がある。また、1970 年代から 1980 年代にかけての世界的な穀物貿易体制の変化にも留意しておく必要がある。この時期、米国の農業基本法が改正され、中米の農業にも大きな影響を与えた。すなわち、当時国内でだぶついていた過剰農産物の処理を巡って米国は中米を主要な穀物輸出先を選定した経緯がある。その代わりに野菜、果実の輸入を米国向けに推進することとなった。

その時に主導的な役割を果たしたのは、USAID と米国系多国籍企業および大規模な農産企業である。非伝統的な農産物である野菜（メロン、トマト）と果実（マンゴー、パイナップル等の熱帯果実）は、これら企業や大農場による投資と技術指導により栽培形態が確立された。特に、ホンジュラスは過去にスタンダードフルーツ社、ユナティッドフルーツ社などのバナナ企業がプランテーションで成功した実績があり、進出は容易であった。多国籍企業は農家との契約栽培により野菜・果実を買い上げ、堅固な流通・販売ルートを通じて米国市場へ輸出し、高い利潤を上げることとなる。

しかし、これらの企業は、ホンジュラスを野菜・果実の生産代替地としてとらえ、労働賃金の高騰や土地生産性の低下（肥沃土の低下）が進めば、他の国あるいは地域へと移動する可能性もある。このため野菜・果実の生産は、契約栽培だけでなく、経営のノウハウ、流通ルート、検疫制度などの輸

⁶ アジア経済研究所「ラテンアメリカの新生産システム」、1999年、p.148。

⁷ UNCTAD, Handbook of International Trade and Development Statistics, 1996.

⁸ アジア経済研究所、前掲書、p.163。

⁹ 同上、p.164。

¹⁰ 同上、p.145。

出関連技術を農家側にしっかりと技術移転する制度の構築がなければ、持続的な発展が困難となる。また、非伝統的な農産物の多くは、腐敗しやすく、長期保存が難しいこともあり、個別農家での対応は困難である。このため非伝統農産物の普及拡大には、農民の組織化、技術指導・普及等の面から政府レベルでの支援が不可欠となる。

1.5 農村の現状と開発の課題

1.5.1 農村部の貧困

ホンジュラスにおける貧困度は、全体としては1991年の74%から63%へと改善が見られる。極貧率も54%から45%へと減少している。ただし、農村部では、極貧率が同時期に59.9%から62.7%へと上昇しており、農村の貧困は改善されず悪化した状況にある。農村部における貧困の要因として、農村部の経済成長の停滞や土地所有面積に代表される生産基盤や資源の不平等さがあげられる。同時に最低限の生活基盤の未整備が貧困度を高める要因となっている。

世銀のCountry Assistance Strategy (2003年)によると1996年から2002年間の都市と農村の人口比率は、47(都市部):53(農村部)である。一方、JICAの「ホンジュラス国別事業評価報告書」(2002年)では、「ホンジュラスでは、都市部への人口集中が1980年代から急増し、1995年には全人口の43%が首都のテグシガルパ市と大西洋岸の工業都市であるサン・ペドロ・スーラ市の2大都市に集中している。両都市の人口増加率は年率4%に及ぶ」と報告され、急激な増加人口が都市の生活基盤サービスを困難とし、都市部の貧困を助長する状況が理解される。

また、農村部では、保健、教育などの最低限の生活基盤サービスを受けない人が多く、農村の失業率が34%におよび、南部や西部の農村部から都市部へ人口が流出する原因となっている。農村部から都市部への人口流出は、農村部の生産基盤である農地の劣化や環境の悪化を招く結果となっており、生産性の低下を誘発する状況にある。

表1-10 貧困率の推移

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2001	2002
全国											
極貧率	56.2	47.4	45.1	47.0	47.4	53.7	48.4	45.6	48.6	47.4	45.2
貧困率	74.8	69.9	67.5	67.4	67.8	68.8	65.8	63.1	65.9	64.5	63.3
都市部											
極貧率	46.7	39.2	31.6	39.8	40.6	38.7	35.2	35.7	36.5	36.1	27.2
貧困率	68.4	61.6	55.5	62.6	62.8	61.0	59.0	57.0	57.3	56.3	55.5
農村部											
極貧率	59.9	53.9	55.8	52.9	53.1	66.4	60.0	55.4	60.9	60.5	62.7
貧困率	79.6	76.5	77.1	71.1	71.9	75.3	71.7	69.2	74.6	73.8	70.8

出所: World Bank, Country Assistance Strategy, 前掲書。

1.5.2 保健・衛生の状況

ホンジュラスにおける保健医療施設の数は、1999年時点で国立病院6、地域病院(Region)6、地区病院(Area)16、医師常駐の保健センター(CESAMO)241、医師が常駐していない保健センター(CESAR)867である(「ホンジュラス国別事業評価報告書」JICA、2002年)。農村部には、CESARしかないのが実情である。このような状況を反映して、1991/1992年の乳幼児死亡率は、都市部が36/1,000出生に対して、農村部は59/1,000出生と1.6倍の数値となっている。また、同時期の幼児の発育不良児は都市部6.9%、農村部14.9%と報告されている。また、農村部における主要な働き手でもある女性

の場合、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子供の平均数）は、都市部 3.8%であるのに対して、農村部は 6.4%と非常に高く、避妊措置などの家族計画に関する指導も遅れた状況にあり、労働と家事および出産・育児と女性への負担が非常に大きい状況にある。

ホンジュラスでは、給水された水の汚染も確認されており、安全な水へのアクセスと保健衛生の間に重要な関係がある。戸別給水のある世帯の乳幼児死亡率は、29/1,000 出生だが、敷地外から給水している世帯では 44/1,000 出生に達すると報告されている¹¹。1992 年次点での農村部と都市部の給水アクセスのある世帯の割合を表1-11 に示したが、農村部では47%がアクセスを有していない。

表1-11 給水へのアクセス

1992年	戸別給水施設のある世帯	敷地外に給水施設の世帯	給水施設のない世帯
都市部	82.9%	7.5%	9.6%
農村部	40.2%	13.3%	46.5%
1998年	給水施設のある世帯		給水施設のない世帯
都市部	93.8%		6.2%
農村部	69.7%		31.3%

出所： PAHO/WHO, Las Condiciones de Salud en las Americas, 1994.

1.5.3 教育の状況

ホンジュラスの識字率や就学率は、他の中南米諸国に比べて低い。男女差では、成人識字率、初・中・高等教育の就学率ともに女性の方が数値は若干高く、男女間には格差がほとんどない状況が表 1-12 から窺える。ただし、女性の所得は男性よりも低く、教育と所得が相関していない状況となっている。一方、農村部に居住する小学生の留年率は、農村部の居住率が高い県ほど高いことが報告されている¹²。この理由としては、農村部における現金収入を得ることの困難、保護者の教育への理解不足、低い教員の質、長い通学時間、通学路の未整備などが指摘されている。

表1-12 人間開発指数 (HDI) 教育状況の指標 (1999)

	成人識字率 %	初・中・高就学率 %	給与所得PPP	人間開発指数
女性	74.1	63.0	1,202	0.634 (162 カ国中)
男性	73.9	60.0	3,462	107番)

出所： UNDP人間開発報告書2001。

1.5.4 県別農村開発の必要性和 JICA の投入規模

首都テグシガルパとサン・ペドロ・スーラは国内を代表する都市である。しかし、両都市が位置する県以外の大部分には農村部と都市部が混在している。表 1-13 の県別開発指数は農村部の開発の必要性を示唆している。

また、これを踏まえ JICA が重点的に支援してきたインティンブカ、オランチョの両県で自治体や省庁地区事務所が作成した報告書に基づくと、農村部の生活面に関する共通した課題は表 1-14 のように整理される。

¹¹ WHO, Las Condiciones de Salud en las Americas, 1994.

¹² Secretaria de Educacion, Censo Escolar 2000.

表1-13 人間開発指数 (HDI) の指標 (1999)

県	人間開発指数 HDI (1999年)	開発の余地 (1 - HDI)	人口 (1999年)	開発の必要 度(乗数)	貧困度順位	JICA投入規 模順位
フランシスコ・モラサン	0.718	0.282	1,118,721	315,479	1	1
コルテス	0.695	0.305	959,746	292,723	2	2
ヨロ	0.639	0.361	462,168	166,843	3	8
チョルテカ	0.616	0.384	381,104	146,344	4	4
サンタ・バルバラ	0.592	0.408	357,169	145,725	5	9
オランチョ	0.648	0.352	409,078	143,995	6	5
エル・パラソ	0.613	0.387	352,202	136,302	7	9
アトランティダ	0.664	0.336	366,176	123,035	8	6
コパン	0.566	0.434	274,759	119,245	9	14
レンピーラ	0.554	0.446	253,689	113,145	10	15
コマヤグア	0.632	0.368	307,385	113,118	11	3
コロソ	0.635	0.365	225,785	82,412	12	7
インティンブカ	0.599	0.401	178,865	71,725	13	9
バジェ	0.582	0.418	150,695	62,991	14	12
ラ・パス	0.630	0.370	150,110	55,541	15	12
オコテベケ	0.610	0.399	98,846	39,440	16	15

出所：国際協力事業団「2001-2002年外部機関による評価：ホンジュラス国別事業評価報告書」、2002年11月、p.4-3。

表1-14 農村部の生活面の課題

分野	具体的な課題
貧困	・住民の多くはレンカ語族に属し、農業に従事する。57%が貧困層である（インティンブカ県）
農業	・貧困農民は流通面でのアクセスがなく、道路整備によって開発が促進された地域は皆無である。 ・銀行の高利（36%）によって負債が増加し、農地を手放す農民が多い（インティンブカ県） ・農薬の使用によって収穫量は増加したが、農薬費用の支出増加と土壌の劣化が生じている（3県） ・野菜類のうちジャガイモは、生産量は例年通りであるが、グアテマラや近隣諸国からの輸入品の増加によって農業収入は増加していない。生活を圧迫している（アトランティダ県およびオランチョ県）
農村生活教育	・教員も生徒も欠席が多い。 ・生徒は6年生になると県西部の教育機関に通学するが、教育レベルに問題があり家庭へ戻ってくる（3県、インティンブカ県では90%） ・教材の不足が著しい（インティンブカ県）・通学距離が長い（3県）・留年が多い（3県） ・小学校への実質就学率が低下している（1990年96% 1999年88%）
保健衛生	・下痢・インフルエンザ・栄養失調が多い。 ・栄養失調割合の児童はアトランティダ県で33.3%、コロソ県で23～38%。 ・保健サービスを受けられる住民は24%（オランチョ県） ・保健施設までのアクセスが悪い。 ・保健サービスの利用が可能な住民は64%である（アトランティダ県） ・看護師や医師などが不在である（インティンブカ県） ・農村の飲料水の水質に問題がある（インティンブカ県）
環境衛生	・殺菌処理されない飲料水が供給されている（3県） ・道路が未舗装であり、粉塵被害がある（インティンブカ県）
環境保全	・土壌汚染があり農薬の使用に規制がない（3県） ・森林破壊が進んでいる（3県）
自然災害	・ハリケーン・ミッチによる橋梁の被害が大きい（3県）
その他	・電気の利用が可能な住民：68%（コロソ県）84%（アトランティダ県）48%（オランチョ県）

出所：国際協力事業団「ホンジュラス国別事業評価報告書」、前掲書、pp.4-13～4-19。

2. 日本および他ドナーの援助動向と方向性

<本章で行う作業の要点>

2.1 貧困削減戦略書（PRSP）の視点

ホンジュラスの貧困削減戦略書（PRSP）は、歴代政権が打ち出した様々なイニシアチブを土台に策定されている。また、ハリケーン・ミッチ災害を契機に作成された「国家再建変革マスタープラン」がPRSPに取りまとめられた形となっている。

2.2 日本の援助動向と今後の方向性

PRSP はホンジュラスの開発の方向性を示しており、今後の日本政府の援助方針を検討する上で重要な視点といえる。また、1998年のハリケーン・ミッチ災害に対して、日本政府とホンジュラス政府との間で行われた政策協議において、「インフラ整備」、「農業・水産等の基幹産業の振興」、「生活基盤整備（保健衛生）」、「人材育成（教育、職業訓練）」を重点分野とすることを合意している。ここではこのような政策方針を踏まえて、過去の日本の援助実績と今後の方向性を検討する。

2.3 他ドナーの援助動向

ホンジュラスにおける他の主要ドナーの援助動向および今後の方向性を把握するために、援助機関別にその動向を概観する。また、重点支援分野・戦略、農業・農村開発における重点分野および重点支援地域を整理するとともに、2004年度に米州開発銀行（IDB）を中心とするドナーの支援の下で導入されたセクターワイドアプローチ（SWAp）による援助の調和化の動きについても検討する。

2.1 貧困削減戦略書（PRSP）の視点

2002年におけるホンジュラスの一人当たり GNI は 920 ドルであり、中南米諸国の中では 3 番目に低い。また、農村部の 77%は貧困世帯とされ、極貧率は 63%に達する¹³。このような状況からホンジュラスは 1999 年に重債務貧困国（HIPC）に認定され、2001 年には貧困削減戦略書（PRSP）が策定された。この PRSP の意義は、ホンジュラスにおけるこれまでの国家開発計画やハリケーン・ミッチを契機に作成された「国家再建変革マスタープラン」など、歴代の政権が打ち出した様々なイニシアチブが反映されている点にある。同時に、1) 策定プロセスで国民対話などの参加型要素を考慮、2) 貧困対策を実施する上で地方分権化を重視、3) 長期的で具体的な目標を指標として提示、4) ドナー協調が重視され、効率的な援助方針が打ち出されている等の側面も併せて PRSP の特徴として指摘できる。

ホンジュラスの PRSP の内容と目標は、表 2-1 に要約するように MDGs に沿って策定されている。さらに、これらの目標を達成するために、1) 持続的な経済成長と公正の確保、2) 農村部の貧困削減、3) 都市部の貧困削減、4) 人材育成のための投資促進、5) 社会的安全保障の強化、6) ガバナンスと制度構築による持続性の維持という 6 つの支柱（pillar）が設定されていることに注目する必要がある。特に、1) の持続的な経済成長は、PRSP の目標達成のための資金確保の面から欠かせない柱であり、民間投資や雇用の促進を通じたマクロ経済の発展の重要性を指摘している。このように PRSP は、今後のホンジュラスの開発の方向性を示したものであり、その内容は貧困対策と同時に経済開発を重視している。

表2-1 MDGsとPRSPの目標とする指標

MDGs 1990-2015	現 状	1990年での MDGsの目標	2002 推定値	2015	
				PRSP	MDGs
1. Poverty and Hunger -Reduce extreme poverty by almost half. -Reduce malnutrition rate by half.	-Extreme poverty declined from 54% in 1991 to 45% in 2002 -Child malnutrition in children aged 0-5 decreased from 44% to 33% in 2001	54% 44% (1987)	45% 33% (2001)	30% 20%	27% 19%
2. Achieve universal primary education -increase net enrollment ratio in primary school to 100%	-Net enrollment in primary school increased from 78% in 1980 to 84% 2001	82%	84.7%	95%	100%
3. Promote gender equality -Raise ratio of girls/boys in primary and secondary school to 100% -Raise gender development index	-There are no significant differences between the genders in respect of education. -Gender development index second low in Central America	102% 0.60 (1998)	- 0.63	- 0.77	- -
4. Reduce child mortality -Reduce child mortality in children under 5 by two-thirds	-The child mortality rate fell from 65 to 45 per 1,000 live births between 1990 and 2001.	65	45 (2001)	22	22
5. Improve maternal health -Reduce the rate of maternal mortality (for each 100,000 live birth) by three-fourth	-Maternal mortality has declined from 220 per 100,000 live births to 108 between 1995 and 2001.	220 (1995)	108 (2001)	73	55
6. Combat HIV/AIDS -Reduce by half the incidence of HIV/AIDS by 2015 and begin to reverse propagation	-1.6% of adult population infected, assumed to be the highest incidence in Central America -Incidence of HIV/AIDS in women	- -	1.9 (1999) 1.9 (1999)	- -	- -
7. Ensure environmental sustainability -Halve the proportion without access to improved water source -Halt forest degradation (% of total land)	-Access to improved water increased from 84% to 88% of the population between 1990 to 2001 -Forest area has been decreasing	84% 53%	88% (2001) 48% (2000)	95% 56%	92% 54%

出所: World Bank, Country Assistance Strategy, 前掲書を基に調査団作成。

¹³ World Bank, Country Assistance Strategy, 前掲書。ただし、世銀は、ホンジュラス政府が狭い範囲の項目から構成される消費調査を基に貧困率をはじき出しているため、貧困率が高めになっており、実際には、極貧率 45%、貧困率 60%程度と推定している（2005年5月26日における世銀ホンジュラス事務所での聞き取り）。

ホンジュラスは、2005年4月に世銀理事会でPRSPに関する第2回報告書内容が承認されたことにより、2004年2月末の貧困削減成長ファシリティ（PRGF）に関するIMFとの合意と合わせ、ラテンアメリカではボリビア、ニカラグアに次いで3番目のHIPCイニシアチブのコンプライアンスポイント到達国となった。これにより、国際援助機関および二国間援助国政府から総額で約10億ドルの債務削減を受ける資格を得た。なお、JICAホンジュラス事務所によれば、日本の債権放棄額は、不確定ではあるが、約3億5,000万ドルと推定されている。また、これらの債権放棄額については、各機関・政府との交渉を経て10～15年をかけて国家財政に組み入れられ、その後全てが「貧困削減基金：FRP」に編入され、PRSP関連案件の実施にあてられることとなる。

2.2 日本の援助動向と今後の方向性

2.2.1 援助実績

日本は、二国間援助においては米国に次ぐ2番目の援助国である。日本のホンジュラスに対する援助構成は、無償資金協力と技術協力が主体であり、1991年から1999年までの援助総額は約402億円に達する。援助スキーム別の内訳では無償資金協力が60%、技術協力が40%である。無償資金協力では、農業、保健・医療、インフラ整備分野を中心に実施している。特に1998年のハリケーン・ミッチ以降は、災害復興支援に関する食料援助、橋梁の復旧等の無償資金協力が急増している。

技術協力では、同時期に農業、保健・医療、環境保全分野を中心に毎年10億円から24億円程度の協力を実施している。技術協力プロジェクトでも農業、保健・医療、養豚、灌漑プロジェクトが中心となっている。有償資金協力に関しては、1990年代には新規の融資は行われていない。

表2-2 日本による農業セクターの援助協力

分野	案件名	援助スキーム	実施時期
農業開発	1. 農業開発研修センター建設計画	無償資金協力	1982-1983
	2. 農業開発センター計画	技術協力プロジェクト	1983-1992
	3. 灌漑技術・灌漑排水計画・灌漑技術	個別専門家派遣	1992-1998
	4. 灌漑排水技術開発計画	技術協力プロジェクト	1994-1999
	5. コヨラルダム灌漑復旧計画	開発調査	1989
	6. インテンブカ県ヘス・デオトロ盆地灌漑農業開発計画	開発調査	1992-199
	7. 野菜栽培技術	個別専門家派遣	1980年代後半-2001
	8. エスペランサ農業プロジェクト	協力隊グループ派遣	1983-2002
畜産開発	1. 養豚開発計画	技術協力プロジェクト	1993-1998
	2. 養豚普及	個別専門家派遣	1999-2001
水産開発	1. トルヒーヨ湾岸地区漁村近代化計画	個別専門家チーム派遣	1991-1994
	2. 漁業開発アドバイザー・北部漁民の組織運営	個別専門家派遣	1994-1997
	3. 北部沿岸小規模漁業振興計画	開発調査	1994-1997
	4. 北部沿岸小規模漁業近代化計画	無償資金協力	1996
	5. 北部小規模漁業近代化計画	協力隊グループ派遣	1995 -
林業開発	1. テウバセンチ地域森林資源管理計画	開発調査	1994-1996
	2. 森林管理	個別専門家派遣	1998-2000
食料援助	食料増産援助（2KR）	食料増産援助	1985 -
インフラ整備	1. 北部地方橋梁架け替え計画	無償資金協力	1991
	2. ハリケーン・ミッチ災害復興用機材・資材整備計画（アトランティダ県、コロン県）	無償資金協力	1999
生活基盤整備	1. 地域中核病院医療機材整備計画（アトランティダ県、コロン県）	無償資金協力	1988
	2. 病院網強化計画（オランチョ、コロンの両県）	無償資金協力	1992
	3. 第7保健地域リプロダクティブヘルス向上（オランチョ県）	技術協力プロジェクト	2000-2005

出所：国際協力事業団「ホンジュラス国別事業評価報告書」、前掲書、p.3-65、p.4-5、p.4-6を基に調査団作成。

日本政府によるこれまでの農業・農村開発援助は、農業分野では灌漑農業、野菜栽培技術支援、畜産分野では養豚開発、水産では北部沿岸地域における小規模漁業開発を重点的に実施してきたことが前ページの表 2-2 から窺える。一方、農村開発では、明確に農村部を対象とした援助ではないが、アトランティダ、コロン、オランチョの各県で生活基盤整備（保健医療）とインフラ（橋梁、防災）整備に関する援助が実施されている。

2.2.2 援助の方針

農業・農村開発に関する日本の援助方針を検討する上で、ホンジュラス政府の開発方針を明確にしておく必要がある。ホンジュラスにおける長期にわたる農業・農村開発の基本政策は、「2004～2021年 農業と環境セクターに関する国家政策（Politica de Estado para el Sector Agroalimentario y el Medio Ambiental 2004-2021）」に明示されている。同政策実施上、「農産物需要動向を考慮した農牧業生産の推進」、「輸出競争力強化」、「Agro-food システムの構築」、「生産チェーンの強化」、「食料安全保障の推進」、「民間企業の役割重視」が主要コンセプトとして提示されている。

一方、JICA ホンジュラス事務所は、2005年5月現在、以下の5つのプログラムを対ホンジュラス援助の基本的な方向性として定めている。

- ・基礎教育強化プログラム
- ・保健医療強化プログラム
- ・参加型地域開発プログラム
- ・運輸・交通網整備プログラム
- ・競争力強化プログラム

これら5つのプログラムのうち、基礎教育強化プログラムは、基礎教育の改善を通じた人的資源開発の推進を目指している。また、保健医療強化プログラムは、妊産婦死亡率や乳幼児死亡率の高い地方や農村部での改善を目指しているほか、水衛生分野におけるインフラ整備への協力を含んでいる。つまり、両プログラムは、農村開発に直接的に裨益する内容となっている。

PRSP においては、西部・南西部地域を中心とする最貧困層が分布する80の自治体を優先的な貧困削減地域に指定している。このようなことから、JICA ホンジュラス事務所では、上述の参加型地域開発プログラムでは、西部地域において、人間の安全保障の観点から、「ミレニアム開発目標」（セミナー/同セミナー・フォローアップ）、「西部地域・能力開発強化（仮称）」、「地方女性のための小規模起業支援」、「農産物流通の改善に係わる専門家の派遣」の各プロジェクトを実施している。

また、競争力強化プログラムでは、農業・観光業を中心に経済成長を促す潜在力を秘めた産業が存在するとの認識から、「農産物輸出支援のためのボランティアの派遣」、「零細・中小企業の競争力強化に対する支援」等のプロジェクトが実施されている。これら両プログラムは、農業開発に直接関連した協力量針として捉えることができる。

2.3 他ドナーの援助動向

2.3.1 主要ドナーの援助実績と方針

ホンジュラスに対する1990年から2000年までの海外からの資金調達は、「大半が公的資金（国際機関、二国間援助機関からの融資または無償援助）」であり、これをドナー援助の総額と見なすことが

できる」と指摘されている¹⁴。一方、世銀の報告では、過去5年間（1998～2002年）におけるPRSP支援のための援助額だけで、GDPの2/3に相当する23億ドルにのぼると推計されている¹⁵。ホンジュラスを支援する主要ドナーは、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、国連開発計画（UNDP）、米国、日本、ドイツ、スペインなどである。このうち二国間援助では、米国が第一位の援助国であり、次いで日本の順となっている。主要援助機関の援助動向は表2-3のように要約される。

表2-3 主要ドナーの援助動向

	米州開発銀行（IDB）	世界銀行	米国
1. 援助額（1990年代合計額）	12.5億ドル	12.0億ドル	8.0億ドル
2. 援助形態	<ul style="list-style-type: none"> 有償資金協力 無償資金協力（技術協力） 	<ul style="list-style-type: none"> 有償資金協力 無償資金協力（資金提供、技術協力、機材提供） 	<ul style="list-style-type: none"> 無償援助（資金提供、専門家派遣、機材提供）
3. 主要な援助分野	<ul style="list-style-type: none"> 構造調整 国家復興／近代化支援 社会セクター支援 生産部門支援：農業・農村開発を含む インフラ整備 環境保全 緊急援助 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産支援 エネルギー開発 公共インフラ整備（運送、社会インフラ、通信） 保健 	<ul style="list-style-type: none"> レギュラープログラム：保健、自治体開発、森林開発 ハリケーン対策（復興プログラム）：農業技術開発、農村医療改善、道路および協力の再建
4. 今後の重点セクターと方針	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革社会的投資の重視 インフラ部門の継続支援 IDBは最大援助機関であるため少数の限定された分野に援助を絞り込むことは困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点分野：保健、教育、セーフティネットの整備、持続的経済成長への環境整備、公共サービスの効率化 今後とも年間1億ドル規模の融資を継続する意向。 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易と投資政策、新たな農産物輸出の促進 流域管理と国立公園の保全 教育（中等教育、職業教育） 保健（家族計画、伝染病、AIDS） 自治体の機能強化、司法制度強化、情報公開の推進支援
	ドイツ（GTZ）	スペイン（AECI）	国連開発計画（UNDP）
1. 援助額（1990年代合計額）	不明	33.3億ドル	18.4億ドル
2. 援助形態	<ul style="list-style-type: none"> 無償資金協力（技術協力） 	<ul style="list-style-type: none"> 無償資金協力（資金提供、専門家派遣、機材提供） 	<ul style="list-style-type: none"> 無償援助（資金提供、専門家派遣、機材提供）
3. 主要な援助分野	<ul style="list-style-type: none"> 初等教育 資源の保護と生産支援 企業の育成、市場自由化支援 政府機能の近代化 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関の強化／社会経済開発プロジェクト支援 市町村レベルの行政能力強化 NGOを通じた住宅再建支援 	<ul style="list-style-type: none"> 今後ともこれまでと同様に環境、農業、ガバナンスの支援を継続
4. 今後の重点セクターと方針		<ul style="list-style-type: none"> 地方政府機関の強化（司法改革、警察強化、自治体支援） 教育支援（識字、大学教育） 地域開発と観光支援 環境保全（防災を含む） 援助規模は今後とも減少させないが、プロジェクトを絞り込む。 	

出所：国際協力事業団「ホンジュラス国別事業評価報告書」、前掲書、pp.2-35を調査団が要約して作成。

2.3.2 ドナー協調

ホンジュラスは、「比較的ドナー協調が進んでいる国」¹⁶という認識が一般的である。これは、ハリケーン・ミッチによる貧困削減の遅れがドナー協調の高まりを促進していることが一因である。ド

¹⁴ 国際協力事業団「国別事業評価報告書」、前掲書、p.2-33。

¹⁵ World Bank、Country Assistance Strategy、前掲書。

¹⁶ 国際協力事業団「国別事業評価報告書」、前掲書、p.2-36。

ナー協調は、上記 2.1 節で述べた PRSP を実現するための 6 つの柱の支援を基調に進められており、これによってドナー間の重複も回避される傾向にある。このうち「I. 持続的な経済成長」と「II. 農村部の貧困削減」の 2 つの柱に関する援助は表2-4 のように要約される。

表2-4 持続的な経済成長と農村部の貧困削減に関する援助

	世界銀行	米州開発銀行	その他の主要ドナー
I. 持続的な経済成長と公正の確保			
<ul style="list-style-type: none"> マクロ政策枠組み 金融セクター インフラ 民間部門開発 労働力・技術 貿易・地域統合 	<ul style="list-style-type: none"> 経済・財政運営（1,900 万ドル） IDF グラント：社会統計の改善（MECOVI） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路インフラ 道路セクターの制度強化 エネルギーセクターハイブリッド化 農業技術サービスの近代化 競争力強化（1,000 万ドル） 金融セクター（2,500 万ドル） グローバルクレジット（3,500 万ドル） 貧困削減（6,000 万ドル） 高速道路改修（5,000 万ドル） 	<ul style="list-style-type: none"> PRGF、金融セクター：IMF 政策と生産性向上：USAID 中小企業開発：ドイツ、USAID、スペイン、スイス、オランダ マイクロファイナンス：CABEI、スペイン 運輸：CABEI、日本、スペイン、スウェーデン、ノルディック開発基金、OPEC、クウェート エネルギー：スペイン、CABEI、日本、EU、韓国、ノルウェー
II. 農村部の貧困削減			
<ul style="list-style-type: none"> 農地改革 農村部の生産性 農村インフラ 社会条件の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 農村部土地管理（4,200 万ドル） 土地へのアクセス（800 万ドル） 道路の改修・改善（6,700 万ドル） 	<ul style="list-style-type: none"> 農村経済再活性化 飲料水・衛生 森林保全（2,000 万ドル） 貧困削減・地方開発（3,500 万ドル） 送電（2,000 万ドル） 	<ul style="list-style-type: none"> 農村開発：IFAD、FAO、オランダ、カナダ、スイス、CABEI、日本、ドイツ、EU、スウェーデン、UNDP、USAID、 灌漑：イタリア、クウェート

出所： World Bank, Country Assistance Strategy, 前掲書を基に調査団作成。

IDB は 2004 年 10 月に SWAp に関する文書を取りまとめ¹⁷、より効率的・効果的な援助をめざしてラテンアメリカ全域で SWAp を導入する方針を決定したが、ホンジュラスではそれに先立つ 2004 年 6 月に、IDB の支援によって「農林業セクター」（プログラム案）が策定された（表 2-5）。このセクタープログラムは上述の「2004～2021 年 農業と環境セクターに関する国家政策」を上位計画とするもので、2006 年以降の新政権による継続実施をねらった SWAp による中期セクター開発計画である。

アフリカで始まった SWAp では当初援助資金の一元的管理（コモンバスケット）が推奨されたが、上述の IDB 文書では、援助の調和化（harmonization）と計画・実施・評価のルールや手続きの共通化（alignment）それも極力、被援助国政府の既存の制度や手続きと合致させることが SWAp をデザインする上で最も重要な原則であるとされている¹⁸。これにより、被援助国政府のトランズアクションコスト（手続きに必要な費用）を引き下げ、その組織、制度、職員などを使うことで行政機能の強化にもつながることが期待されている。また、ドナーコミュニティでは現在、SWAp について、従来の「援助協調 / ドナー協調」に代わり、「被援助国政府主導の関係者間調整（government-led stakeholder coordination）の下でドナーが協調して援助を実施するプロセス」とする認識が一般的になりつつあり、IDB 文書もその点を強調している。

¹⁷ Inter-American Development Bank, Proposal for Sector-Wide Approaches (SWAps), October 22, 2004.

¹⁸ Inter-American Development Bank, 前掲書, p. 3.

表2-5 「農林業セクター」(プログラム案)の概要

計画期間	短期(優先行動期間): 2004~2006年 中期目標期間: 2007~2015年
ビジョン	生産要素への補助なしに、農林業セクターが競争的に国際市場に参入できるようになる。
中期目標 (2007~2015年)	1. 生産促進と農業・食料チェーンの統合 2. 競争力と品質 3. 小農レベルでの生産の統合 4. 農村住民の福祉の向上
特徴	・中期計画は、政策を中心とする短期行動計画と異なり、設定された目標に基づいて実施される。最終的には、「2004~2021年 農業と環境セクターに関する国家政策」の目標達成を目指す。 ・目標達成および貧困削減に向けて国内外の資源をより効率的に活用して活動を支援するため、政府、市民社会およびドナーが統合的、補完的に行動するプランニング・メカニズムとしてSWApを漸次導入する。
短期行動計画 (2004~2006年)	緊急行動(15優先行動): 農業融資、土地へのアクセス、生産促進と農業チェーンの統合、天然資源持続性、市場開発、農村開発および制度整備に関するもの 重要行動(43優先行動): 1. 競争力と品質(市場開発、農産物・食品衛生) 2. 生産促進と農業チェーンの開発(技術革新・多様化・付加価値向上、農業教育・研修・アグリビジネス開発、農業・農村金融、農村インフラ・灌漑、天然資源持続性、土地へのアクセス) 3. マルチセクターの開発のための連携(持続的農村開発、ジェンダー平等) 4. 制度整備
所要資金	緊急行動: 約4,140万ドル 重要行動: 約3億840万ドル 合計: 約3億4,890万ドル

出所: Consultative Group Meeting for Honduras, Reaching the Goals of the Poverty Reduction Strategy, Agriculture and Forestry Sector: Priority Measures 2004-2006, Goals 2007-2015, Financial Effort for International Cooperation, June 10, 2004.

IDB ホンジュラス事務所によれば、ホンジュラスの SWAp もドナーの主導ではなく政府の主導とのことである¹⁹。また、調達や形成・実施に関する手続きの共通化を進めていくが、コモンバスケットは設けない方針である。しかし、ドナーの中にはこのセクタープログラムを「IDB が作らせた文書」とする見解もあり、2005年6月現在、農林業分野における援助の統一的枠組みとして実施に移される可能性は定かではない。ただ、ホンジュラスにおける最大の二国間ドナーであり、かつ従来 SWAp による援助協調を支持していない USAID が、「ミレニアムチャレンジアカウント(MCA)は、SWAp によって活用されることになる」との考えを示していることから²⁰、今後ドナー協調が一層進展する可能性は高い。同プログラムが本格的な実施に至った場合は、各ドナーにはその枠組みでの協力が求められることになる。一方、これにより、農業牧畜省の計画・調整機能の強化も期待される。

2.3.3 NGOの活動

ホンジュラスでは、各国政府による PRSP の支援とともに、NGO の支援活動が活発である。ハリケーン・ミッチ以降、二国間援助や国際社会からの多額の資金支援が NGO に流れ、その活動を活発化させている。国内には2001年現在、381の NGO があり、このうち国内 NGO が340を占めている。NGO の活動は、1990年代まで、人権擁護、識字教育、保健、インフォーマルセクター支援、ジェンダーが主体であったが、2000年以降は農村セクター支援のほか、中小企業振興、環境保全、市町村機能の強化、住民参加支援の分野が中心となっている²¹。

¹⁹ 2005年6月6日に同事務所において行われた面談に基づく。

²⁰ 2005年6月7日に USAID ホンジュラス事務所において行われた面談に基づく。MCA は米国政府が途上国の貧困削減のために資金を拠出するもので、ホンジュラスはマダガスカルについて世界で2番目の被供与国となった。JICA ホンジュラス事務所によれば、ホンジュラスへの供与は総額1.6ドル億程度で、主として、主要幹線道路、二次幹線道路、灌漑施設などの改善にあてられる模様。この資金は財務省に拠出される。

²¹ 国際協力事業団「国別事業評価報告書」前掲書、p.2-37。

3. 農業・農村開発の課題

<本章で行う作業の要点>

3.1 課題設定の手順

ここでは、農業・農村開発の課題を設定する手順を示している。本報告書ではこの手順に従って開発課題の設定を行っているが、実際の案件形成においては対象地域の現地踏査、日本の過去の援助実績や相手国政府関係機関との密接な協議が必要となる。

3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の概要

JICA は、開発課題に対するアプローチを強化する目的で、標記の効果的アプローチに関する報告書を2004年に作成している。ここでは、この効果的アプローチの特徴を概説し、本指針における開発課題と併記することの必要性を説明している。

3.3 問題分析を通じた重要問題の把握と開発目標の設定

ここでは、農業・農村開発の重要問題について、問題系図を作成して、問題構造と問題間の因果関係を考察することによって把握する。また、問題分析から明らかとなった重要問題に対する対応策として開発目標を設定する。

3.4 農業・農村開発の課題

上述の問題分析を通じて設定された開発目標を達成するために取り組むべき課題を提示する。あわせてそれら課題が導き出される根拠となった問題も示す。

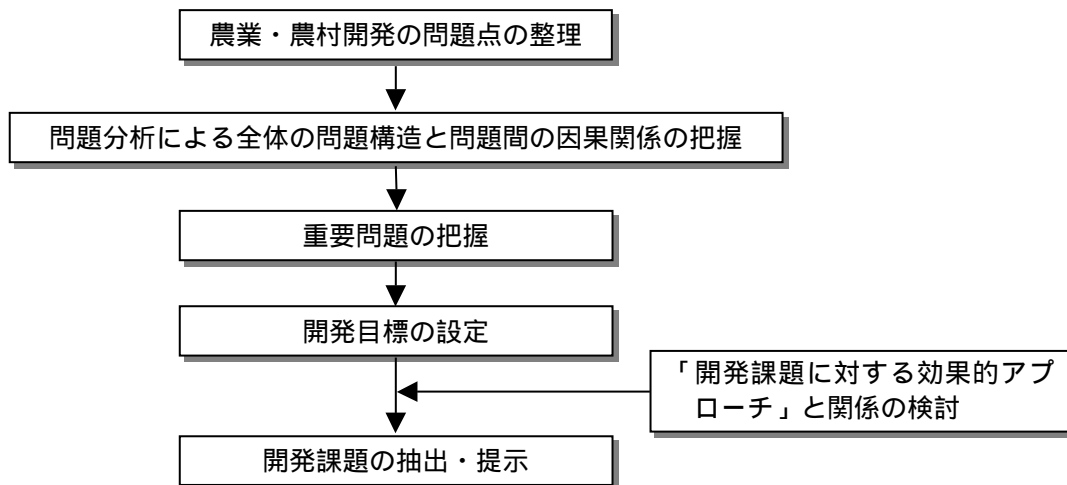
3.5 優先開発課題の検討

ホンジュラスの農業・農村開発の現状を踏まえて、農業・農村開発分野における優先課題の設定を試みた。

なお、本章における問題分析、重要問題の把握、開発目標の設定、課題の抽出という一連の作業は、作業手順の例示であることに留意されたい。調査団による問題分析は、調査上の時間的な制約もあって、ホンジュラスの農業・農村開発に関する問題を必ずしも詳細かつ全般的に網羅しているわけではない。実際の案件形成では、文献調査、現地踏査、関係機関からのヒアリング等に基づいた支援対象地域の問題分析を行い、そこから課題を明らかにして、それらに対応するプログラム案を策定する必要がある。

3.1 課題設定の手順

農業・農村開発課題の提示に至る手順は下記に示すとおりである。課題提示に至るまでの過程では、日本国内で入手した資料や国別事業実施計画の考察結果を取り入れる作業を行っている。実際の案件形成においては、対象地域の現地踏査、日本の援助実績、他ドナーの援助動向の正確な把握作業のほか、現地 ODA タスクフォースおよびホンジュラス政府との詳細かつ綿密な協議を踏まえて、開発課題の設定を行う必要がある。



3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の概要

JICA は、開発課題に対する課題別アプローチの強化を通じて、国別アプローチの強化を図る目的で、2004 年 8 月に「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」(以下「効果的アプローチ」と略す)を作成した。その活用方法として、以下が想定されている²²。

JICA 国別事業実施計画の開発課題マトリクスを作成・改訂する際の基礎資料とする。
 プロジェクト形成調査や案件形成、プログラム策定の際の基礎資料とする。
 プログラム評価や国別評価を行う際の基礎資料とする。
 JICA 職員や調査団員、専門家等が相手国や他ドナーとの協議の場において JICA の課題に対する考え方を説明する際の資料とする。
 分野課題データベースに格納し、課題に対する考え方やアプローチを JICA 内で共有する。

なお、「効果的アプローチ」の枠組みは、次頁の開発課題体系図の例に示すように「持続可能な農業生産」、「安定した食料供給」、「活力ある農村の振興」の 3 つの開発戦略目標と問題解決のための方針・方向性として、「中間目標 / 中間目標のサブ目標」から構成されている。ホンジュラスの農業・農村開発の目標と課題は、このような「効果的アプローチ」の特性を踏まえて、開発課題を構成する開発戦略目標 / 中間目標 / 中間目標のサブ目標の内容と比較する形で併記して提示する。これによって、JICA が指向する農業・農村開発課題における位置づけが明確となり、このことによって、「効果的アプローチ」との論理的な関係が確保されることとなる。

²² 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、2004 年 8 月、p.1。

「効果的アプローチ」における開発課題体系図の例¹⁾

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例 ²⁾
1. 持続可能な農業生産	1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上	農業政策能力の向上	農業開発計画の策定 農業関連の法制度整備 農地改革の推進
2. 安定した食料供給	1-2 食料需給政策の策定	国民栄養状態の把握	国民栄養調査の実施 栄養状態分析能力の向上 コミュニティワーカーの配置・育成
3. 活力ある農村の振興	3-1 農村振興関連政策の振興	国レベルの調整・実施能力の向上	行政官の人材育成 参加型開発の理解促進 参加型村落開発計画の策定

注： 1) 開発課題体系図の詳細は「資料編」に掲載した。

2) JICA の取り組みとして； 多く取り組んでいる、いくつかの協力事例はある、プロジェクト活動の一部として実施している例がある、x ほとんど取り組みがない を示す。

出所： 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、2004年8月、pp. v-viii。

「効果的アプローチ」における開発戦略目標の要旨

<p>開発戦略目標 1: 持続可能な農業生産</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業生産を行うことが安定的な食料供給と活力ある農村振興の前提となる。このアプローチとしては、以下の中間目標が設定されている。 自国のマクロレベルにおける農業セクターの状況を的確に捉え、それらに即した適切な農業政策を立案し、実施する（中間目標 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上）。 生産基盤の強化と維持管理、技術開発・普及、経営能力の向上などにより、実際に農業生産の拡大と生産性の向上を図る（中間目標 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上）。 輸出振興による外貨獲得、経済発展を志向する場合には、輸出体制の整備や輸出競争力といった輸促進に係わる取り組みを強化する（中間目標 1-3 輸出促進策の強化）。 長期的に農業生産を行い続けるには、環境への配慮も不可欠である（中間目標 1-4 環境配慮の向上）。 農業セクター全体に関わる将来にわたる持続的発展を確保するには高等学校・大学・大学院レベルの農業・農業教育の充実による人材育成も欠くことができない（中間目標 1-5 農業関連高等教育の強化）。
<p>開発戦略目標 2: 安定した食料供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市を含む国全体（マクロレベル）の食料安全保障を確保するには、国内の農業生産の安定・向上と併せて、安定的輸入先の確保および適正水準の備蓄を組み合わせることが基本である。このため以下の中間目標が設定されている。 国民の置かれている現状や国内農業生産力を把握して国家としてどのような食料を確保するかについての戦略（中間目標 2-1 食料需給政策の策定）を策定する。ミクロレベルでの公平な分配を達成するためには地域間流通を中心とした国内流通システムの整備が不可欠である（中間目標 2-2 食料流通機能の整備）。 必要な食料を国内で確保できない場合は他国からの輸入によって代替するための体制整備が必要（中間目標 2-3 輸入体制の整備）。食料援助を受けている場合は、供給された食料を適切に配分する（中間目標 2-4 援助食料の適正な利用）。
<p>開発戦略目標 3: 活力ある農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村の飢餓と貧困を解消し活力ある農村を振興するためには、地域の実情に即した農村振興施策を策定推進する（中間目標 3-1 農村振興関連政策の推進）。農村の現場においては貧困解消・経済力強化の観点から農業生産の改善や農産物の利用・販売のほか、手工業や小商いなどの農業以外の多様な経済活動の振興（中間目標 3-2 農外所得の向上）なかでも住民に身近な農産品加工の振興を図ること（中間目標 3-3 農産品加工業の振興）が有効である。 生活水準向上のため、生活道路や飲料水確保などの農村インフラ整備を推進する（中間目標 3-4 農村インフラ整備）。村落内や周辺地域の環境保全を図り（中間目標 3-5 農村環境の保全）、生活技術や生活環境の改善に取り組むことも重要である（中間目標 3-6 生活改善の推進）。 伝統的な集落や地縁集団などを活用した住民組織化（中間目標 3-7 村落共同体活動の推進）や保健水準の引き上げ（中間目標 3-8 住民の保健水準の向上）および教育水準の引き上げ（中間目標 3-9 住民の教育水準の向上）などにより住民エンパワーメントを図ることが重要である。

出所： 「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、前出、pp. 13～69。

3.3 問題分析を通じた重要問題の把握と開発目標の設定

重要問題の設定は、農業・農村開発の現状と問題点を踏まえて、以下のように「小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援」と「中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援」の2つに分けて対応することを提案する。つまり前者は、農村社会開発に重点を置いており、後者は、生産力強化を通じた農家および地域経済の活性化を指向した農業開発である。

1) 小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援

ホンジュラス国内には、基礎的な生活インフラが未整備なため、生計の維持さえ困難な農村部が多く存在する。貧困農村が集中する西部地域では、人間の安全保障の面から生活インフラ整備（飲料水、保健衛生、基礎教育等）が優先的に検討される必要がある。また、1960年から1982年まで続けられた農地改革によって46万haの土地に6万戸が入植したが、1998年時点では入植農家数は5万戸に減少している。この原因としては、土地登記の不備や土地売却などが指摘されている。しかし、その背景には農地改革地区における基本的な生活・生産インフラ整備の遅れがある。農村部の生活環境の不備や悪化は、農村から都市への人口流出の要因ともなっており、その結果、都市部の貧困にも影響を与えている。

2) 中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援

生産ポテンシャルが高い地域に対しては、各農村地域の特性（地場資源の賦存状況）を踏まえた農業生産力強化を通じた支援が必要である。特に、農業生産性の向上を通じた市場競争力の強化は、小規模零細農家が多くを占め小規模農家の参入可能性が大きい野菜類、果実等の非伝統的輸出農産物の生産増大に不可欠である。これらは、ホンジュラスが比較優位性を有する数少ない生産分野である。競争力の強化には、その具体的な担い手として、地域農業の牽引者となる中核農家および農業グループにターゲットを定めることが提案される。この中核農家やグループは、国内農業の牽引役の役目を担い、将来の国内農業の支柱として考えるべきであり、地域の篤農家や企業的な営農指向の強い小規模零細農家層や農民組織が対象となる。

重要問題と開発目標は、これら2つの支援に視点を置いて設定する。また、重要問題は、図3-1に示す問題系図の作成を通じて、問題構造と問題間の因果関係を考察することによって把握する。農業・農村開発に関する問題分析から浮き彫りとなった重要問題とその対策として掲げる開発目標は、以下のとおりである。

	重要問題	開発目標
【小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援】	生計の維持・向上が困難で、生活の安全保障が確保できない 農業生産力が低く、食料自給のほか持続的な農業が困難	集落レベルでの生計維持支援による生活安全保障の確保 生計の維持と安定化を前提とした生産能力の強化
【中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援】	生産インフラの未整備 生産性が低い 競争力が弱い	農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進

【小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援】

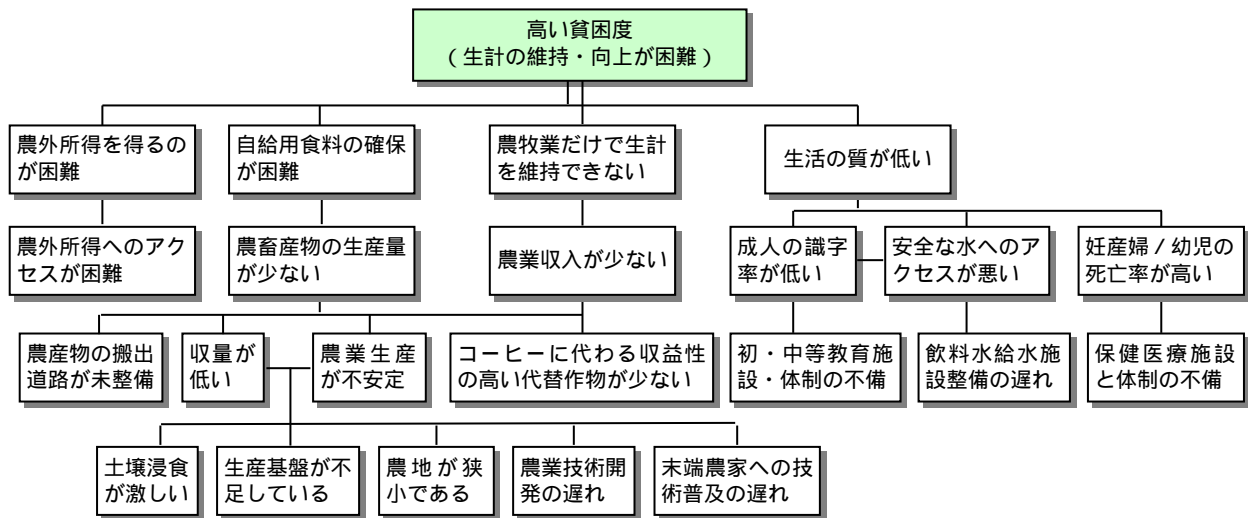


図 3-1(1) 問題と因果関係

【中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援】

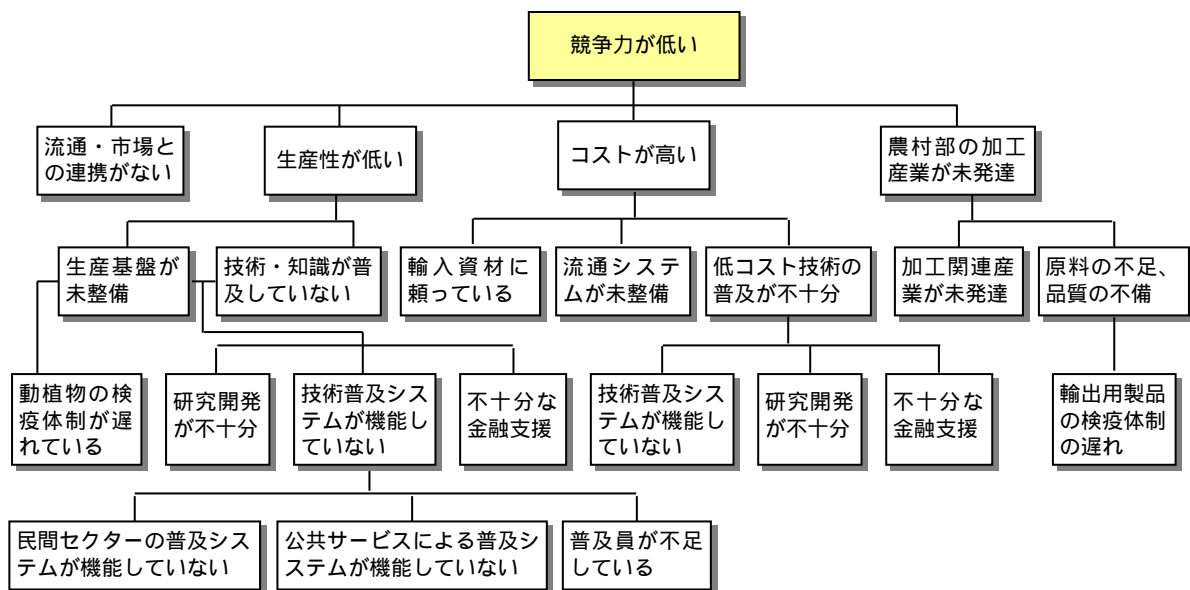


図 3-1(2) 問題と因果関係

ここに提示した問題分析は、ホンジュラスの農業・農村開発に関する問題を必ずしも詳細かつ全般的に網羅しているわけではない。また、提示した問題系図は、問題の抽出と開発目標を設定する手順としての例示であることに留意されたい。実際の案件形成では、文献調査、現地踏査、関係機関からの聞き取り等に基づいた支援対象地域の問題分析を行い、そこから課題を明らかにして、それらに対応するプログラム案の策定が必要である。

3.4 農業・農村開発の課題

開発課題は、設定した「小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援」と「中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援」の開発目標を達成するために策定する。これら開発課題は表 3-1(1)と表 3-1(2)に示すように、大項目と小項目に分けて提示している。大項目は開発目標に直接対応し、小項目の課題は大項目から導き出されている。これらの開発課題と「効果的アプローチ」の開発戦略目標と中間目標およびそのサブ目標との関連を示すために併記した。

「小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援」の開発課題は、主に生活改善、土壌保全、栽培方法の改善・普及、生産インフラ整備等であり、生計維持・向上と生活の安全保障の観点からの支援課題である。これらの開発課題は、農村社会の安定化に不可欠であるほか、既にこれまでもアトランティダおよびコロン両県の北部沿岸地域での保健・衛生に関する案件を中心に、JICAの農村生活環境改善の援助実績がある。このため、これらの実施上の成果や教訓を踏まえ今後とも取り組むことの可能な開発課題である。

一方、「中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援」は、これまで日本が実施してきた「灌漑農業計画」の実施対象地域である首都圏周辺、インティンプカ県（エスペランサ地区、ヘスデオトロ地区）とコロン県の「北部沿岸小規模農業近代化計画」、オランチョ県の「養豚開発計画」、コマヤグア県における「農業開発研修センター」が主要な対象候補地と考えられる。これら地域を重点的に実施することで、これまでの援助協力成果の有効活用と技術成果の拡大発展が可能であると考えられる。

表 3-1(1) 開発目標と課題

開発目標：小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援			開発課題に対する効果的アプローチ	
ホンジュラスにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略 目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 飲料水供給・衛生改善 2. 市レベルの地域保健 衛生改善 3. 初・中等教育の普及 と質的改善 4. 職業訓練の強化	1.1 飲用水施設の整備 拡充	・基本的な農村生活イン フラ整備の遅れ ・生活の質が低い ・安全な水へのアクセス が悪い ・保健衛生サービスへの アクセスが悪い ・成人識字率が低い	3. 活力ある農 村の振興	3-4 農村インフラの整備 ・給水施設の整備 ・集落公共事業の実施 3-8 住民の保健水準向上 ・保健・医療サービス向上 3-9 住民の教育水準向上 ・基礎教育の充実 ・基礎サービスの拡充
	2.1 母子保健の改善支援			
	2.2 地域保健医療ネット ワークの強化			
	3.1 成人識字率の向上			
4.1 職業能力の開発（農 業技術、小規模農畜 産加工、裁縫技術等）				
5. 持続的な農業生産活 動の推進と農外所得 へのアクセスの向上	5.1 適正な肥培管理技術 の開発・普及支援	・土壌劣化が進んでいる ・技術開発・普及の遅れ ・農地が細分化している ・生産量が少ない ・栄養不足 ・不安定な農業生産 ・低い農業収入で不安定 ・生産基盤が不足 ・生産性（収量）が低い ・自給食料の確保が困難 ・農外収入が少ない ・農外収入へのアクセス 機会が少ない	1. 持続可能な 農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産 性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維 持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発 の強化 ・生産技術の改善 ・ポストハーベスト技術の 向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備
	5.2 耕地利用率の向上			
	5.3 ポストハーベスト技 術の改善支援			
	5.4 農畜産技術の普及人 材の育成・強化支援			
	5.5 灌漑整備 / 維持管理 体制の整備			
	5.6 小規模農村工業の振 興支援（簡易農産加 工）			
	5.7 アグロエコツーリス ムの推進）			

表 3-1(2) 開発目標と課題

開発目標：中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援				
ホンジュラスにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略 目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 生産性の向上による 生産拡大と競争力の 強化	1.1 土壌劣化の防止支援 1.2 適正な肥培管理技術の 開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の 向上 1.4 ポストハーベスト技術 の改善 1.5 農畜産技術の普及と人 材の育成・強化支援 1.6 灌漑整備 / 維持管理体 制の整備 1.7 動植物検疫体制の整備 1.8 農牧省科学技術局、検 疫局等の関連組織の強 化支援	・土壌劣化が進んでい る ・技術開発・普及の遅 れ ・生産基盤整備の遅れ ・生産性（収量）が低 い ・輸出競争力が弱い ・動植物検疫体制が遅 れている	1. 持続可能な農 業生産	1-2 農業生産の拡大と生産 性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維 持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発 の強化 ・生産技術の改善 ・ポストハーベスト技術の 向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備 1-3 輸出促進策の強化
2. 生産コストの削減	2.1 適切な輪作体系技術の 開発と普及支援 2.2 生産資材の共同購入体 制の強化支援 2.3 不耕起栽培技術の開発 普及支援 2.4 共同集出荷体制の強化 支援	・輸入資材への依存が 高い ・低コスト技術が未発 達	2. 安定した食 料供給	2-2 食料流通機能の整備 ・流通市場ハードインフラ の整備 ・輸送体制の整備
3. 市場との連携・販売 体制の強化	3.1 市場動向にもとづく生 産体制の確立 3.2 流通・販売体制の整備 支援（農道、貯蔵サイ 口等の整備）	・流通システムが未整 備		
4. 農外所得へのアクセ ス向上	4.1 農畜産加工業の振興 4.2加工用原料の質的向上 4.3 農畜産加工技術の改 善・強化 4.4 農畜産加工製品の検査 制度の強化支援	・農畜産品の加工度が 低い ・加工関連産業が未発 達	3. 活力ある農 村の振興	3-1 農産品加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備 3-5 農村環境の保全
5. 環境保全対策の推進	5.1 森林保全対策の強化 5.2 土地利用計画・規制制 度の強化支援	・焼畑農業の恒常化 ・農地の無秩序な外延 的な拡大		

3.5 優先開発課題の検討

農業・農村開発の優先課題は、表 3-2(1)と表 3-2(2)に示すように、農業・農村開発の現状を踏まえて設定を試みた。ホンジュラスは複雑な地形条件から 7 地域に分割されている。これらマクロ地域レベルの区分では、各地域とも広範な面積を有し、地域内の郡レベルや集落レベルにおいては、生産条件や社会構面や直面する問題点にも域内各地で相違がある。実際の案件形成においては、限定された援助資金を活用した効率的な支援を図るためにも、一定レベルの対象地区や集落レベルまで絞り込んだ援助対象地域の選定が必要である。

なお、JICA の「ホンジュラス国別事業評価報告書」(2002 年)では、資料編に示すように「県

別開発の必要性度と JICA の投入規模」を提示している。今後、これらの資料を参考にして、戦略的な優先開発地域の絞り込みが必要である。

表 3-2(1) 優先開発課題

開発目標	開発課題		優先度
	大項目	小項目	
小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援	1. 飲料水供給・衛生改善	飲用水施設の整備・拡充	
	2. 市レベルの地域保健衛生の改善	母子保健の改善支援	
		地域保健医療ネットワークの強化	
	3. 初等・中等教育の普及、質的向上	成人識字率の向上	
	4. 職業訓練の強化・活性化	職業能力の開発支援（農業技術、裁縫、小規模農産加工等）	
		適正な肥培管理技術の開発・普及支援	
		耕地利用率・作付率の向上	
		ポストハーベスト技術の改善支援	
灌漑整備 / 維持管理体制の整備			
5. 持続的な農業生産活動の推進と農外所得へのアクセスの向上持続的な農業生産活動の推進	小規模農村工業の振興支援（簡易農産加工）		
	アグロエコツーリズムの推進		

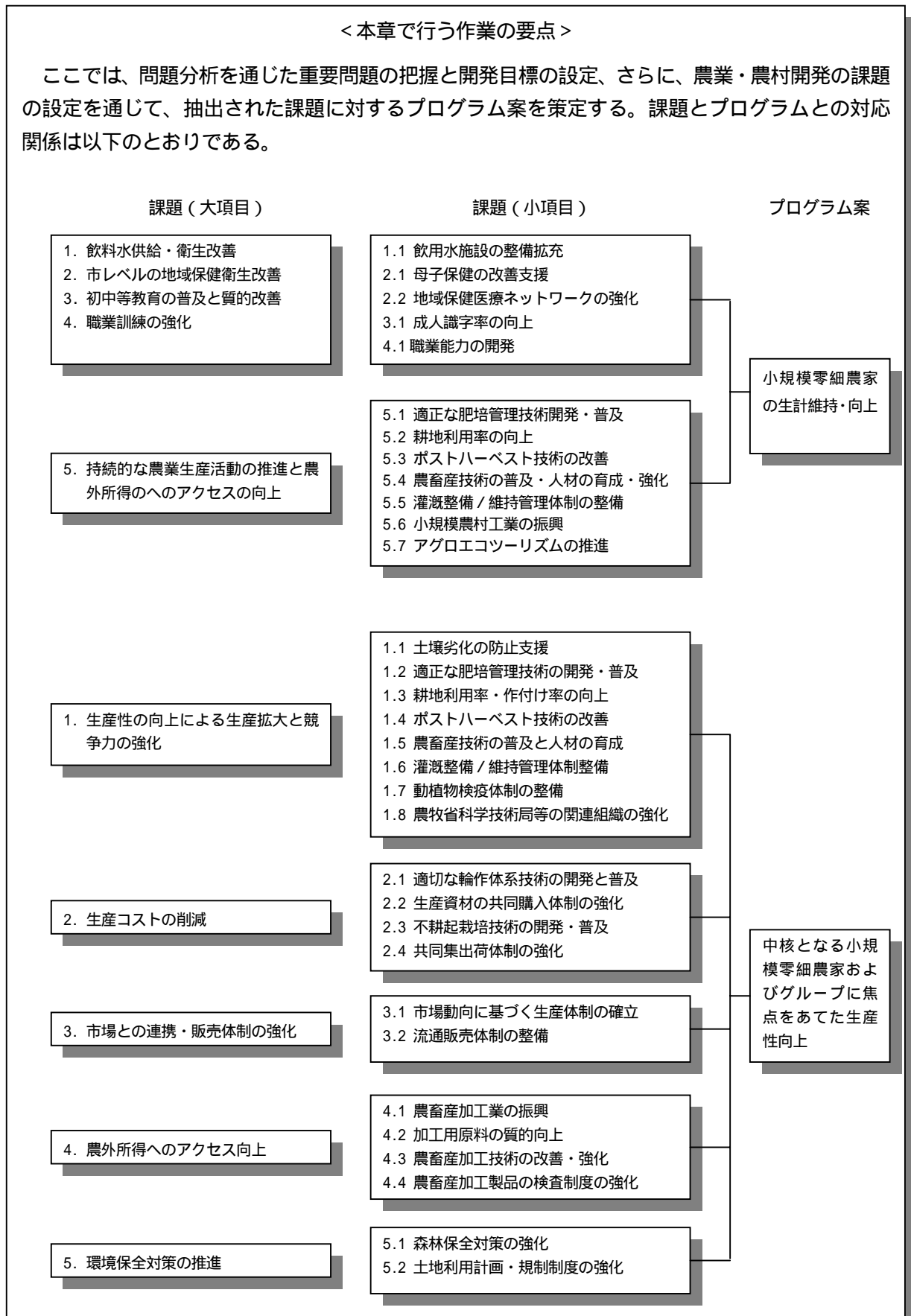
注： 緊急度が高く当該地域への投入の優先度が高い。 必要がある。

表 3-2(2) 地域別優先開発課題

開発目標	開発課題		優先度
	大項目	小項目	
中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援	1. 生産性の改善による生産力と競争力強化	土壌劣化の防止支援	
		適正な肥培管理技術の開発・普及支援	
		ポストハーベスト技術の改善	
		農畜産技術の普及と人材育成強化支援	
		動植物検疫体制の整備支援	
		農牧省科学技術局、検疫局等の関連組織の強化支援等関連組織の強化支援	
	2. 生産コストの削減強化	適切な輪作体系技術の開発と普及支援	
		生産資機材の共同購入体制の支援	
		共同集出荷体制の強化支援	
		不耕起栽培技術の開発・普及支援	
	3. 市場との連携・販売体制の強化	市場動向にもとづく生産体制の確立	
		流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備）	
	4. 農外所得へのアクセス向上	農畜産加工業の振興	
		加工用原料の質的向上支援	
		農畜産加工技術の改善・強化支援	
		農畜産加工製品の検査体制の強化支援	
	5. 環境保全対策の推進	森林保全対策の強化支援	
		土地利用計画の策定支援	

注： 緊急度が高く当該地域への投入の優先度が高い。 必要がある。

4. 課題に対するプログラム案（事例）



プログラム案の見方は次の通りである。

プログラム名	プログラムの目的や内容を明快に示すものにする。
援助戦略の方向性	PRSP や JICA の「国別事業実施計画」の方針による支援の方向性との整合性を明確にする。
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	現地 ODA タスクフォースがホンジュラス政府との政策協議を通じて明確とした開発課題のうち、当該プロジェクトに関連するものを示す。
対応する課題（第 3 章の開発課題から抽出されたもの）	第 3 章でおこなった問題分析によって抽出された課題のうち当該プログラム案が対応しているものを示す。
プログラムの目的	本プログラムの目的についての記述
優先対象地域	対象地域のうち、特に優先すべき地域あるいは地区があれば記載。
プログラムの内容	想定されるプログラムの活動内容を示す。活動の一環として、開発計画を策定する際に、支援対象地域の現状に関する分析に基づいてより具体的な活動内容を決定する。
達成目標（成果指標）例	プログラムの実施によって想定される達成目標を直接的な面と間接的な面から記載する。
想定されるカウンターパート機関	本プログラムの形成と実施に当たって、想定される政府機関のカウンターパートおよび関連機関を記載する。
留意点	当該プログラムを形成する上で特に留意すべき点を提示する。
「開発課題に対する効果的アプローチ（農業開発・農村開発）」との関連性	JICAが作成した「開発課題に対する効果的アプローチ（農業・農村開発）2004年3月」が設定した3つの開発戦略目標 - 「1. 持続可能な農業生産」、「2. 安定した食料供給」、「3. 活力ある農村の振興」を達成するためのアプローチとして示されている中間目標案から詳細な計画を立案する際、中間目標、そのサブ目標およびプロジェクト活動の例（過去の協力事例を含む）を参照することは、実現性や有効性のより高い案件の形成に資する。

4.1 小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援

プログラム名	小規模零細農家の生計維持・向上プログラム
援助戦略の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模零細農家の生計の維持・向上を通じた貧困削減 ・農村生活・生産基盤の改善による人間の安全保障の充実と生産力の増大
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持 ・地域社会レベルでの農牧業発展や生産・所得拡大を通じた貧困削減
対応する課題（第 3 章の開発課題から抽出されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> 1.1 飲用水施設の整備拡充 2.1 母子保健の改善支援 3.1 成人識字率の向上 4.1 職業能力の開発支援 5.1 土壌劣化の防止支援 5.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援 5.3 耕地利用率・作付け率の向上 5.4 ポストハーベスト技術の改善支援 5.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 5.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備 6.1 高収益作物の導入・普及支援
プログラムの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発の視点から小規模零細農家の生計維持・向上による貧困削減と農村社会の安定化および人間の安全保障の充実、生産量の増大を図る。 ・プログラム・プロジェクトの実施能力・制度・ガバナンスの強化を目指す。
優先対象地域	西部地域と農地改革の実施地域
プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生改善に向けた飲用水施設の整備と拡充 ・妊産婦と乳幼児の死亡率軽減に向けた母子保健システムの改善 ・市レベルにおける地域医療ネットワークのためのインフラと制度強化 ・人材育成のための成人識字率の向上 ・職業訓練のための資材および人材の派遣 ・各地域（農村）特性に応じた農業生産計画の策定および農外所得創出に向けた体制整備
達成目標（成果指標）例	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域（県レベル）の貧困度の改善 ・集落単位の貧困度の改善、人口流出の軽減 ・耕地利用率の向上、農畜産物生産量の増大、生産性の向上 ・農畜産物出荷量の増大、販売収入の増大、農家収入の増大 ・栄養摂取量の向上 ・農業生産、流通インフラの整備率の向上 ・農村生活環境の整備（関連施設・制度構築）の向上 ・集落行政組織の改善（農業生産、生活支援サービスへのアクセス改善）
想定されるカウンターパート機関	<ul style="list-style-type: none"> ・農牧省（持続的農村開発局、農業科学技術局） ・農地改革が実施されている各県の農業・農村開発局 ・NGOおよび農畜産物販売 流通組織、大学 ・農業協同組合等の関連組織
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・「2004-2021年農業と環境セクターに関する国家農業政策」との整合性。 ・県、地域および農村間で、経済的な発展度、内包する問題意識に相違があるため、地域や農村を基本単位とした開発計画の検討が必要。 ・生計の維持・向上には、基礎的な生活インフラの整備を優先課題とし、それを前提に農業生産の増大による農業収入の改善や農外所得へのアクセスを検討する必要がある。
「開発課題に対する効果的アプローチ（農業開発・農村開発）」との関連性	<ul style="list-style-type: none"> 3-4 農村インフラの整備 3-8 住民の保健水準向上 3-9 住民の教育水準向上 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上

4.2 中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援

プログラム名	地域中核農家の農業生産性向上・競争力強化プログラム
援助戦略の方向性	地域の中核農家をターゲットにして、農業生産性向上と競争力強化の支援を図る。農畜産物の生産増大を通じた地域経済開発と農村振興。
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	農業生産性の向上と競争力強化を中心とした地域経済開発
対応する課題（第 3 章の開発課題から抽出されたもの）	<p>1.1 土壌劣化の防止支援</p> <p>1.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援</p> <p>1.3 耕地利用率・作付率の向上</p> <p>1.4 ポストハーベスト技術の改善</p> <p>1.5 農畜産技術普及と人材の育成・強化支援</p> <p>1.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備</p> <p>1.7 動植物検疫体制の整備</p> <p>1.8 農牧省科学技術局等の関連組織の強化支援</p> <p>2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援</p> <p>2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援</p> <p>2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援</p> <p>2.4 共同集出荷体制の強化支援</p> <p>2.5 流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備）</p> <p>3.1 加工用原料の質的向上</p> <p>3.2 農畜産加工技術の改善・強化、</p> <p>3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援</p> <p>4.1 森林保全対策の強化</p> <p>4.2 土地利用計画・規制制度の強化支援</p>
プログラムの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・コーヒー、トウモロコシ代表される基幹作物の生産性向上により生産増大と輸出競争力の強化および国内自給率の向上 ・野菜類の非伝統輸出農産物の強化と農畜産加工業を振興し、地域経済の活性化を図るとともに、農村部への開発の波及効果を促進する。
優先対象地域	全国（JICAがこれまで実施した農業開発プロジェクト実施地域を優先）
プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌管理・肥培管理システムの構築 ・農業技術普及ネットワーク体制の整備 ・地域別市場・流通網の整備計画策定 ・流通関連インフラ整備（共同集出荷施設、保管倉庫、輸送トラック整備） ・農民組織強化（農協の設立支援） ・小規模モデル農畜産加工施設の整備 ・作物別の有機栽培実証圃場の整備 ・主要な輸出港、空港における検疫インフラ体制の整備
達成目標（成果指標）例	<ul style="list-style-type: none"> ・RGDPの増大 ・伝統的な輸出農産物の輸出増大 ・非伝統的な農畜産物および加工製品の生産増大、輸出増大 ・基幹作物の収量向上、生産量の増大 ・農家の収入の向上 ・農業生産 / 流通インフラおよび農村社会インフラの整備率の変化
想定されるカウンターパート機関	<ul style="list-style-type: none"> ・農牧省（持続的農村開発局、農業科学技術局、灌漑局、農業衛生サービス） ・NGOおよび農畜産物販売・流通組織、大学 ・農業協同組合（コーヒー、野菜等の専門農協、販売組織）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・「2004-2021年農業と環境セクターに関する国家農業政策」との整合性。 ・一次加工での製品輸出では付加価値が少なく、経済効果が小さいため、輸出加工度の向上が重要。 ・地域経済統合に対応した国境措置（輸出検疫制度等）の整備が不可欠。
「開発課題に対する効果的アプローチ（農業開発・農村開発）」との関連性	<p>1-2 農業生産の拡大と生産性の向上</p> <p>1-3 輸出促進の強化</p> <p>2-2 食料流通機能の強化</p> <p>3-1 農産加工業の振興</p> <p>3-5 農村環境の保全</p>

5. 案件形成上の留意点

< 本章で行う作業の要点 >

本章では、ホンジュラスで農業・農村開発分野の案件を形成するにあたって留意すべき点を、以下のように、案件（プログラム・プロジェクト）の内容、相手国の事情、日本側の事情およびその他（先の3つに分類できないもの）という4つのカテゴリーに分けて述べる。また、要望調査票を作成する際の参考になるように、それぞれの項目について関連する要望調査票の項目も示す。

5.1 案件の内容に関する留意点
案件の背景と問題
協力目的・対象地域
受益者
協力内容
類似案件からの教訓
他ドナーとの協調について
民間セクターとの連携
住民の組織化
持続性を確保するシステムの構築
5.2 相手国の事情に関する留意点
連邦政府・地方政府の開発計画
地方分権化
市場経済化
カウンターパート機関
財政赤字・債務
政府の案件承認プロセス
政府の援助に関する指向
治安・生活環境の問題
5.3 日本側の事情に関する留意点
援助方針
JICAの予算
日本のこれまでの実績と技術的優位性の考慮
5.4 その他の留意点
現地コンサルタントの発掘・確保
本部と在外事務所との情報共有

なお、JICA 本部における農業・農村開発分野の案件検討に関する基本的な考え方ならびに案件の発掘・形成を行う際の一般的な留意点については、別冊の『『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書』、本指針に添付する同報告書要約（付録2）および「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」（付録2）を参照されたい。

5.1 案件の内容に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
案件の背景と問題	「現状と問題点」	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年から2021年までの長期の農業・農村開発の基本政策では、「貧困削減」と「生産性の向上による競争力強化」基本戦略としている。そのための開発コンセプトは、「農産物需要動向を考慮した農牧業生産の推進」、「輸出競争力強化」、「Agro-food システムの構築」、「生産チェーンの強化」、「食料安全保障の推進」、「民間企業の役割重視」である。これら開発コンセプトは、ホンジュラスを取り巻くグローバルな経済環境の変化を背景に、その中で同国の農業・農村開発の方向性を明示している。
協力目的 / 対象地域	「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」	<ul style="list-style-type: none"> ・ホンジュラスへの開発援助の指針としては、PRSP が存在する。各国ドナーや援助機関も PRSP を基本とした貧困削減のための協力を目的としている。 ・貧困支援は厚生的な側面が強い。国内には基礎的な生活インフラが未整備なため生計の維持さえ困難な農村部が存在する。特に西部地域や農地改革地域に対しては、生活インフラ整備（飲料水、保健衛生、基礎教育、農業技術指導）を中心とする農村社会開発を優先的に実施することを留意する必要がある。 ・一方、生産ポテンシャルが高い地域に対しては、農業生産力強化支援による貧困削減への取り組みが求められる。貧困支援と農業開発を分離した協力方法に留意する必要がある。 ・限定された援助資金を有効に活用するための戦略的な援助対象地域としては、貧困度の高い西部地域や既に JICA の農業開発の実績のある地域が、成果を拡大する視点から望ましい。
受益者	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・先住民の居住する地域で案件を形成する時には、市長と先住民グループのリーダーが十分に協議することが重要である。
協力内容	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの JICA の協力内容は、長期的な視野に立った案件の検討が不十分であったと JICA ホンジュラス事務所から指摘されている。今後、案件を検討する上では、以下のような視点到留意する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の農業・農村特性を踏まえた小規模農業・農村開発の推進 ホンジュラスは地形、気象条件が多様であり、多様な農業生産ポテンシャルを有する。しかし、地場資源の活用は十分とはいえない。特定産品に的を絞った各地域（農村）の農業特性に応じた小規模農業開発は、農村経済面からも重要な課題である。この際、market-driven による集落単位の生産体系の確立と農産加工業を起点とする雇用創出を前提とした開発事業の検討が不可欠である。 2) 輸出振興に向けた体制整備への支援 ホンジュラスが農産物輸出で直面する問題が存在する。それは、輸出入における衛生植物検疫措置と品質問題に関係するルール作りである。加工段階に関しては、非常に厳しいアメリカ発のルールである HACCP がある。この衛生面でのルールに適應できなければホンジュラスの農産物貿易交渉での開放度の優位性は消滅する。したがって、この技術導入を図らない限り、輸出競争力の増大は限定的となる。 3) 教育・訓練の強化支援 競争力や生産性向上の源泉は、最終的には教育と訓練を通じた人材育成にあると考えられる。SAGの長期開発政策では、「SEDUCA (Servicio de Educacion Agroalimentaria, Capacitacion y Desarrollo Empresarial)」が提案されており、農村における「若者の教育・訓練」と「生産チェーン」に対する理解の必要性を強調している。教育・訓練は、生産者だけでなく、SAG における行政および技術職員に対しても実施を検討する必要がある。 4) 環境保全への支援 近年の非伝統農産物生産の増大は、収量の向上以上に農地の外延的拡大に依存している。この結果、森林面積が減少し、農地の浸食、流出、肥沃土の低下をもたらしており、環境問題の拡大が懸念される。環境破壊を伴う農産物輸出は、WTO ルールにも抵触し、輸出の制限要

		<p>因となる。持続的な農業開発を進める上で、環境保全の取り組みは重要な課題といえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本側の援助資源、特に農業・農村開発分野における経験の蓄積や技術・知識（人的資源）の有無は、協力内容を検討する上で重要な条件である。ただし、現地事務所が案件を形成・実施する際に現地の専門家やコンサルタントなどの調達がより容易になるのであれば、技術や知識のアベイラビリティを日本・日本人だけに限定して検討する必要はない。むしろ、より国際競争力の高い援助、あるいは、より効率的・効果的な援助という観点からは、有益な経験や人的資源を広く国際社会に求めるのも1つの方策である。
類似案件からの教訓	関連する援助活動、「類似案件からのフィードバック」	<ul style="list-style-type: none"> ・ Municipality あるいは Mancomunidad（地方自治体間協力組織：行政能力の不足を補い、自治体間の相互技術支援と経験の蓄積を図るために、複数の地方自治体が集まったもの）を実施機関としたプロジェクトは、それら組織の能力に左右される側面が大きい。そのため、案件形成段階で対象地域において既に関連プロジェクトを実施している他ドナーやNGOの経験をよく調べ、「実施機関」としての能力を判断する。
他ドナーとの協調について	「関連する援助活動」、「類似案件からのフィードバック」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホンジュラス政府の外国援助に対する依存度は高く、今後も増加する傾向にある。主要ドナーの支援は多岐にわたるが、PRSP の策定を契機にドナー間の棲み分けができつつあり、支援援助の重複は少ない。 ・ ホンジュラス政府が重視する非伝統的輸出作物の野菜や果実の米国向け輸出に関しては、米国が主要な輸入国であることもあり、JICA の協力を適用しづらい面がある。このため、同分野の支援に関しては、農牧省の農業衛生サービスなどの関係機関や組織の支援を通じて対応を図るアプローチに留意する必要がある。
ドナー協調の動き		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業分野ではドナー協調の動きがあり、各ドナーはそれぞれの協力方針やプロジェクトを実施する前に、他ドナーにも開示している（日本はまだ開示していない）。実際には RD の前ぐらいのミッションで他ドナーにプロジェクト内容を開示し、重複を避けた共同実施が提案されている。なお、世銀のCASも理事会で承認される前に他ドナーに開示された。IDBも開示している。 ・ ホンジュラス政府は 2004 年 6 月に IDB の支援によって農林業セクタープログラム案を策定した。今後、ドナーや市民社会による協議を経て最終化される予定である（ただし、最終化の日程は未定である）。 ・ 農村開発プロジェクトは、直接活動に従事する住民は同じであっても、プロジェクトを実施するドナーにより様々な方法が用いられている。そのため、ホンジュラス（DINADERS）は農村開発の標準（norms）を設け、全国で展開される様々な農村開発プロジェクトや活動がそれに基づいて行なわれるようにファシリテートする試みを開始している。その枠組みでは CEFAR（農村地域ファシリテーションセンター）を設置し、ドナーによる農村開発プロジェクトの調和化・調整・ファシリテーションを図っている。 ・ 今後、農業・農村開発案件を形成するにあたっては、DINADERS の設定する「農村開発の基準」への準拠、他のドナーへの案件内容の事前の開示や意見交換などを行う必要がある。 ・ IDB は 2004 年にラテンアメリカ全域で SWAp の導入を決定した。そこでは、援助の調和化（harmonization）と計画・実施・評価のルールや手続きの共通化（alignment）特に、被援助国政府の既存の制度や手続きと合致させ、行政機能の強化を図ることが強調されている。上記の農林業セクタープログラムが実施される場合は、日本も積極的にそれに参画し、その枠組みで協力することのみならず、他ドナーと協調して行政機能の強化を支援することが重要である。
民間セクターとの連携	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農牧省の弱体化の中で、協力案件を持続的に実施するには、NGO や民間との連携を指向することが有効な手段である。しかし、民間企業との協力関係の確保においては、企業が当該地域あるいは対象地域の農家を、商品としての生産物確保のための代替地あるいは代替農家として捉えている点に留意する必要がある。当該地域で生産性が低下したり労賃が高騰したりすれば、別の生産地へ移動する企業行動に注意を要する。 ・ この課題については、農家と民間企業が協力関係を締結する際に、農業

		<p>生産技術の指導だけでなく、営農、販売ルートのノウハウに関する技術移転を農民組織に当たらせ、それを行政面からサポートする体制づくりが不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市場経済化」に対応し生産者を支援しているホンジュラス農産物・農産加工物生産者・輸出業者組合連合会(FPX)などの非営利の民間団体や農業開発銀行(BANADESA)などを通じて、生産者に対して金融と技術に関するOJTを行う。
住民の組織化	「案件概要 4)活動、5)投入、6)外部条件」	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトで新たに住民を組織化するのではなく、対象地域における既存の住民組織を活かして活動する方法を検討する。
持続性を確保するシステムの構築	「案件概要 4)活動、5)投入、6)外部条件」	<ul style="list-style-type: none"> ・協力案件の持続性を維持するには、直接的な案件の裨益者となる農家へのインセンティブの付与に留意する必要がある。USAID (Fintrac-CAD) がコマヤグア県を中心に実施する生産農家への技術支援は、徹底した市場動向の分析（価格と需要の動向）と流通業者、最終消費段階であるスーパーマーケットとの協力関係を前提に実施する点に特徴がある。市場が狭小なホンジュラス市場を考慮して、各農家の出荷調整、出荷順序を適切に決定し、指導するほか、技術レベルに併せた指導をローカルコンサルタントの活用を通じて実施する方法は参考になる。 ・個々の案件の持続性を高めるためには、生産段階に集中した協力だけでなく、「農家収入の増大に直結する案件」の形成や、market-driven を基本とする生産支援システムの構築につながる協力が重要である。

5.2 相手国の事情に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
連邦政府・地方政府の開発計画	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> ・IDB 支援によって策定された「農林業セクタープログラム」が 2005 年 5 月31日のCG会合のフォローアップ会合に提出された。 ・地方分権の下、末端の行政機関である Municipality 毎の戦略的開発計画が行政、市民社会の「参加」によって策定された。その「策定過程」は市により千差万別であるため、案件形成時には対象地域の計画の策定過程を十分に把握して活動内容を検討する。例えば、市民社会も積極的に参加して策定された計画は 2005 年 11 月の選挙以降、政権が交代しても継続すると見られている。一方、形式的には「参加型」であっても、実際には市長の考えが計画に強く反映されたと市民社会から受け止められている場合もあり、政権交代以降の計画の継続性は不確定である。 ・市の戦略的開発計画はロングリスト的な色彩が強い傾向がある。
地方分権化	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権は 1990 年代初頭から USAID の支援で進められてきたが、Municipality や Mancomunidad を中核とした地方開発の試みは、ここ数年の動きであり、まだ方向性、実現性、効果が見えていない段階である。 ・JICA もいくつかの市の連合体である Mandomunidad を地方における基礎的サービス提供機関とする試みを行っており、そこでの経験を十分に踏まえて、農村開発プロジェクトの実施体制を検討すべきである。 ・末端の行政機関である Municipality に対する国家予算からの交付金は全予算の5%であるが、各自治体も対象地域の徴税権を有する。そのため、港湾を持つ市などある程度の規模の財源をもつ Municipality とそうでない Municipality の活動内容の差は大きいことにも留意する。
市場経済化	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の農業・農村開発の開発コンセプトである「輸出競争力強化」、「生産チェーンの強化」、「民間企業の役割重視」などは、ホンジュラスを取り巻くグローバルな経済環境の変化を適切に捉え、その中で同国の農業・農村開発の方向性を明示している。 ・しかしながら、市場経済化への対応を自ら試行錯誤している層と、従来の「政府が何かをしてくれる」ことを待つ層の二極化が進んでいる。協力するにあたっては、前者を中心に対応策を考える方がより効果的な協力につながる可能性がある。
カウンターパート機関	「実施体制」	<ul style="list-style-type: none"> ・農牧省はその機能を縮小し、基本的に民間部門が効率的に活動できる環境を整備する「ファシリテーター」の役割を果たすことが期待され、プ

		<p>プロジェクトの直接的な実施機関としては活動しない（農牧省談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの定着率は、案件の形成から実施に至るまで、案件の正否に大きな影響を与える。このため、農牧省だけでなく、これまでJICAとの協力実績のある大学や組合も考慮したカウンターパートの選定を検討する必要がある。 ・具体的には、国立ホンジュラス自治大学、カタマス農業大学、さらには中級の農業技術者養成学校や総合職業学校などが候補としてあげられる。また組合組織としては、農牧融資協同組合(FINACOOP)、農業信用協同組合(FACHCHA)、農業開発銀行(BANADESA)、コーヒー銀行(BANHCAFE)、ホンジュラス農産物・農産加工物生産者・輸出業者組合連合会(FPX)も候補として考えられる。Mancomunidadも、地方分権が進む中でC/Pの候補として検討に値する。
財政赤字・債務	「現状と問題点」 (または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> ・HIPC イニシアチブのコンプライアンスポイントに達しており、2006年からは世銀もIDA枠ではなく通常の借款条件での貸付を予定している。 ・農牧省の予算の90%が海外援助に依存している。少ない予算に加え、頻繁な人事異動・転職、農業普及部門の民営化などにより、その体制は弱体化している。そのため、農牧省が農業・農村開発に果たす役割は限定的であることに留意しておく必要がある。 ・このような状況から、ホンジュラスの農村部における公共サービスは、保健や教育などの一部の社会サービスを除き、整備されていない。その背景には、農業・農村開発に係る経済活動にかかるサービスについては、民間部門にも、大学、民間企業、NGOなどの提供者が数多く存在するという認識を政府が持っていることがある。 ・中央の省庁が下位の行政機関に出先局を持たず、県(department)レベル、あるいは市レベルで、農業を含む技術職員を雇用することになっているが、現実には管轄区域をカバーする足る人員はそろっておらず、十分な対応ができていないと難しい。これらの点は、農村部の生計維持に関する案件の形成と実施を行う上で留意すべき点である。 ・1995年時点で、ホンジュラスの総歳出に占める地方自治体の比率は12.3%（参考：ボリビアでは26.7%）であり、財政的にも地方自治体の能力が低いことが想定される。
政府の案件承認プロセス	「優先順位（先方政府順位）」	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力の窓口機関は技術・国際協力庁(SETCO) 借款は財務省の管轄であるが、両者間で、個々の案件の実施に必要なカウンターパート資金の負担などを勘案して行うべき案件の優先付けに関する協議は行われていない。 ・農業関連のプロジェクトは基本的に農牧省から申請される。SETCOは、「ドナーの支援したい方向とSETCOの考えとの間に差異がない」という考えから、各省庁から申請のあった技術協力案件を厳密には審査せず、ほぼそのまま承認している状態である。 ・SETCOは地方自治体(Mancomunidadも含む)とも協議を行う。 ・Mancomunidadを実施機関としてプロジェクトを実施するためには、活動分野を所管する省庁と予め協議し、対象地域での活動をMancomunidadが実施することについて了解を取り付けておく必要がある。
政府の援助に関する指向	「優先順位（先方政府順位）」	<ul style="list-style-type: none"> ・現政権(2002~2006年)によって実施に移されたPRSPは、2回にわたる進捗報告書の内容が世銀やIMFによって承認され、貧困削減に関する努力が評価されている。ホンジュラス政府関係者は、次期政権(2006~2010年)が継続してPRSPを中心とする各種政策の実施とそれに関連する援助要請を期待している。 ・しかし、JICAホンジュラス事務所によれば、次期大統領候補のこれまでの言動から、ドナーコミュニティには、政権交代後はPRSPに沿った政策が継続されないという懸念がある。そのため、主要ドナーは、その大統領候補に現在の路線を継続するよう働きかけている。
治安・生活環境の問題	「治安状況」	<ul style="list-style-type: none"> ・ホンジュラスは、1980年代まで近隣諸国のような内戦、ゲリラおよびテロ活動などによる社会不安の要素はほとんどなく、穏やかな治安状況であった。しかし、1990年代初頭から、内戦の終了した近隣諸国から大量の武器や戦闘要員の流入が見られ、銃器を使った組織的な犯罪が近年多く発生するようになり、治安状況も悪化する傾向にある。

5.3 日本側の事情に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
援助方針	「我が国援助方針との整合性」、「ミレニアム開発目標との関連」、「我が国重要開発課題との関連」	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA ホンジュラス事務所は PRSP に対する支援を基本とし、「基礎教育強化」、「保健医療強化」、「参加型地域開発」、「運輸・交通網整備」、「競争力強化」の5つのプログラムの実施を援助方針としている。 ・ このうち、保健と教育分野を重点協力分野とする一方、農業・農村開発に対する支援は、地方開発（地域開発）の一環として行う考えである。
JICAの予算	「協力概算額」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中南米向けの協力予算は減少傾向にあるが、JICA ホンジュラス事務所としては、ホンジュラスが中南米諸国の中で最も貧困率が高いことから、より重点的に予算を獲得したい意向である。
日本のこれまでの実績と技術的優位性の考慮	「我が国援助方針との整合性」、「ミレニアム開発目標との関連」、「我が国重要開発課題との関連」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の技術分野では、灌漑農業、養豚飼育、野菜栽培などに関する協力実績がある。今後の輸出作物と期待される非伝統的輸出農産物の中で野菜類や果実は、日本にも技術的な優位性がある。ただし、市場情報やマーケティングなどの市場開発戦略面では、ODA による協力実績が少ない。この分野の協力を拡充することは、これまでの日本の援助実績と技術的な優位性を高める上で重要な課題である。 ・ 前述の「これまでの援助事業が長期的視野に立って実施されてこなかった。」との指摘に対しては、緊縮財政による予算の縮小、政権交代による政策・開発方針の変更、頻繁な人事異動・転職、農業支援サービスの民営化などによるホンジュラス政府の組織・制度の脆弱性が主因とされる。一方で、日本の援助について今後、以下のような改善も必要である。 <ol style="list-style-type: none"> a. ホンジュラス農業を取り巻く社会経済環境の変化への対応、対応策を検討するのに必要な調査研究の推進、調査結果の案件形成・実施への反映など。 b. 特定のサブセクターに限定しない包括的アプローチの導入。 c. 政府職員以外への技術移転、直接生産を担う農家の自立経営に必要な（農家の所得向上に直結する）支援。 d. 農業生産の増大に関する研究協力と技術改善の支援のみならず、生産物の最終目的地である市場分析と生産支援のフィードバック。 e. 援助協調の促進（他ドナーとの協調による行政能力強化の支援など）

5.4 その他の留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
現地コンサルタントの発掘・確保		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在外事務所の担当者は、時間的な制約から、特に他セクターや他ドナーとの連携が必要とされるプログラム型の案件の形成に多くの時間や労力を費やすのは困難な状況に置かれている。したがって、事務所が案件形成を行う場合には、事務所のナショナルスタッフの育成と現地コンサルタントの活用が極めて重要である。
本部と在外事務所との情報共有	「我が国援助方針との整合性」、「ミレニアム開発目標との関連」、「我が国重要開発課題との関連」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記事項なし。「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。

6. モニタリング・評価手続および指標

<本章で行う作業の要点>

モニタリング・評価は、在外事務所が案件形成に留まらず一貫性のある案件管理を行うために最も重要な業務のひとつとなる。本章では、案件管理のフローの各段階における在外事務所の役割、各段階における評価ツールと適用範囲、成果指標の例、指標の入手可能性の検討方法などを示す。なお、これらは JICA の資料および関係者からの聞き取りに基づく調査団の提案であることに留意されたい。

6.1 モニタリング・評価の手続き

案件管理のフローの各段階における機能移管後に設定される在外事務所の役割を示す。

6.2 成果指標の設定および適用

案件管理の各フローの各段階における評価ツールとその中で具体的に成果指標を適用する部分および指標の適用者を示す。

6.3 成果指標例

第 3 章で示した農業・農村開発で取り組むべき課題（小項目）に関する主な成果指標の例を示す。

6.4 成果指標データの入手可能性の検討

成果指標データの入手可能性を勘案しながら指標の検討・設定（最終化）を行う作業の流れを示す。

6.1 モニタリング・評価の手続き

2004 年度より本格的に開始した在外事務所強化の動きにともない、案件管理にかかる機能が本部から在外事務所へ移管されつつある。これにより、これまで本部が企画、調達、運営、監理の実施主体であったのが、今後は在外事務所がその主体となっていく。こうした動きの中で、「モニタリング・評価」は、一貫性のある案件管理を行うために、国別事業実施計画の策定および案件の発掘・形成業務と並んで、在外事務所の最も重要な役割のひとつとなる。図 6-1 に、案件管理のフローの各段階における機能移管後に想定される在外事務所の役割を示す²³。



出所： 調査団作成。

図 6-1 案件管理フローと在外事務所の役割

²³ 各段階における業務上の留意点については、独立行政法人国際協力機構企画・調整部事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版 JICA 事業評価ガイドライン」、2004 年 2 月を参照

6.2 成果指標の設定および適用

指標は、実施案件の達成目標を設定するため、あるいは案件実施中および実施後に成果を測るために必要となる。すなわち、指標はプログラムの「有効性」を確認するために設定されるもので、案件実施前にはベースラインとして、実施中および実施後にはベースラインからの変化を見るために必要となる。このように指標は事前と事後の比較に使われることから、同一の指標を一貫して用いる必要がある。なお、それらの指標は、本指針に添付する「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」も併用して検討する。

案件管理フローの中で、主に成果指標を適用できるのは、案件形成時および事前・中間・終了時・事後評価の各段階である。図6-2に、これら段階における評価ツールとその中で具体的に成果指標を適用する部分、および指標の適用者を示す。

案件管理フロー	目的	評価ツールおよび指標の適用部分	適用者
国別事業実施計画の策定 / 案件発掘・形成	国別事業実施計画の策定および案件形成を行う。両者は同時進行の場合もあれば、一方が先に準備が進んで、他方の考え方のベースとなる場合もある。	ツール：要請案件調査票 指標の適用部分： 案件概要 (1)上位目標 (2)案件の目標	在外事務所 担当職員
本邦における案件採択			
事前評価	プロジェクト実施前に、対象プロジェクトのJICA国別事業実施計画との整合性を検討し、プロジェクトの内容や協力効果を明確にする。これによりプロジェクトの適切性を総合的に検討・評価する。	ツール：事前評価表 指標の適用部分： 「4.協力の枠組み」における(1)協力の目標(アウトカム) 「5.評価項目による評価結果」における(2)有効性および(4)インパクト	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
SW/RD協議			
案件実施			
中間評価	協力期間の中間時点で、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性などの観点から評価し、必要に応じて当初計画の見直しや運営体制の強化を図る。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性(予測)」および「インパクト(予測)」の評価	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
終了時評価	プロジェクトの目標達成度、事業の効率性、今後の自立発展性の見通しなどの観点から評価するもので、その結果を踏まえて、協力終了の適否や協力延長などフォローアップの必要性を判断する。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性」および「インパクト(予測)」の評価	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
事後評価	協力終了後数年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクトと自立発展性の検証を行い、JICA国別事業実施計画の改善や効果的・効率的な事業の立案・計画と実施に向けた教訓・提言を得る。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性」および「インパクト」の評価	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
国別事業実施計画の策定 / 案件発掘・形成			

注：1) 事前評価・中間評価・終了時評価・事後評価における「目的」は、独立行政法人国際協力機構企画・調整部事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」、2004年2月から引用。

2) 事前評価表、PCM、評価グリッド等にかかる詳細な説明は、ここでは省略する。詳しくは、前掲の「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」を参照。

出所：「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」などを参照して調査団作成。

図6-2 案件管理フローにおける指標の適用

6.3 成果指標例

第3章で示した農業・農村開発において取り組むべき課題に関する主な評価指標の例は表6-1のとおりである。

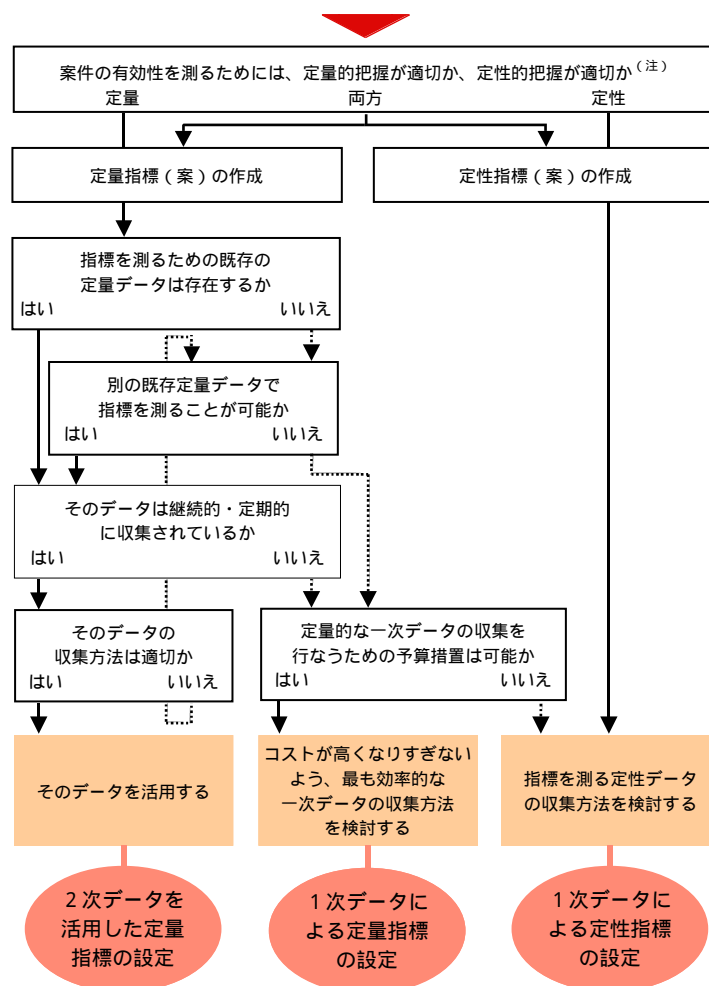
表6-1 農業・農村開発の課題に関する成果指標の例

開発目標	開発課題		指標例
	大項目	小項目	
小規模零細農家の生計維持・向上を目指した支援	1. 飲料水供給・衛生改善	飲用水施設の整備・拡充	飲料水導入戸数
		2. 市レベルの地域保健衛生の改善	母子保健の改善支援 地域保健医療ネットワークの強化
	3. 初等・中等教育の普及、質的向上		成人識字率の向上
	4. 職業訓練の強化・活性化	職業能力の開発支援（農業技術、裁縫、小規模農産加工等）	職業訓練学校の数 訓練学校入学者・卒業者数
		5. 持続的な農業生産活動の推進	適正な肥培管理技術の開発・普及支援
	耕地利用率・作付け率の向上		作付け強度
	ポストハーベスト技術の改善支援		単位面積当たり収量
	灌漑整備/維持管理体制の整備		単位面積当たり収量、生産量
	小規模農村工業の振興支援（簡易農産加工） アグロエコツーリズムの推進		農産加工工場の数 農村観光来訪者の数
	中核となる小規模零細農家およびグループに焦点をあてた生産性向上支援	1. 生産性の改善による生産力と競争力強化	土壌劣化の防止支援
適正な肥培管理技術の開発・普及支援			単位面積当たり収量
ポストハーベスト技術の改善			収量水準、生産量
農畜産技術の普及と人材育成強化支援			普及員の数
動植物検疫体制の整備支援			農畜産物輸出货量
SENASA(農業衛生サービス)、DICTA(農業科学技術局)等関連組織の強化支援			組織の改編状況 人員 施設数
2. 生産コストの削減強化		適切な輪作体系技術の開発と普及支援	年間耕地利用率
		生産資機材の共同購入体制の支援	生産費の減少率
		共同集出荷体制の強化支援	農民組織数
		不耕起栽培技術の開発・普及支援	穀物等の生産費 作物の収量
		流通・販売体制の整備（農道、貯蔵サイロ等の整備）	販売収益 流通施設の数
3. 市場との連携・販売体制の強		市場動向にもとづく生産体制の確立	流通業者および小売店との契約数
		流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備）	流通インフラの整備状況
4. 農外所得へのアクセス向上		農畜産加工業の振興	農村部における加工業の数
		加工用原料の質的向上支援	加工製品の販売価格
		農畜産加工技術の改善・強化支援	加工製品の販売価格
		農畜産加工製品の検査体制の強化支援	検査施設の整備率
4. 環境保全対策の推進		森林保全対策の強化支援	森林面積
		土地利用計画の策定支援	土地利用規制制度の有無

6.4 成果指標データの入手可能性の検討

データ収集には、政府や国際機関等による二次データを活用する方法と、案件の中でベースラインから一貫して一次データを収集する方法の2つの方法がある。前者は、データ収集コストを低く抑えることができる一方で、適当かつ継続的に収集されているデータが存在しないことがある上、データの信憑性を確認することが困難な場合がある。他方、後者は、案件に合ったデータ収集方法を適用することが可能である一方で、データ収集コストが比較的高い。このため、有効性を測ることの重要性に照らし、高いコストをかけることが妥当であるかを十分検討する必要がある。

図6-3は、成果指標データの入手可能性を勘案しながら指標の検討・設定（最終化）を行うためのフローチャートである。案件の有効性を測るのに定性的把握が適当かあるいは定量的把握が適当か、適切な既存データは存在するか、予算は十分か、具体的にどのようにデータを収集するかを検討した上で、最終的に指標を設定するという流れになっている。



注： 1) 達成目標（本指針では開発課題）が量的なものであるか質的なものであるかを見る。例えば、目標が「収量の向上」といった量的なものであれば定量的な把握をする。「農村住民の意識の向上」といった質的なものであれば定性的な把握をする。

- 2) 定量的な把握が適切であると判断された場合でも、データがない場合には質的なものを見る。
- 3) 得られるデータが不十分な場合には定性的な把握によって補う。例えば「栄養改善」を達成目標とする場合、低体重率や栄養失調率などの定量的な把握を必要とするのみならず、栄養改善にかかる母親の認識変化などの定性的な情報も補完的に収集することが望ましい。

出所： 調査団作成。

図 6-3 指標の検討用チャート（参考）

資料編

資料編目次

R.1	社会・経済概況	HON(R)-1
R.1.1	社会・経済の状況	HON(R)-1
R.1.2	中米諸国との関係	HON(R)-2
R.2	農業・農村開発分野の状況	HON(R)-4
R.2.1	ホンジュラスの農業概況	HON(R)-4
R.2.2	農地面積規模別の生産状況	HON(R)-9
R.2.3	農業牧畜省の活動状況（JICA 派遣専門家報告書からの抜粋 / 要約） ..	HON(R)-10
R.2.4	非伝統輸出農産物の輸出生産計画	HON(R)-11
R.3	貧困状況	HON(R)-12
R.4	開発援助の動向	HON(R)-14
R.4.1	援助動向	HON(R)-14
R.4.2	日本政府の援助の重点分野と事業計画実施上の留意点	HON(R)-14

R.1 社会・経済概況

R.1.1 社会・経済の状況

ホンジュラスの総人口は約 607 万人である（人口センサス、2001）。ただし、世銀では 2001 年時点で 660 万人と推定している（World Bank、CAS、2003）。民族構成は、90%が先住民族と白人の混血であるメスチーソであり、7%が先住民族、2%が黒人、白人が 1%である。カリブ海沿岸の一部には黒人系ガリフナ族（母系家族）が独自の文化を築いている。

同国では、1982 年に民政移行がおこなわれ、既に 3 回の選挙が民主的に実施されている。同国の経済は、1980 年代の米ドルに対する自国通貨の過大評価、財政・経常赤字の累積、対外債務の遅延といった構造的問題によるマクロ経済の不均衡による影響を受けてきた。1990 年代には構造調整への取り組みが開始された。1994 年の石油危機と 1998 年のハリケーン・ミッチにより成長は阻害されたものの、生産の回復に伴い、経済は概して緩やかな成長を見せている。主要な経済指標は以下のとおりである。

表 1-1 主要な経済指標

1. 主要産業	農林牧畜業（バナナ、コーヒー、水産、畜産）			
2. 人口	2001 年：660 万人			
3. 一人当たり GNI	920 US ドル(2002)			
4. 人口増加率	2.6% (1990-2000)			
5. 労働人口増加率	3.7% (1999-2000)			
6. GDP (Billion US\$)	2.8	3.1	5.9	6.4
7. Gross Domestic Investment/GDP	21.1	24.7	32.5	30.6
8. 輸出（財/サービス）/GDP	30.8	33.0	42.1	38.3
9. 年平均成長率	1981-1991 年	1991 - 2001 年	2000 年	2000-2005 年
GDP (%)	3.0	3.0	5.7	3.0
一人当たり GDP (%)	-0.1	0.2	2.3	1.2
輸出成長率 (%)	1.4	1.7	7.3	7.5
農業セクター (%)	3.1	1.7	9.5	0.9(2001)
製造業 (%)	3.4	3.5	5.2	1.6(2001)
サービス業 (%)	2.6	3.7	4.4	4.5(2001)
国内投資 (%)	6.2	5.0	-0.8	-3.9

注：2000-2005年は予測値

出所：World Bank、CAS、2003

ホンジュラスの輸出面の特徴としては、1980 年代から 1990 年代にかけて国際競争力の低下や米国の特惠待遇の喪失とともに牛肉、綿花、砂糖の輸出が減少する反面、伝統的なバナナとコーヒーの輸出の相対的な重要性が、1960 年代及び 1970 年代と同様に再び高まりつつある点があげられる。その一方で、1990 年代の構造調整政策の本格的な実施以降は、水産物（エビ）やメロン、生鮮野菜などの非伝統的な一次産品の輸出が増加傾向を示している。

ホンジュラスでは、現在でも経済全体に占める農業セクターの重要性が際立っている。国家経済と農業の関連性については、AICAF の「ホンジュラスの農業」（1999）において、1990 年代のデータを基に取りまとめられている。「本編」で示した数値と若干異なる部分もあるが、全体的な傾向は現在でも大きな変化は見られないので、下記に要約して示す。

- ・ GDP のうち農業が 27%を占め、関連部門を入れると 50%以上に達する。反面、製造業のシェアはこの 25 年間で、15%前後にとどまり続けている。
- ・ 経済活動人口の 36%が農業に直接従事しており、関連部門を入れると 50%を上回る。また、農村の人口の増加率を上回るペースで農家数が増加している。
- ・ 人口の過半数が農村に居住して都市化が遅れているうえ、貧困層が農村に集中し、なかでも絶対的貧困の比率が 72%と非常に高い。
- ・ 輸出額の 60%以上が農業に直接依存している。バナナの比率が低下する反面、コーヒーへの依存度が高まっている。
- ・ 国土面積のうち、耕地が占める比率が第 1 回農業センサスの 1952 年から第 4 回の 1993 年を通じて 20%台という低水準にとどまっている。ただし、統計上は森林に分類されながら、実際には牧草地に転換されている土地が相当数あるものとみられる。
- ・ 農林業に対する融資では、1970 年代前半までは牧畜への融資比率が急増し、農業への融資比率を上回っていたが、1970 年代に広範囲急減し、その後回復しないまま 1990 年代には 20%を下回る水準にまで落ち込んでいる。牧畜業は投資を行う上で、現在では魅力のない分野と見なされている。

AICAF「ホンジュラスの農業」、1999、p.p1-2.

R.1.2 中米諸国との関係

ホンジュラスは、地域統合である中米共同市場の加盟国である。中米共同市場の概要は以下のとおりである。

表 1-2 中米共同市場の基本指標

	面積 (km ²)	人口(1,000 人)	GNP(100 万\$)	一人当り GNP
グアテマラ	108,889	11,088	18,625	1,680
エルサルバドル	20,987	6,154	11,806	1,920
ホンジュラス	112,088	6,318	4,829	760
ニカラグア	129,541	5,070	2,012	410
コスタリカ	51,100	3,589	12,828	3,570
合計	422,605	32,068	50,100	平均 1,668 ドル

出所: World Bank, World Atlas, Exportaciones e Importaciones de Honduras, 1990-2003, 2001.より作成。

CEPAL の資料によると中米地域を構成するグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカは、各国ともに農業セクターが主要産業となっており、下記のような農業面からの類似性がある。

1) 経済成長と農業成長の強い相関関係

中米 5 カ国は過去 10 年間の GDP の成長率と農業セクターの成長率には、高い相関がある。農業セクターの成長率の低下は、国家経済の低下と連動していることが共通した特徴である。

表 1-3 農業成長と経済成長の関係

	GDP の成長率		農業セクター成長率	
	1990-2000	2000-2002	1990-2000	2000-2002
中米	4.1	2.1	3.2	0.5
コスタリカ	5.2	1.9	4.1	-0.1
エルサルバドル	4.6	2.0	1.2	-0.9
グアテマラ	4.1	2.1	2.8	1.3
ホンジュラス	3.3	2.6	2.5	2.1
ニカラグア	3.4	2.1	5.5	0.1

出所: CEPAL, 2004

2) バナナ、コーヒーのモノカルチャーに依存した生産と輸出構造

- 中米地域を構成するグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカの農業開発は、バナナとコーヒーの2大作物によって開発が進められてきた点共通点がある。
- 現在、各国の輸出総額に占める農産物のシェア(2001年)は、ニカラグア 67%、グアテマラ 52%、ホンジュラス 47% (「本編」では2000年で53%と記述)、コスタリカ 33%、エルサルバドル 20%で、エルサルバドルを除き最も大きなシェアを占めるセクターである。その中心的な作物がバナナ、コーヒー、メンカ、砂糖である。このような生産構造は中米各国とも共通している。

ホンジュラスは中米地域における典型的な農業構造を有しており、バナナは輸出シェアの20%前後(1998年以降はハリケーン被害により復興過程にあり減少している)であり、コーヒーのシェアは26%に達する。

3) 非伝統輸出作物への転換

- ホンジュラスにおけるバナナとコーヒーは伝統的な輸出作物としての地位を保ってきたが、この2つのモノカルチャー作物経済からの脱却が中米各国の共通した政策課題である。特に、近年は野菜、果実、農産加工を中心とするバナナ、コーヒーに代わる非伝統輸出作物と位置づけてその強化を図っている。中米5カ国は、非伝統農産物輸出政策を1980年代から取り入れてきたが、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラの順で先行している。
- ホンジュラスは、他の中米諸国より非伝統農産物の生産と輸出拡大が遅れていたが、近年は野菜や果実のように1990年の1,800万ドルから2003年には7,400万ドルへと年々輸出が増加している。同様に農産加工品も3,600万ドルから2億400万ドルへの増加である。ホンジュラスとニカラグアがその後を追いかける状況にある。

4) 狭小な農産物市場と限定された市場

- 中米諸国に共通した特徴に市場規模の狭小さがあげられる。中米5カ国を合計した人口は、3,200万人であり、エルサルバドルを除いて、土地面積に比べて消費市場が相対的に小さい。
- 中米共同市場は、このような各国に共通した狭小な市場といった貿易上のネックを克服して、経済発展のスケールメリットを追求することを主眼に1963年に設立された。同市場は、2010年に4,400万人、2020年には5,400万人レベルの市場規模が予想されている。
- ホンジュラスの最大の貿易相手国は、輸出額の47%、輸入額の40%(いずれも1990~2003年の平均)を占めるアメリカとなっているが、中米共同市場向け輸出額のシェアが、1990年の2.8%から2003年には28%へと増加している点が特徴的である。中米5カ国は、米国市場と中米共同市場が共通した農産物市場であり、その中での競争力強化が共通した課題といえる。

R.2 農業・農村開発分野の状況

R.2.1 ホンジュラスの農業概況

R.2.1.1 地形条件

ホンジュラスは、北緯 12° ~ 16°、統計 83° ~ 89° の間に位置し、中米のほぼ中央部にある。南はニカラグアとエルサルバドル、西はグアテマラとそれぞれ国境を接している。国土面積は、日本の本州の半分に相当する約 11.2 万 km² である。中米 5 カ国の中では、ニカラグアに次ぐ 2 番目に大きな面積である。

同国は、中米地域の中では最も山が多く、過去の火山活動や地殻変動の影響によって国土の大部分は山岳地と丘陵地から形成され複雑な地形条件となっている。国土の 70% 近くは標高 1,000 ~ 1,500m の高原が中央部から南部にかけて分布する。また、標高平坦地は、カリブ海及び太平洋岸の Cholteca 県にあるフォンセカ湾に面した海岸沿いの狭い地域及び内陸部の盆地と高原だけである。

R.2.1.2 気象条件

ホンジュラスは、カリブ海の影響を強く受けており、また山岳地が広がっているため、複雑な気候を有している。熱帯降雨林、熱帯林、サバンナ気候、温帯湿潤、亜熱帯までの幅居広い気候区分が存在する。地域的には、熱帯降雨林はカリブ海沿岸、熱帯林は南部及びコマヤグアを通じて太平洋岸の Cholteca 周辺まで線状に分布している。



図 2-1 ホンジュラスの地域別、県別区分図

R.2.1.3 農業的土地利用と農家戸数

県別の農用地面積と作物の栽培面積および農家戸数は、表 2-1 のとおりである。1993 年の農業統計資料では、農用地面積が 330 万 ha と推定され、これは総国土面積の約 30%に相当する。農用地面積の内訳は、牧草地 46%と作物耕地 24%で全体の 70%をシェアしている。残りは、林地 11%、休耕地が約 5%である。地域的には、グラシアス・ア・ディオス県、インティンブカ県を除く全ての県で牧草地の割合が 30%を越え、特にアトランティダ、コパン、オランチョの各県では牧草地面積の割合が 50%以上となっている。

農用地のうち、灌漑面積は約 7.4 万 ha である。国内の灌漑利用可能地は、40 万 ha と推定されている。灌漑面積のうち、80%が民間によるものであり、政府による灌漑面積は 20%程度である。雨期と乾期が比較的明確であり、雨期は 4 月下旬から 11 月が一般的である。乾期が長い南部、中央部、南西部での灌漑は重要な生産インフラとなっている。

表 2-1 ホンジュラスの農地作物栽培面積および農家戸数

県名	全面積 (km ²)	土地利用 面積(農地) (1000ha)	作物栽培 面積 (1000ha)	農家戸数 (戸)
全国	112,088.0	3,337.1	801.1	308,347.0
1.アトランティダ	4,251.2	162.5	41.7	12,272.0
2.コロソ	8,874.8	181.1	47.0	11,720.0
3.コマヤグア	5,196.4	177.4	51.7	21,475.0
4.コパン	3,203.0	183.5	44.6	22,065.0
5.コルテス	3,954.0	206.0	62.1	14,812.0
6.チョルテカ	4,211.0	264.0	54.7	21,859.0
7.エル・パラソ	7,218.1	374.1	73.7	24,741.0
8.フランシスコ・モラサン	7,946.2	215.0	51.0	23,337.0
9.グラシアス・ア・ディオス	16,630.0	36.6	8.9	3,862.0
10.インティンブカ	3,072.2	124.6	29.9	18,146.0
11.バイア諸島	260.6	5.0	0.8	306.0
12.ラ・パス	2,330.6	82.8	24.8	12,785.0
13.レンピーラ	4,289.7	137.5	43.2	27,027.0
14.オコテベケ	1,680.2	70.1	15.8	10,400.0
15.オランチョ	24,350.9	544.5	93.1	27,324.0
16.サンタバーバラ	5,155.3	245.1	68.4	27,052.0
17.バジェ	1,564.6	54.6	19.2	9,833.0
18.ヨロ	7,939.2	272.7	70.5	19,331.0

出所：Censo Nacional Agropecuario 1993.

表 2-2 農業用土地利用

県	耕地		牧草地		その他		合計面積 (ha)
	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	
アトランティダ	41,727.0	25.7	81,474.5	50.1	39,292.9	24.2	162,494.4
コロソ	47,000.7	26.0	84,043.1	46.4	50,037.7	27.6	181,081.5
コマヤグア	51,723.4	29.2	75,691.1	42.7	50,015.7	28.2	177,430.2
コバソ	44,636.4	24.3	98,128.7	53.5	40,707.5	22.2	183,472.6
コルテス	62,067.9	30.1	93,588.0	45.4	50,384.1	24.5	206,040.0
チョルテカ	54,669.9	20.7	139,993.5	53.0	69,354.5	26.3	264,017.9
エルパライン	73,566.8	19.7	185,424.4	49.6	115,094.4	30.8	374,085.6
F.モラサン	50,978.3	23.7	77,587.3	36.1	86,463.1	40.2	215,028.7
G.ディオス	8,867.1	24.2	6,739.8	18.4	20,961.6	57.3	36,568.5
インティガブ	29,961.0	24.0	32,849.5	26.4	61,835.7	49.6	124,646.2
バイア諸島	770.4	15.5	2,409.1	48.5	1,789.5	36.0	4,969.0
ラパス	24,800.5	30.0	26,507.6	32.0	31,454.1	38.0	82,762.2
レンピーラ	43,188.5	31.4	51,624.9	37.5	42,703.9	31.1	137,517.3
オコテベケ	15,836.8	22.6	34,569.3	49.3	19,652.2	28.1	70,058.3
オランチョ	93,120.1	17.1	273,720.3	50.3	177,700.0	32.6	544,540.4
サンタバーバラ	68,464.9	27.9	117,963.9	48.1	58,670.5	23.9	245,099.3
バイエ	19,252.3	35.3	19,014.9	34.8	16,347.7	29.9	54,614.9
ヨロ	70,504.5	25.9	131,627.4	48.3	70,521.6	25.9	272,653.5
全国	801,136.5	24.0	1,532,957.3	45.9	1,002,986.7	30.1	3,337,080.5

出所：SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario 1993.

表 2-3 流域別農業適地面積、灌漑可能面積

流域名	流域面積	農業適地面積	灌漑可能面積	灌漑面積
	(km ²)	(ha)	(ha)	(ha)
レンパ	5,395.1	8,960	1,000	311
ゴアスコラン	1,920.00	11,220	2,600	153
ナガオメ	2,642.3	29,070	6,100	895
アグァカリエンテ	622.6	3,900	600	-
チョルティカ	7,570.3	213,150	48,400	9,840
ネグロ	1,689.9	23,100	1,300	150
太平洋側計	19,840.3	289,130	60,000	11,349
モタグア	2,538.8	5,640	-	138
クーヤメル	553.2	4,180	-	-
チャメレコン	4,005.4	257,730	450,000	15,903
ウルア	21,964.4	561,275	146,600	37,127
レアン	1,884.9	88,330	6,000	1,103
カングレハル	226.1	21,690	4,000	43
パパロテカ	1,618.5	34,100	5,000	40
アグアン	10,682.7	404,980	40,000	5,903
シコ・パウラヤ	7,192.6	84,590	5,000	25
ブラタノ	3,359.8	62,770	5,000	6
パトゥカ	24,694.6	614,900	84,000	2,033
グアルンタ	7,405.3	189,970	-	-
ココ	5,785.8	180,715	-	-
大西洋側計	91,912.1	2,510,870	340,000	62,321
島しょ郡	260.6			
アマパラ	70.0			
全国	112,088.0	2,800,000	400,000	73,670

出所：SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario 1993.

表 2-4 地域別主要穀物の栽培面積と生産量

地域・県名	主要穀物5作物合計		トウモロコシ		フリフオール豆		イネ		ソルガム		ダイズ	
	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)
全国	523,617 (100%)	685,757 (100%)	358,334 (100%)	500,364 (100%)	85,465 (100%)	43,276 (100%)	20,612 (100%)	48,438 (100%)	58,107 (100%)	91,566 (100%)	1,099 (100%)	2,113 (100%)
CIJOLUTECA	40,652 (7.8)	35,300 (5.1)	23,334 (6.5)	19,729 (3.9)	4,241 (5.0)	1,335 (3.1)	133 (0.6)	307 (0.6)	12,933 (22.3)	13,915 (15.2)	11 (1.0)	14 (0.7)
VALLE	18,905 (3.6)	24,641 (3.6)	11,371 (3.2)	8,725 (1.8)	441 (0.5)	185 (0.4)	97 (0.5)	70 (0.1)	6,995 (12.0)	15,661 (17.1)	1 (0.0)	0.2 (0.0)
計	59,557 (11.4)	59,941 (8.7)	34,704 (9.7)	28,454 (5.7)	4,682 (5.5)	1,520 (3.5)	230 (1.1)	377 (0.8)	19,928 (34.3)	29,576 (32.3)	12 (1.1)	14.2 (0.7)
COMAYAGUA	30,801 (5.9)	44,047 (6.4)	20,360 (5.7)	26,938 (5.4)	7,074 (8.3)	3,928 (9.1)	2,266 (11.0)	6,924 (14.3)	1,023 (1.8)	6,132 (6.7)	78 (7.1)	125 (5.9)
LAPAZ	23,456 (4.5)	23,198 (3.4)	18,844 (5.3)	21,012 (4.2)	4,607 (5.4)	2,183 (5.0)	-	-	-	-	5 (0.5)	3 (0.1)
INTIBUCA	17,207 (3.3)	13,628 (2.0)	11,883 (3.3)	10,535 (2.1)	2,291 (2.7)	790 (1.8)	49 (0.2)	45 (0.1)	2,984 (5.1)	2,258 (2.5)	-	-
計	71,464 (13.6)	80,873 (11.8)	51,086 (14.3)	58,485 (11.7)	13,972 (16.3)	6,901 (15.9)	2,315 (11.2)	6,969 (14.4)	4,007 (6.9)	8,390 (9.2)	83 (7.6)	128 (6.1)
CORTES	23,114 (4.4)	42,222 (6.2)	17,737 (4.9)	29,688 (5.9)	2,102 (2.5)	1,656 (3.8)	2,876 (14.0)	9,415 (19.4)	391 (0.7)	1,455 (1.6)	8 (0.7)	8 (0.4)
YORO	40,538 (7.7)	71,995 (10.5)	32,564 (9.1)	60,015 (12.0)	5,680 (6.6)	4,076 (9.4)	1,714 (8.3)	4,930 (10.2)	554 (1.0)	2,935 (3.2)	26 (2.4)	39 (1.8)
計	63,652 (12.2)	114,217 (16.7)	50,301 (14.0)	89,703 (17.9)	7,782 (9.1)	5,732 (13.2)	4,590 (22.7)	14,345 (29.6)	945 (1.6)	4,390 (4.8)	34 (3.1)	47 (2.2)
ATLANTIDA	18,756 (3.5)	30,181 (4.4)	15,936 (4.4)	25,148 (5.0)	1,196 (1.4)	907 (2.1)	1,587 (7.7)	4,023 (8.3)	28 (0.0)	91 (0.1)	9 (0.8)	12 (0.6)
COLON	19,286 (3.7)	35,336 (5.2)	15,570 (4.3)	29,198 (5.8)	1,504 (1.8)	1,309 (3.0)	2,130 (10.3)	4,720 (9.7)	81 (0.1)	108 (0.1)	1 (0.0)	1 (0.0)
G. ADIOS	3,665 (0.7)	6,070 (0.9)	571 (0.2)	895 (0.2)	875 (1.0)	737 (1.7)	2,215 (10.7)	4,431 (9.7)	3 (0.0)	6 (0.0)	1 (0.0)	1 (b.0)
I. LABA111A	6,900 (1.3)	6,903 (1.0)	29 (0.0)	36 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	677 (3.3)	1,565 (3.2)	6,193 (10.7)	5,301 (5.8)	-	-
計	48,607 (9.3)	78,490 (11.4)	32,106 (9.0)	55,277 (11.0)	3,576 (4.2)	2,954 (6.8)	6,609 (32.1)	14,739 (30.4)	6,305 (10.9)	5,506 (6.0)	11 (1.0)	14 (0.7)
OLANC110	66,892 (12.8)	111,851 (16.3)	45,921 (12.8)	85,302 (17.0)	12,862 (15.0)	8,108 (18.3)	3,813 (18.5)	6,301 (13.0)	3,515 (6.0)	10,563 (11.5)	781 (71.1)	1,667 (78.9)
ELPARAISO	50,606 (9.7)	63,797 (9.3)	32,183 (9.6)	46,656 (9.3)	11,129 (13.0)	3,175 (7.3)	248 (1.2)	489 (1.0)	6,971 (12.0)	13,349 (14.6)	75 (6.8)	128 (6.1)
F. MORAZAN	48,806 (9.3)	42,439 (6.2)	28,407 (7.9)	26,517 (5.3)	13,144 (15.4)	4,826 (11.2)	211 (1.0)	342 (0.7)	7,002 (12.1)	10,692 (11.7)	42 (3.8)	62 (2.9)
計	99,412 (19.0)	106,236 (15.5)	60,590 (16.9)	73,173 (14.6)	24,273 (28.4)	8,001 (18.5)	459 (2.2)	831 (1.7)	13,973 (24.0)	24,041 (26.3)	117 (10.6)	190 (9.0)
COPAN	28,274 (5.4)	36,800 (5.4)	21,153 (5.9)	30,938 (6.2)	6,120 (7.2)	3,494 (8.1)	945 (4.6)	2,248 (4.6)	48 (0.1)	114 (0.1)	8 (0.7)	6 (0.3)
LENP1RA	41,125 (7.9)	29,881 (4.4)	25,952 (7.2)	21,149 (4.2)	5,586 (6.5)	2,228 (5.1)	700 (3.4)	372 (0.8)	8,877 (15.3)	6,126 (6.7)	10 (0.9)	6 (0.3)
OCOTEPEQUE	8,323 (1.6)	12,649 (1.8)	6,965 (1.9)	11,294 (2.3)	957 (1.1)	527 (1.2)	340 (1.6)	782 (1.6)	55 (0.1)	38 (0.0)	6 (0.5)	8 (0.4)
S. BARBAR	36,313 (6.9)	48,728 (7.1)	29,555 (8.2)	40,589 (8.1)	5,656 (6.6)	3,810 (8.8)	608 (2.9)	1,473 (3.0)	456 (0.8)	2,823 (3.1)	38 (3.5)	33 (1.6)
計	114,035 (21.8)	128,058 (18.7)	83,625 (23.3)	103,970 (20.8)	18,319 (21.4)	10,059 (23.2)	2,593 (12.6)	4,875 (10.1)	9,436 (16.2)	9,101 (9.9)	62 (5.6)	53 (2.5)

出所：SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario, 1993/1994.

表 2-5 地域別 1 年性作物の栽培

地域・県名		バレイショ	タマネギ	キャッサバ	キャベツ	トマト	スイカ	メロン	タバコ
		1,611.0 (100%)	993.8 (100%)	5,296.2 (100%)	1,203.4 (100%)	3,567.5 (100%)	2,548.7 (100%)	6,034.7 (100%)	4,017.9 (100%)
南部	CHOLUTECA	0.3 (0.0)	40.9 (4.1)	181.2 (3.4)	3.9 (0.3)	23.4 (0.7)	953.9 (37.4)	4,317.2 (71.5)	1.1 (0.0)
	VALLE	-	0.5 (0.0)	19.3 (0.4)	-	1.0 (0.0)	424.6 (16.7)	1,579.9 (26.2)	-
	計	0.3 (0.0)	41.4 (4.1)	200.5 (3.8)	3.9 (0.3)	24.4 (0.7)	1,378.5 (54.0)	5,897.1 (97.7)	1.1 (0.0)
中西部	COMAYAGUA	22.0 (1.4)	256.8 (25.8)	190.0 (3.6)	336.0 (27.9)	1,941.3 (54.4)	144.9 (5.7)	-	460.1 (11.5)
	INTIBUCA	638.3 (39.6)	23.8 (2.4)	100.2 (1.9)	84.9 (7.1)	33.3 (0.9)	2.1 (0.1)	-	0.4 (0.0)
	LA PAZ	42.4 (2.6)	35.7 (3.6)	22.8 (0.4)	10.0 (0.8)	49.4 (1.4)	50.9 (2.0)	30.1 (0.5)	24.5 (0.6)
	計	702.7 (43.6)	316.3 (31.8)	313.0 (5.9)	430.9 (35.8)	2,024.0 (56.7)	197.9 (6.0)	30.1 (0.5)	485.0 (12.1)
北部	CORTES	1.3 (0.1)	5.0 (0.5)	749.1 (14.1)	5.5 (0.5)	33.1 (0.9)	70.5 (2.8)	0.1 (0.0)	151.9 (3.8)
	YORO	6.9 (0.4)	14.9 (1.5)	193.1 (3.7)	12.6 (1.5)	62.6 (0.8)	70.5 (2.8)	-	510.1 (12.7)
	計	8.2 (0.5)	19.6 (2.0)	942.2 (17.8)	18.1 (2.0)	95.7 (1.7)	141.0 (5.9)	0.1 (0.0)	662.0 (16.5)
大西洋沿岸	ATLANTIDA	-	3.1 (0.3)	615.1 (11.6)	4.2 (0.4)	15.2 (0.4)	108.5 (4.3)	-	0.2 (0.0)
	COLON	0.1 (0.0)	7.8 (0.8)	1,204.0 (21.7)	4.3 (0.4)	7.5 (0.2)	55.7 (2.2)	0.7 (0.0)	0.3 (0.0)
	G. A DIOS	-	4.0 (0.4)	1,076.3 (20.3)	-	0.2 (0.0)	42.0 (1.7)	-	0.5 (0.0)
	I. LA BAHÍ	-	-	71.0 (1.3)	-	1.3 (0.0)	5.3 (0.2)	-	-
	計	0.1 (0.0)	14.9 (1.5)	2,966.4 (54.9)	8.5 (0.8)	24.2 (0.6)	211.5 (8.4)	0.7 (0.0)	1.0 (0.0)
北東部	OLANCHO	10.0 (0.6)	42.1 (4.2)	585.4 (11.1)	38.0 (3.2)	180.3 (5.1)	225.1 (8.8)	0.7 (0.0)	190.6 (4.7)
中東部	EL PARAISO	271.8 (16.9)	84.1 (8.5)	63.5 (1.2)	42.4 (3.5)	215.0 (6.0)	206.3 (8.1)	49.3 (0.8)	351.1 (4.7)
	F. MORAZAN	199.2 (12.4)	139.0 (14.0)	97.6 (1.8)	460.3 (38.4)	827.5 (23.2)	62.6 (2.5)	56.5 (0.9)	158.1 (3.9)
	計	471.0 (29.3)	223.1 (22.5)	161.4 (3.0)	502.7 (41.9)	1,042.5 (29.2)	268.9 (10.6)	105.8 (1.7)	509.2 (8.6)
西部	COPAN	24.2 (1.5)	79.5 (8.0)	24.3 (0.5)	39.7 (3.3)	63.7 (1.8)	44.9 (1.8)	0.1 (0.0)	1,070.8 (26.7)
	LEMPIRA	10.9 (0.7)	12.7 (1.3)	42.5 (0.8)	13.1 (1.1)	17.0 (0.5)	8.6 (0.3)	-	35.5 (0.9)
	OCOTEPEQUE	376.9 (23.4)	233.5 (23.5)	8.5 (0.2)	117.7 (9.8)	44.5 (1.3)	5.9 (0.2)	-	200.2 (5.0)
	S. BARBARA	6.5 (0.4)	10.6 (1.1)	53.0 (1.0)	29.9 (2.5)	51.2 (1.4)	66.1 (2.6)	0.2 (0.0)	862.5 (21.5)
	計	418.5 (26.0)	336.3 (33.9)	128.3 (2.5)	200.4 (17.7)	176.4 (5.0)	125.5 (4.9)	0.3 (0.0)	2,169.0 (54.1)

出所: SECPLAN, *IV Censo Nacional Agropecuario 1993, 1994, Honduras.*

表 2-6 地域別 永年性作物の栽培

地域・県名		バナナ	料理用バナナ	オレンジ	パイナップル	マンゴ	コーヒー	サトウキビ	アブラヤシ
		22,327.4 (100%)	7,921.6 (100%)	8,132.0 (100%)	2,636.4 (100%)	888.3 (100%)	150,605.6 (100%)	32,887.7 (100%)	20,527.7 (100%)
南部	CHOLUTECA	31.9 (0.1)	16.6 (0.2)	222.9 (2.7)	11.8 (0.5)	249.9 (28.1)	2,154.1 (1.4)	5,738.3 (17.5)	-
	VALLE	3.2 (0.0)	2.7 (0.0)	4.1 (0.1)	8.1 (0.3)	73.3 (8.3)	26.1 (0.0)	13.2 (0.0)	-
	計	35.1 (0.2)	19.3 (0.2)	227.0 (2.8)	19.9 (0.8)	323.2 (34.4)	2,180.2 (1.4)	5,751.5 (17.5)	-
中西部	COMAYAGUA	276.0 (1.2)	30.7 (0.4)	86.8 (1.1)	18.0 (0.7)	144.3 (16.2)	15,439.4 (10.3)	2,105.4 (6.4)	-
	INTIBUCA	52.7 (0.2)	77.0 (1.0)	59.9 (0.7)	60.0 (2.3)	9.9 (1.1)	4,018.5 (2.7)	606.7 (1.8)	-
	LA PAZ	127.0 (0.5)	5.8 (0.1)	52.6 (0.7)	4.6 (0.0)	29.9 (3.4)	9,027.5 (6.0)	182.5 (0.6)	-
	計	455.7 (2.0)	113.5 (1.5)	199.3 (2.5)	72.6 (3.0)	184.1 (20.7)	28,485.4 (19.0)	2,894.6 (8.8)	-
北部	CORTES	9,036.7 (38.7)	3,705.8 (46.8)	1,674.5 (20.6)	501.1 (19.0)	29.7 (3.3)	5,458.3 (3.6)	11,004.9 (33.5)	-
	YORO	9,310.9 (39.9)	1,970.0 (24.9)	923.1 (11.4)	18.1 (0.7)	14.9 (1.7)	10,871.5 (7.2)	1,908.6 (5.8)	2,750.0 (13.4)
	計	18,347.6 (78.6)	5,675.8 (71.7)	2,597.6 (32.0)	519.2 (19.7)	44.6 (5.0)	16,329.8 (10.8)	11,913.5 (39.3)	2,750.0 (13.4)
大西洋沿岸	ATLANTIDA	100.3 (0.0)	432.3 (5.5)	593.9 (7.3)	480.7 (56.2)	9.8 (1.1)	497.7 (0.3)	84.5 (0.3)	8,248.1 (40.2)
	COLON	2,455.6 (10.5)	430.0 (5.4)	3,773.3 (46.4)	38.1 (1.5)	2.7 (0.3)	230.9 (0.2)	95.2 (0.3)	9,528.6 (46.4)
	G. A DIOS	661.7 (2.8)	278.1 (3.5)	18.2 (0.2)	246.0 (9.3)	44.5 (5.0)	19.3 (0.0)	119.5 (0.4)	-
	I. LA BAHÍ	27.6 (0.1)	88.9 (1.1)	3.6 (0.0)	0.3 (0.0)	6.3 (0.7)	0.3 (0.0)	0.2 (0.0)	-
	計	3,245.2 (13.5)	1,229.3 (15.5)	4,389.0 (53.7)	1,765.1 (67.0)	63.2 (7.1)	748.2 (0.5)	299.4 (0.9)	17,776.7 (86.6)
北東部	OLANCHO	340.3 (1.5)	103.9 (1.3)	56.0 (0.7)	21.7 (0.8)	16.8 (1.9)	18,859.6 (12.6)	728.7 (2.2)	-
中東部	EL PARAISO	159.0 (0.7)	160.3 (2.0)	108.1 (1.3)	11.9 (0.5)	139.2 (15.7)	25,048.0 (16.7)	1,027.4 (3.2)	-
	F. MORAZAN	178.8 (0.8)	107.1 (1.4)	231.3 (2.8)	45.3 (1.7)	103.2 (11.6)	5,098.8 (3.4)	3,693.5 (11.3)	-
	計	337.8 (1.5)	267.4 (3.4)	339.4 (4.1)	57.2 (2.2)	242.4 (27.3)	49,006.4 (20.1)	5,449.6 (14.5)	-
西部	COPAN	152.1 (0.7)	75.8 (1.0)	76.9 (1.0)	54.8 (2.1)	0.6 (0.1)	14,373.2 (9.6)	848.3 (2.6)	-
	LEMPIRA	24.9 (0.1)	159.2 (2.0)	12.4 (0.2)	62.3 (2.6)	1.6 (0.2)	8,696.9 (5.8)	1,129.9 (3.4)	-
	OCOTEPEQUE	40.3 (0.2)	16.1 (0.2)	5.5 (0.1)	3.4 (0.1)	-	5,418.6 (3.6)	219.3 (0.7)	-
	S. BARBARA	348.0 (1.5)	260.4 (3.3)	246.0 (3.0)	49.3 (1.9)	10.8 (1.2)	25,366.6 (16.9)	3,480.8 (10.6)	-
	計	565.3 (2.5)	511.5 (6.5)	340.8 (4.3)	169.8 (6.7)	13.0 (1.5)	53,855.3 (35.9)	5,678.3 (17.3)	-

出所: SECPLAN, *IV Censo Nacional Agropecuario 1993, 1994, Honduras.*

R.2.2 農地面積規模別の生産状況

ホンジュラスにおける主要農作物の生産量は、農地面積の規模によって特徴が見られる。トマト、バナナのように規模拡大が収量の向上に直結している作物もあればタマネギやキャベツの野菜類のように小規模面積でも収量の高い作物もある。また、フリホールマメやタバコのように規模の影響を受けていない作物も存在する。農用地規模別の主要作物の生産状況を表 2-7 に示す。

表 2-7 農地面積別の作物生産面積と生産量

	主要穀物5作物合計		トウモロコシ		フリフオール豆		イネ		ソルガム		ダイズ	
	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)
全国	532,617 (100%)	685,757 (100%)	358,334 (100%)	500,364 (100%)	85,465 (100%)	43,276 (100%)	20,612 (100%)	48,438 (100%)	58,107 (100%)	91,566 (100%)	1,099 (100%)	2,113 (100%)
2未満	70,975 (13.6)	78,207 (11.4)	50,885 (14.2)	64,269 (12.8)	11,256 (13.2)	5,315 (12.3)	1,037 (5.0)	2,245 (4.6)	7,780 (13.4)	6,367 (7.0)	17 (1.5)	11 (0.5)
2-5	136,783 (26.1)	144,127 (21.0)	92,623 (25.9)	114,000 (22.8)	24,536 (28.7)	11,777 (27.2)	3,326 (16.1)	6,472 (13.4)	16,270 (28.0)	11,864 (13.0)	28 (2.5)	22 (1.0)
5-50	206,163 (39.8)	237,924 (34.7)	143,172 (40.0)	187,895 (37.6)	37,529 (43.9)	18,851 (43.6)	7,235 (35.1)	14,896 (30.7)	20,009 (34.4)	15,775 (17.2)	218 (19.8)	378 (17.9)
50-500	86,797 (16.6)	158,119 (23.1)	60,276 (16.8)	103,528 (20.7)	9,969 (11.7)	5,655 (13.1)	6,472 (31.4)	16,095 (33.2)	9,612 (16.5)	32,075 (35.0)	468 (42.6)	766 (36.3)
500以上	20,905 (4.0)	67,508 (9.8)	11,380 (3.2)	30,673 (6.1)	2,174 (2.5)	1,679 (3.9)	2,542 (12.3)	8,732 (18.0)	4,439 (7.6)	25,486 (27.8)	370 (33.7)	938 (44.4)

	バレイショ		タマネギ		キャッサバ		キャベツ		トマト		スイカ	
	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)
全国	1,611.2 (100%)	17,327 (100%)	993.8 (100%)	14,015 (100%)	5,296.2 (100%)	41,231 (100%)	1,203.4 (100%)	20,039 (100%)	3,576.9 (100%)	122,815 (100%)	2,548.7 (100%)	64,716 (100%)
2未満	155.2 (9.6)	1,705 (9.8)	154.2 (15.5)	2,325 (16.6)	570.4 (10.8)	4,623.4 (11.2)	136.9 (11.4)	2,158.0 (10.8)	171.2 (4.8)	2,119.0 (1.7)	61.6 (2.4)	1,042.4 (1.6)
2-5	326.9 (20.3)	3,564 (20.6)	251.9 (25.4)	3,345 (23.9)	1,265.2 (23.2)	9,545.5 (23.1)	325.1 (23.2)	5,446.6 (27.2)	499.0 (14.0)	7,940.9 (6.5)	3,098.1 (12.1)	5,916.3 (9.1)
5-50	791.3 (49.1)	8,259 (47.7)	395.2 (39.8)	5,523 (39.4)	2,835 (45.0)	16,751.1 (40.6)	558.7 (46.4)	9,385.5 (25.9)	928.1 (25.9)	14,696.3 (12.0)	753.3 (29.6)	13,826.7 (21.3)
50-500	292.7 (18.2)	3,046 (17.6)	165.6 (16.7)	2,492 (17.8)	923.7 (17.4)	7,089.0 (17.2)	182.5 (15.2)	2,985.2 (14.9)	482.6 (13.5)	7,346.6 (6.0)	1,034.5 (40.6)	33,802.1 (52.2)
500以上	45.1 (2.8)	754 (4.4)	26.9 (2.7)	329 (2.3)	151.9 (2.9)	3,221.9 (7.8)	4.8 (0.4)	63.4 (0.4)	1,487.0 (41.6)	90,711.9 (73.9)	391.2 (15.4)	10,128.1 (15.1)

	メロン		タバコ		バナナ		料理用バナナ		オレンジ		パイナップル	
	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)
全国	6,034.7 (100%)	95,578 (100%)	4,017.9 (100%)	5,587 (100%)	23,327.4 (100%)	1,012,868 (100%)	7,921.6 (100%)	93,821 (100%)	8,132.0 (100%)	854,738 (100%)	2,636.4 (100%)	95,732 (100%)
2未満	2.1 (0.0)	30.8 (0.0)	82.4 (2.1)	93.8 (1.7)	267.9 (1.2)	3,706.1 (0.4)	782.6 (8.9)	7,567.6 (8.1)	468.8 (5.8)	41,221 (4.8)	151.5 (5.8)	1,123.0 (1.2)
2-5	18.3 (0.3)	146.8 (0.2)	194.2 (4.9)	227.2 (4.1)	526.7 (2.3)	7,641.5 (0.8)	1,572.2 (19.9)	15,103.7 (16.1)	908.7 (11.2)	99,668 (11.7)	340.7 (12.9)	2,896.0 (3.0)
5-50	199.4 (3.3)	1,574.7 (1.7)	1,615.9 (40.2)	1,959.7 (35.1)	2,541.0 (10.9)	42,765.9 (4.2)	3,421.8 (43.2)	41,281.4 (44.0)	3,058.5 (37.6)	293,839 (34.4)	570.5 (21.6)	7,730.4 (8.1)
50-500	1,647.5 (27.3)	18,976.2 (19.9)	1,737.3 (43.2)	2,744.8 (49.1)	5,787.8 (24.8)	236,395 (23.4)	1,859.4 (23.5)	25,924.1 (27.6)	3,458.4 (42.5)	407,201 (47.6)	157.6 (6.0)	2,146.2 (2.2)
500以上	4,199.5 (69.6)	74,849.3 (78.3)	397.9 (9.9)	561.7 (10.1)	14,104.0 (60.5)	722,359 (71.3)	285.6 (3.6)	3,944.1 (4.2)	237.6 (2.9)	12,809 (1.5)	1,416.1 (53.7)	81,836.1 (85.5)

	マンゴ		コーヒー		サトウキビ		アブラヤシ	
	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)	収穫面積 (ha)	生産高 (t)
全国	888.3 (100%)	5,424.0 (100%)	150,605 (100%)	110,481 (100%)	32,887.7 (100%)	2,224,079 (100%)	20,527.7 (100%)	367,870 (100%)
2未満	130.2 (14.7)	822.5 (15.2)	11,978 (8.0)	8,039 (7.3)	715.6 (2.2)	34,188 (1.5)	9.1 (0.0)	83 (0.0)
2-5	205.5 (23.1)	1,276.6 (23.5)	29,297 (18.5)	19,125 (17.3)	2,221.5 (6.8)	101,948 (4.6)	47.4 (0.3)	470 (0.1)
5-50	395.1 (44.5)	2,189.4 (40.4)	78,523 (52.1)	54,623 (49.4)	9,049.9 (27.5)	512,831 (23.1)	756.9 (3.7)	11,261 (3.1)
50-500	147.3 (16.6)	1,064.1 (19.6)	28,581 (19.0)	26,040 (23.6)	10,598.2 (32.2)	757,793 (34.1)	9,911.1 (48.3)	192,205 (52.3)
500以上	14.2 (1.6)	71.4 (1.3)	2,226 (1.5)	2,654 (2.4)	10,302.5 (31.0)	817,320 (36.8)	9,803.2 (47.8)	163,852 (44.5)

出所：SECPLAN, IV Censo Nacional Agropecuario 1993, 1994, Honduras.

R.2.3 農業牧畜省の活動状況（JICA 派遣専門家報告書からの抜粋 / 要約）

農業牧畜省は、1996 年に天然資源省から分離独立して設立された。現政権下では、小規模農家などの地方農村部の貧困削減に向けた活動が行われている。農業牧畜省の予算は昨年度に比べて 17%縮小されており、今後も予算の縮小や組織改革や人事異動が発生すると予測されている。2002 年度の農業牧畜省予算は約 16 億レンプーラであり、国家予算から 30%、農業牧畜省予算から 5%が支出されている。そのほかに海外援助や対外債務などが 60%を占めている。各部局の活動状況は次のとおりである。

（1）農村地域開発局

同局は地方の貧困対策のために創設され、農業牧畜省の管轄下にあるが独自の予算委員により運営されている。同局の主たる事業は地方事務所や援助機関・団体、契約している民間開発会社との間の経済事業の実施である。事業数は 3,000 以上に達する。事業実施の対象地域は、地方の貧困地域とされ、 Cholteca 市、 Tegucigalpa 市、 Comayagua 市、 San Pedro Sula 市、 Seyba 市等の周辺地域は除外されている。

（2）農業牧畜省・科学技術局

農業牧畜省は大臣官房の下、管理部門（総合管理課、秘書課）、計画部門、近代化部門のほか科学技術局、灌漑排水局、地域開発局、検疫局、水産局の 5 つの機関がある。同局は、当時天然資源省であった 1995 年に設立された。農業普及、試験研究が主要な業務であったが、1996 年に民営化された。組織改正が計画されており、同局も再編中である。

BOX 2-1 ホンジュラスにおける農業技術普及体制

ホンジュラスは、1995 年の政府の機構改革によって、農牧技術指導サービスが民営化され、それまでの普及員制度が廃止された。政府の普及員代わって民間のコンサルタントによる営農指導が一般的である。この方式は、農業牧畜省農牧科学技術局（DICTA）が民間コンサルタントと契約して、農民に技術指導を行う手法である。指導対象となる農民は、主要穀物あるいは家畜の増産計画に参加する農民グループである。コンサルタントへの報酬は、原則として DICTA と農民グループから支払われる。DICTA からの支払いは、現金支給で初年度 85%、次年度 75%、3 年度 50%で、残りは農民グループが指導作物あるいは畜産の生産物で支給する形態である。4 年目以降は全額農民負担となる。

このような方式の事例として、大西洋岸部の DICTA 地域事務所では、コンサルタント会社 2 社と個人 6 人と契約し、農民指導に従事している。現地で直接農民指導に当たる農業技術者は 17 名で、108 農民グループ（農家数 1,300 人）を対象にして、グループごとに主要穀物生産、乳牛飼育またはアグロフォレストリーの技術指導を行っている。指導契約期間は、主要穀物生産で 3 カ月から 6 カ月、乳牛飼育では 1 年間である。（AICAF、「ホンジュラスの農業」p.47）

（3）農業・農村開発の基本政策

ホンジュラスにおける長期にわたる農業・農村開発の基本政策は、「2004～2021 年農業と環境セクターに関する国家政策（Politica de Estado para el Sector Agroalimentario y el Medio Ambiental 2004-2021）」に明示されている。その主要開発コンセプトは、「農産物需要動向を考慮した農牧業生産の推進」、「輸出競争力強化」、「Agro-food システムの構築」、「生産チェーンの強化」、「食料安全保障の推進」および「民間企業の役割重視」である。本政策は IDB の資金によって作成されたもので、今後ドナー会合において各援助機関への説明が行われる予定である。

R.2.4 非伝統輸出農産物の輸出生産計画

ホンジュラスの輸出農業生産者連盟（FPX）では、「2020年までの非伝統農産物輸出農業生産分野開発戦略」を公表している。同開発戦略では、非伝統作物生産を今後20年間に、耕作地面積を3倍（6.7万haへ拡大）、生産量は5倍へ増産（157.3万トン）する計画である。それによる輸出額は、3.7億ドルと試算している（AICAF、「ホンジュラスの農業」、p.100）

このうち主要な作物はメロンであり、全非伝統作物の34%にあたる耕地の拡大を目指している。そのほか面積別シェアの大きさ順には、柑橘類（24%）、野菜（15%）、パイナップル（9%）である。

表2-8 非伝統作物の輸出生産計画

項目	単・数年果物		果樹・堅果		野菜		計	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
1. 耕地面積 (ha)								
1997年	10,760	(100)	7,870	(100)	3,391	(100)	22,021	(100)
(比率)	(49%)		(35%)		(15%)		(100%)	
2007年	13,908	(129)	11,664	(148)	10,260	(303)	35,832	(163)
(比率)	(39%)		(32%)		(29%)		(100%)	
2020年	17,592	(163)	17,798	(226)	31,111	(917)	66,501	(302)
(比率)	(26%)		(27%)		(47%)		(100%)	
2. 生産量 (1000t)								
1997年	190.1	(100)	68.8	(100)	54.9	(100)	313.8	(100)
(比率)	(60%)		(22%)		(18%)		(100%)	
2007年	340.1	(179)	141.0	(205)	234.5	(422)	715.6	(228)
(比率)	(47%)		(20%)		(33%)		(100%)	
2020年	479.8	(253)	261.4	(380)	831.9	(1515)	1,573.1	(501)
(比率)	(30%)		(17%)		(53%)		(100%)	
3. 輸出額 (100万ドル)								
1997年	50.1	(100)	10.5	(100)	10.1	(100)	70.7	(100)
(比率)	(71%)		(15%)		(14%)		(100%)	
2007年	90.7	(181)	24.5	(233)	50.0	(500)	165.2	(234)
(比率)	(55%)		(15%)		(30%)		(100%)	
2020年	145.3	(290)	59.6	(568)	169.2	(1675)	374.1	(529)
(比率)	(39%)		(16%)		(45%)		(100%)	

注：比率：それぞれの項目の各年度内における作物間の比率(%)

指数：それぞれの項目における各作物の年度間割合

出典：FPX/SAG, Estrategia Para el Desarrollo del Sector Agroexportador No Tradicional al Año 2020 "Borrador", 1998, Honduras

R.3 貧困状況

ホンジュラスにおいては、総世帯数 113 万戸のうち 66%が貧困ライン以下にあり、農村部では 75%に達している。1998 年に発生したハリケーン・ミッチの影響で貧困率は上昇したといわれている（JICA、「ホンジュラス国別事業評価報告書」、p.2-16）。

表 3-1 地域別貧困率

地域区分	県	世帯数 (1,000 戸)	貧困率 (%)		農家戸数 (1,000 戸)
			UBNs	>2UBNs	
I. 南部	チョルテカ	71.2	59.8	10.6	21.9
	バジェ	29.2	65.8	14.7	9.8
	計	100.4	62.8	12.7	31.7
II. 中西部	コマヤグア	61.3	54.9	9.2	21.5
	インティブカ	27.3	57.1	6.7	18.1
	ラ・パス	27.2	49.2	12.1	12.8
	計	115.8	53.7	9.3	52.4
III. 北部	コルテス	175.9	38.5	3.0	14.8
	ヨロ	83.8	52.3	7.7	19.3
	計	258.7	45.4	5.4	34.1
IV. 大西洋沿岸	アトランティダ	65.7	40.4	6.8	12.3
	コロソ	42.3	53.6	8.3	11.7
	G.A.ディオス	-	-	-	3.8
	パイア島	-	-	-	0.3
	計	108.0	47.0	7.6	28.1
V. 北東部	オランチョ	69.9	49.4	8.6	27.3
VI. 中央東部	エル・パラソ	65.4	46.2	10.2	24.7
	F.モラサン	222.4	38.2	4.3	23.3
	計	287.8	42.2	7.3	48.0
VII. 西部	コパン	55.1	66.2	17.7	22.0
	レンピーラ	42.1	59.5	14.4	27.0
	オコテペケ	19.4	49.9	15.4	10.4
	S.バルバラ	75.0	48.4	6.7	27.0
	計	191.6	56.0	13.6	86.4

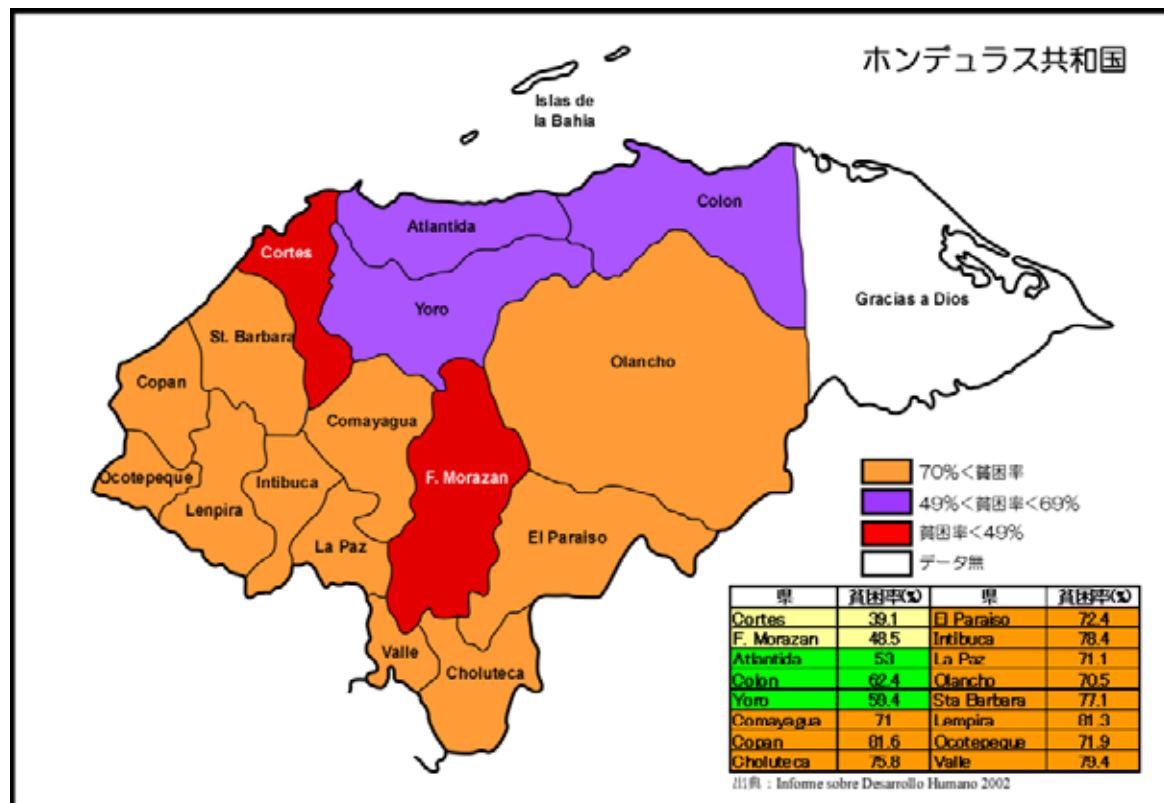
出所：調査団作成。世帯数 / 貧困率は PMIS, GDSC 1999、農家戸数は Censo Nacional Agropecuario 1993 に基づいて作成。

上表の貧困率は、貧困状態を充足されていない基本ニーズ（UBN）で測ったものであり、地域間での格差が分かる。コパン、オコテペケ、バジェ、レンピーラといった西部、南部の地域で UBN の指数が高く、これらの県で基本ニーズが 1 項目でも満たされていない世帯が半数以上、2 項目以上満たされていない世帯も 10%以上ある。フランシスコモラサン、コルテスの両県では UBN のある世帯は相対的に少ない。しかし、人口が多いために UBN のある世帯の絶対数ではこの両県は非常に高くなっている。

ここで示す基本ニーズは飲料水、衛生的なトイレ、子供の教育、住居状態等の 6 種類のカテゴリーに分類し、それぞれにおいて満たされるべきニーズの状態を規定し、満たされないカテゴリーをカウントするものである。

ホンジュラスの貧困問題を考える場合、1998年のハリケーン・ミッチの問題は重要である。同ハリケーンによって、1999年には貧困度が前年に比べて2.8%上昇している。ハリケーンの影響としては、住宅の崩壊、生産基盤への影響による収入の減少があげられる。国家経済面での損失はGDPの75%に相当する35億ドルに達すると想定されている。農業セクターの被害額は、8億ドルと推定されている。主要輸出作物であるバナナは甚大な被害を受け、多国籍企業である米国のスタンダードフルーツ社は、ホンジュラスからの撤退を表明した。その結果、バナナ園労働者約5,000名が解雇された。基礎穀物もハリケーンの影響により生産量が減少し、1989/1999年の輸入量が、平年作よりも85%増加したと報告されている（「ホンジュラスの農業」、p.14、AICAF）。このような状況は農業所得の減少と雇用喪失に加えて、食料価格の高騰の結果、農村部の貧困を悪化させる要因となっている。

なお、下図3-1は、ホンジュラス政府による最新のデータを用いて地図上で地域別の貧困率をとりまとめたものである。これにより面的な貧困率の理解が容易となる。また、表3-1で使用した指標であるUBNともほぼ一致した傾向にある。



出所：Informe sobre Desarrollo Hondurasの資料を基に調査団作成。

図3-1 県別貧困度

R.4 開発援助の動向

R.4.1 援助動向

ホンジュラスの海外からの資金調達、その大半が公的資金（国際機関あるいは二国間援助による融資や無償資金援助）であり、この大部分がドナー援助であると見なされる。なお、日本政府による援助額も 1990 年代を通じて海外からの資金調達の 10%程度を占めると試算され、日本の援助の重要性が指摘されている（JICA「ホンジュラス国別事業評価」、p.2-33）。

ホンジュラスに対する主要ドナーは、世界銀行、米州開発銀行（IDB）の国際機関のほか、米国、日本、ドイツ、スペインであり、国際機関及び二国間ともに PRSP の方針を基軸に援助方針を確定している。特に以下のような視点からの取り組みが指向されている。

- ・人材育成（基礎教育と生産技術の質の向上）
- ・社会の脆弱性の克服（環境・防災の向上）
- ・市民（特に貧困層）参加の促進、民主化の強化
- ・社会的弱者の支援
- ・マクロ経済の成長を通じた貧困削減
- ・地方の社会環境の整備（保健衛生へのアクセス改善）
- ・地方分権化の強化
- ・地域開発（地方産業の育成）

1998 年のハリケーン・ミッチからの復興支援としては、日本、IDB、米国が CG 会合を継続的に開催し、ストックホルム CG において採択された宣言に基づき「より良いホンジュラスの実現」を目指して、a)環境的、社会的脆弱性の軽減、b)透明性とグット・ガバナンス、c)地方分権化、d)人権尊重、社会的弱者への配慮、e)ドナー間の援助調整、f)対外債務負担軽減の 6 分野を合意した。

ホンジュラスにおける開発支援の方向性は、上述のとおりであるが、経済構造調整政策を実施中の状況で、農産物価格の自由化、補助金の削減、税制改革、民営化等の諸改革を人口の大多数を占める貧困層にいかん負担をかけずに実施するかが重要課題となっている。地域間格差の広がりも見られ、農村貧困地域における保健衛生、教育レベルの改善、経済面では対外債務やインフレ対策が重要な課題としてあげられる。

R.4.2 日本政府の援助の重点分野と事業計画実施上の留意点

（1）援助の重点分野

JICA は、以下の 5 つのプログラムを中心に社会、組織・制度、コミュニティ、人材等の能力開発のため協力を実施している。

1. 基礎教育強化プログラム
2. 保健医療強化プログラム
3. 参加型地域開発プログラム
4. 運輸交通網整備プログラム
5. 競争力強化プログラム

各プログラムの概要は以下のとおりである。

1. 基礎教育強化プログラム

ホンジュラス国は基礎教育における高い留年率・退学率及び低い修了率が人的資源開発の大きな障害となっている。これを踏まえて JICA は以下の基礎教育強化に重点を置いている。

- 1) 「算数指導力向上プロジェクト (PROMETAM)」
- 2) 「基礎教育総合強化モデルプロジェクト」

2. 保健医療強化プログラム

ホンジュラスは、中南米の中でも妊産婦死亡率、乳幼児死亡率が高い国の一つである。特に地方と農村地域においてはその数値が著しく高い。この課題に対して以下の協力を実施している。

- 1) 「第7保健地域リプロダクティブヘルス向上プロジェクト」
- 2) 「シャーガス病体策プロジェクト」
- 3) 「看護教育強化に係わるボランティアの派遣及び在外研修」
- 4) 「保健医療・水衛生分野でのインフラ整備」

3. 参加型地域開発プログラム

- 1) 「ミレニアム開発目標セミナー/同セミナー・フォローアップ」
- 2) 「西部地域・能力開発強化プロジェクト(仮称)」
- 3) 「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」
- 4) 「農産物流通改善に係わる専門家の派遣」

4. 運輸・交通網整備プログラム

- 1) 橋梁の架け替えに係わる無償資金協力の実施促進
- 2) 関連分野におけるボランティアの派遣

5. 競争力強化プログラム

- 1) 農産物輸出支援のためのボランティアの派遣
- 2) 観光開発に資するボランティアの派遣
- 3) 零細・中小企業の競争力強化に対する支援
- 4) 職業訓練関連のボランティアの派遣

6. その他

- 1) 現地 ODA タスクフォースへの対応
- 2) 援助協調への取り組み

- 3)安全対策、健康管理への取り組み
- 4)在外広報の強化

(2) 事業計画実施上の留意点

「JICA 国別事業実施計画」(平成 14 年度版)では、ホンジュラスにおける事業計画実施上の留意点として以下の点をあげている(要約して記述)。

計画策定上の留意点

財政支出の引き締め、公共セクターの人員削減、民営化や地方分権化を含む構造改革が実施されている。このため、ホンジュラス側の開発政策上の実施優先度が高く、中長期的にローカルスタッフやカウンターパートの確保の見込みがある案件であるか否かを計画段階で十分に見極める必要がある。

- A) 政権交代にも対応できるような優良案件の発掘が必要である。案件によっては、継続性のある NGO との連携によって、受益者への協力効果の波及を図る方法を検討する必要がある。
- B) 援助資源の有効活用を図るため積極的に他ドナーとの連携を図っていくべきである。
- C) ホンジュラス政府は案件の形成能力が乏しい。要請の内容も未熟な場合が多い。優良案件の発掘・形成には日本側からの積極的な働きかけと指導が必要である。
- D) 中米カリブ地域の特徴を考慮した広域開発に資する協力を留意する。
- E) 案件形成過程で帰国研修員などの現地人材の積極的な活用。
- F) ストックホルム宣言及び PRSP (貧困削減ペーパー) のフォローアップに対し、日本としても積極的に関与し、案件形成の際には特に PRSP を考慮に入れた計画作成に留意する。

先方実施体制上の留意点

- A) 行政機構の未整備や非効率性により、各種の要請手続きや意思決定、予算の承認や執行に時間を要する場合が多い。このため、余裕のある事業実施スケジュール作成が必要である。
- B) 政権交代時におけるカウンターパートの交代は、継続性のある技術移転活動を阻害する。マニュアル等の整備や技術移転対象者の拡大などの手段を講じておく必要がある。
- C) 厳しい財政事情、非効率な行政機構等を考慮して、協力実施中も必要に応じて当初設定された目標や協力項目を見直すなどの柔軟な対応が必要である。

構造調整によりホンジュラスでは、地方自治体、住民組織、地元 NGO がプログラム運営を担う用になるケースが増えることが予想される。日本の協力もこれらを通じて技術移転や波及効果を図ることを検討する必要がある。

(3) JICA によるこれまでの援助協力案件の実施状況

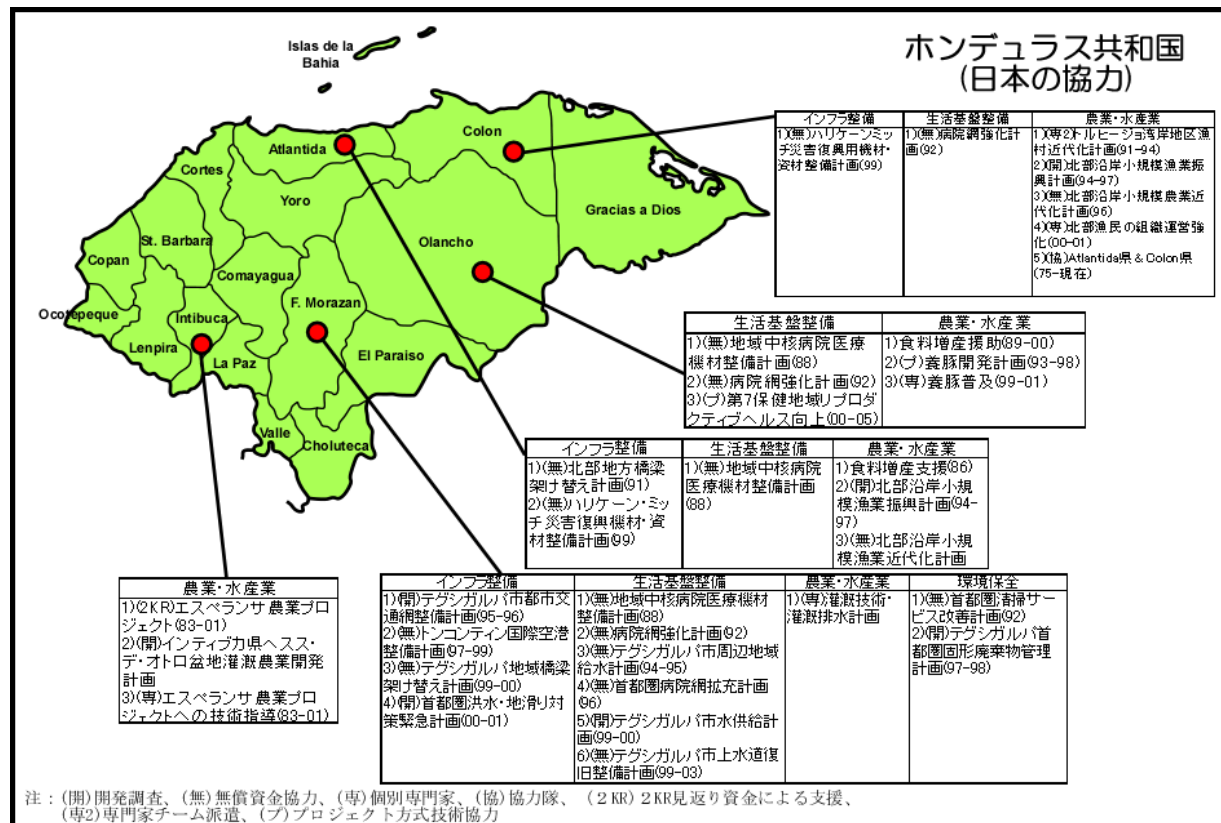
下表 4-1 は、これまでホンジュラスに対する JICA による農業セクターと農村社会開発(保健、教育等)に関する援助協力を取りまとめたものである。また、図 4-1 は、「ホンジュラス国別事業評価報告書」を参考にして、これまで JICA が実施した主要な開発援助プロジェクトを分布図

としてとりまとめた。

表 4-1 JICA による農業セクターの援助協力

分野	案件名	援助スキーム	実施時期
農業開発	1.農業開発研修センター建設計画	無償資金協力	1982-1983
	2.農業開発センター計画	技術協力プロジェクト	1983-1992
	3.灌漑技術・灌漑排水計画・灌漑技術	個別専門家派遣	1992-1998
	4.灌漑排水技術開発計画	技術協力プロジェクト	1994-1999
	5.コヨラルダム灌漑復旧計画	開発調査	1989
	6.インティンブカ県ヘスス・デオトロ盆地灌漑農業開発計画	開発調査	1992-1993
	7.野菜栽培技術	個別専門家派遣	1980年代後半-2001
	8.エスペランサ農業プロジェクト	協力隊グループ派遣	1983-2002
畜産開発	1.養豚開発計画	技術協力プロジェクト	1993-1998
	2.養豚普及	個別専門家派遣	1999-2001
水産開発	1.トルヒーヨ湾岸地区漁村近代化計画	個別専門家チーム派遣	1991-1994
	2.漁業開発アドバイザー・北部漁民の組織運営	個別専門家派遣	1994-1997
	3.北部沿岸小規模漁業振興計画	開発調査	1994-1997
	4.北部沿岸小規模漁業近代化計画	無償資金協力	1996
	5.北部小規模漁業近代化計画	協力隊グループ派遣	1995 -
林業開発	1.テウバセンティ地域森林資源管理計画	開発調査	1994-1996
	2.森林管理	個別専門家派遣	1998-2000
食料援助	食料増産援助	食料増産援助	1985 -
インフラ整備	1.北部地方橋梁架け替え計画	無償資金協力	1991
	2.ハリケーン・ミッチ災害復興用機材・資材整備計画（アトランティダ、コロンの両県）	無償資金協力	1999
生活基盤整備	1.地域中核病院医療機材整備計画（アトランティダ、コロンの両県）	無償資金協力	1988
	2.病院網強化計画（オランチョ、コロンの両県）	無償資金協力	1992
	3.第7保健地域リプロダクティブヘルス向上（オランチョ県）	技術協力プロジェクト	2000-2005

出所：JICA、「ホンジュラス国別事業評価報告書」、2003年、p.3-65、p.4-5、p.4-6から要約して作成。



出所：調査団作成

図 4-1 JICA の主要援助プロジェクトの実施地域

付 録

付録 1 : 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査」報告書 要約

付録 2 : 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）

付録 3 : 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」
農業開発・農村開発 開発課題体系全体図

「バングラデシュ・モデル」および同モデルの
他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書
(要約)

1. 本調査の背景と目的

- (1) バングラデシュでは、2001 年ごろから、日本大使館、JICA 事務所および JBIC 事務所が「バングラデシュ・モデル」と呼ばれるアプローチとその活動の確立を目指している。これは、政策、実施の両面で可能なかぎり共同し、かつ限られたリソース（特に人的資源）を有効活用すること（「選択、集中、連携」）を通じて、援助に関わる種々の制約要因を克服し、より一貫性、一体性の高い援助を実施することを目指すものである。その成果の 1 つとして、活動が本格化するにつれ、表 1-1 に示すとおり、案件採択率（A/B 評価の割合）が向上していることに JICA 農村開発部では注目している。

表 1-1 バングラデシュの案件採択率の推移^(注)

年度	対象	全体数	(A/B)	(C)	×、その他(D)	の割合 (%)
2003 年度	全 JICA	51	10	6	35	20
	農村開発部	10	2	3	5	20
2004 年度	全 JICA	43	20	3	20	47
	農村開発部	6	2	0	4	33
2005 年度	全 JICA	43	26	2	15	60
	農村開発部	4	3	0	1	75

注： 詳細は第4章（表4-1）。なお、「(A/B)」が採択（通報分）。

出所： JICA、「要望調査システム」、2005年データに基づき農村開発部作成。

- (2) 一方、農村開発部は、2004 年 4 月から 2005 年 8 月に「国別農業・農村開発指針策定調査」を実施し、各在外事務所がより実施可能性の高い案件を発掘・形成するための執務参考資料として、「国別農業・農村開発指針」（以下、「指針」と略す）を策定した。
- (3) 本調査は、「指針」策定作業の一環として、在外主導の先進的事例と認識されている「バングラデシュ・モデル」の案件発掘・形成の手法を分析することで、在外事務所と農村開発部が今後、農業・農村開発案件を発掘・形成する際の教訓を得ることを目的とする。
- (4) 報告書の構成は、次のとおりである。1) 在外主導の流れの中、案件発掘・形成における在外事務所の想定される役割と案件採択のプロセスを示す（第 2 章）。2) JICA 関係者の考える案件検討の視点を整理する（第 3 章）。3) バングラデシュ・モデルが案件発掘・形成に果たしてきた意義とその役割を考察し、その情報収集方法を整理する（第 4 章）。4) 本調査から得られる教訓を整理し、農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言を行なう（第 5 章）。

2. 案件の発掘・形成における在外事務所の役割と採択のプロセス

- (1) 2004 年度より本格的に開始された在外事務所強化の動きに伴い、案件管理に係る機能が本部から在外事務所へ移管されつつある。こうした流れの中、案件の発掘・形成段階において、想定される在外事務所の役割を大別すると、1) 現地 ODA タスクフォース（現地

ODA-TF)との協議・調整、2)協力相手国政府および関係開発パートナーとの協議・調整、3)専門家・コンサルタント、その他有識者からの意見聴取、4)案件のフィージビリティの検討、(5)要請案件調査票の作成・提出の5点となる。

(2) 上記活動に基づいて発掘・形成された案件は、要請案件調査票に取りまとめられて本部に提出される。その検討に関し、本部で地域部が分野ごとに選別する一方、全体的な視点から評価を行なう課題部(この場合は農村開発部)は、「課題別指針」や「効果的アプローチ」に示された農業開発・農村開発に係る JICA の方針を踏まえて、分野全体としての視点や技術的な視点から検討を行なっている。

3. JICA 本部における案件検討に関する基本的な考え方

(1) 案件検討に係る評価は 2004 年度に、表 3-1 に示すように、従来の「、、、」から「A、B、C、D」に変更された。

表 3-1 案件検討における評価およびその定義

評価	定義	備考
A (採択)	・ 次年度に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。 ・ 案件の妥当性やフィージビリティは確保されている(効率的な案件実施のための情報収集が必要な場合もある)。
B (継続検討)	・ 予算に余裕があれば次年度以降に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004 年度より導入。 ・ 予算の観点から、次年度実施の可能性について継続検討する。 ・ 案件の妥当性やフィージビリティは確保されているが、効率的な案件実施のための情報収集が必要な場合もある。
C (継続検討)	・ 追加情報をもとに継続検討を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。 ・ 案件実施の根幹を揺るがす情報(それがないと案件の成否を判断し難い、例えば、先方政府の体制や実施能力の程度など)が不足している。 ・ 追加情報および予算の有無の状況次第では年次採択もありうる。ただし、B 評価案件と優先度を比較したうえで、A 評価案件となる可能性もある。
D (不採択)	・ 採択しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。 ・ 情報が不足している。 ・ 在外事務所、相手国政府の優先度も低い。

注： 農村開発部での聞き取りに基づき取りまとめた評価の定義である。「備考」に記載された情報は、必ずしも JICA 内部で統一されたものではない。

出所： 農村開発部での聞き取りに基づき調査団作成。

(2) 本調査では、「バングラデシュの A/B 評価案件数が増加したのは、それらの案件が JICA 本部における『案件採択基準』に適合しているためである」という仮説を立てた。その仮説を検証するための現地調査に先立ち、「案件検討の視点」を把握することを目的として、本部で関係者から聞き取りを行なった。本部では現場のニーズや意向に柔軟に対応するという観点から「基準ありき」による案件検討は行っていないものの、聞き取りでは様々な視点が示された。本部の担当者が要請案件調査票を検討する際の主な視点は、表 3-2 に示す 6 つに大別される。

表 3 - 2 本部における要請案件調査票検討の視点

視 点	概 要
1. 何が問題なのか（案件の背景から明らかになる問題）	要請案件調査票には、何が問題であるのかが具体的に記述されていることが重要である。また、その問題を当該国の経済開発や農業・農村開発の中に位置づけるために、背景に関する記述も重要である。
2. 目標・目的は何か（案件の目標と期待される成果）	案件の目標は何か、また、それを実施するとどのような成果（この場合は「アウトカム」を意味する）が得られる（期待される）のかが明確に記述されていることが重要である。「人」に焦点を当てた案件が望ましい。
3. どのようにその目標を達成するのか（活動内容と実施方法）	目標を達成するための道筋、すなわち、具体的にどのような活動をするのか、そのための投入として何がどの程度必要か（スキーム選択も含む）技術的なフィージビリティはあるか、どのような手順・方法で実施するのかなどが明確にされていることが重要である。
4. 実施可能性はあるか	当該案件が A/B 評価となるためには、示された道筋に沿って実施可能であることが本部担当者に理解される必要がある。技術的なフィージビリティだけでなく、対象地域の状況や想定される実施機関の所掌範囲や組織的・財政的な能力の把握も極めて重要である。
5. 日本の援助方針と整合しているか（案件の目的により着目すべき視点は異なる）	まず、(1) JICA 全体の方針である貧困削減や人間の安全保障、(2) 国別援助計画や国別事業実施計画で設定された重点分野、(3) 現地 ODA-TF によって策定されたセクタープログラムや対処方針に対応するものであるかどうか検討される必要がある。農村開発部ではさらに、「課題別指針」や「効果的アプローチ」に従い、農業開発と農村開発の両方の視点を重視している。農業開発の案件を実施する場合でも、それによって住民の生活がどのように改善されるのかが明確に示されている必要がある。また、外務省の援助方針と整合する形で JICA 地域部が作成している地域別、国別予算の概算の把握も重要である。
6. 相手国の政策・開発計画と整合しているか	相手国の政策や開発計画との整合性も重要である。また、案件目標だけでなく、実施の方法や投入についても、当該国の政策と整合的であるかが検討される場合もある。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

(3) 表 3 - 3 は、調査団の「優良案件とは」という質問に対する本部職員の回答を分類・整理したものである。これらの点を考慮しながら要請案件調査票を作成すると、検討する側にとってより明解であるといえる。

表 3 - 3 調査団が聞き取りをした本部職員による「優良案件」の定義^(注)

分 類	「優良案件」の定義
案件の内容に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確である案件。 相手国の発展度合い、財政事情、地方分権の状況などを考慮した案件
政策・上位計画に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 開発課題（例：人間の安全保障や貧困削減）に対応している案件 国別援助計画に基づいた現地 ODA タスクフォースの方針や JICA の国別事業実施計画との整合性が高い案件 プログラム内での位置づけが明確な案件：他の案件との相関関係が見え、プログラムの統一的な目標に向かっているのが明確な案件
目標の達成方法に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 「人（農村部住民）」に焦点を当てた案件：例えば、農業生産性の向上が目的ではなく、生産性向上を通じて住民の生活がどう変化するのか明確な案件 中央政府、地方政府、農村部をつなぐ案件：例えば、地方分権が進展を見せている国で、政策・計画の達成と農村部住民の生活向上のリンク構築のため、「中央政府＝政策との整合性のあるモニタリングや案件終了後のモデルの波及、地方政府＝実施主体、農村＝主体的な受益者」という図式が成り立つ案件
成果や効果に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 自立発展性のある案件 1：ソフト（政策支援、組織・制度強化など）とハード（流通施設、灌漑施設、農村道路などのインフラ整備）とのバランスの取れた案件（終了後を見据えた案件）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立発展性のある案件 2：案件終了後、対象地域で入手可能な資源を活用して活動が継続できるような案件（相手の能力、機能・役割などに見合った案件） ・ モデル性のある案件：モデルとして波及が期待できる案件（中進国では、周辺国への波及を含めたモデル性のある案件） ・ 投入が少ないが、効果（インパクト）を期待できる案件 ・ 「終了できる」案件：フェーズ2やフォローアップを検討しなくても良い案件
形成プロセスに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の教訓を踏まえた案件 ・ 多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論をして形成された案件 ・ 相手国関係者への日常的な働きかけを通じて形成された案件

注： 調査団が聞き取りをした本部職員の個人的な見解に基づくもので、JICAの統一的な見解ではない。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

（４）JICA 本部での聞き取りによって、本部の担当者は要請案件調査票を検討する際に、表 3 - 4 に示すような情報を求めていることが明らかになった。これらの情報は、1) 案件の内容・実施方法に関するもの、2) 相手国の事情に関するものおよび 3) 日本側の事情に関するものに大別される。これらの情報には、案件採択後の事前評価調査で収集すべき情報も含まれている。しかし、在外事務所員がコンサルタントやナショナルスタッフを活用して、これらの情報を概ね収集し、本部から問い合わせがあった時に速やかに回答できるよう参考情報として保有・把握しておくことが望ましいといえる。

表 3 - 4 本部における要請案件調査票検討に必要なとされる情報^(注)

1. 案件の内容に関する事項	本部が求める情報
案件の背景と問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割は何か（「2. 相手国の事情に関する事項」の「政策・開発計画」とも関連する）。 ・ プログラムの他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか。 ・ 農家経営（営農）の視点から問題分析がなされているか。 ・ 案件の形成・立案・評価に必要な統計、地図、参考資料などは収集可能か。
活動や実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される対象地域の住民に広く裨益するための活動や実施方法が検討されているか。
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域は適切か（例えば、連邦制の国では複数州にまたがるような案件は避ける）。
類似案件からの教訓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去あるいは現在、同国内・対象地域で JICA あるいは他ドナーによって類似案件は実施されていないか。 ・ それらの類似案件のレビューから導き出される教訓は何か。
他ドナーとの重複・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他ドナーの協力と重複している際には JICA が協力する意義は何か。 ・ そのドナーと連携（補完、棲み分けなど）する可能性はあるか。 ・ （例えば、援助協調が進展している場合）JICA が当該案件を実施することは可能か。
相手国政府との合意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。
2. 相手国の事情に関する事項	本部が求める情報
政策・開発計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手国の上位計画や分野の開発計画と整合しているか。 ・ 活動内容や投入は相手国の政策に沿ったものであるか。
実施機関 (カウンターパート機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の実施機関と比較した結果、機能・役割、能力などは適切か。 ・ 市場経済化、民営化や分権化が想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。 ・ 相手国の政策や上位計画に明示されていない実施機関の優先課題に対応しているか。 ・ プロジェクトの終了後、その成果を C/P 機関によって他の地域に波及させることは可能か（自立発展性を確保できるだけの機能と能力を持つ実施機関か）。

財政事情	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の財政事情（ローカルコスト負担能力）に見合った規模であるか。 相手国の予算（特に経常経費）を確保できるか。
案件形成・承認のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 相手国政府（実施機関、援助窓口機関など）に常時働きかけを行なっているか。 JICAによる採択後にどのような手続きを経て実施に至るのか。 案件実施に影響を与え得る法律、財政状況などに関して注意すべき点はあるか。
対象地域・受益者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 想定される受益者はどのような人々か（必要に応じて「貧困層」の定義も示す）。 対象地域の主要な生計・生活手段は何か。 対象地域や受益者のニーズは何か（案件はそれに適合しているか）。 対象地域の人々に広く裨益するか（例えば、裨益を妨げるような社会関係はないか）。 受益者が案件をどのように捉え、採択後はどのような共同体制を構築できるのか。 現地の状況（例えば、社会・経済・行政構造、自然環境、治安状況など）はどうか。
3. 日本側の事情に関する事項	本部が求める情報
援助方針	<ul style="list-style-type: none"> 国別援助計画や国別事業実施計画と整合しているか。 JICAの方針（特に「貧困削減」と「人間の安全保障」）に対応しているか。 現地 ODA-TF やセクター・ワーキンググループが策定した対処方針やセクタープログラムに基づいているか。 当該在外事務所の重点分野と一致するか。 「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか。
JICAの予算	<ul style="list-style-type: none"> 地域部から通知している予算に関する情報を反映しているか。 予算制約を踏まえて案件の優先順位付けがなされているか。
援助方針以外の政策	<ul style="list-style-type: none"> 日本農業へのブーメラン効果を考慮しているか。

注： 調査団が聞き取りをした本部職員の個人的な見解に基づくもので、JICAの統一的な見解ではない。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

4. バングラデシュ・モデルの概要と案件発掘・形成における意義

(1) バングラデシュ・モデルではバングラデシュを取り巻く援助環境に対応するため、「選択・集中・連携」を通じて、日本側が抱える援助の制約要因を克服し、より一貫性、一体性の高い援助を目指している。その基本方針は表4-1のとおりである。

表4-1 バングラデシュ・モデルの「選択・集中・連携」

選択	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府のバングラデシュ国別援助計画および対バングラデシュ援助実績、バングラデシュ政府の開発計画、他の援助国・機関の活動状況等を勘案して、わが国援助の5つの最重点セクターと5つの重点セクターを選択する。
集中	<ul style="list-style-type: none"> 援助の効果、効率を高めるため、援助の投入、担当官の配置、援助協調等に関し最重点・重点セクターにリソースを集中する。 さらに、各最重点・重点セクターにセクター・ワーキンググループを設置して当該セクターに関する知見の共有と組織的な蓄積を図る。 各セクターにおいてはわが国援助のプログラム化を図り、わが国援助の一貫性、一体性を高める。
連携	<ul style="list-style-type: none"> 大使館、JICA および JBIC 事務所3者よりセクター・ワーキンググループに組織横断的に担当者を配置する。 また、バングラデシュ政府との協議や、PRSP、SWApをはじめとする援助協調等に3者合同で対応する。 さらに、「バングラデシュ開発援助勉強会」を通じ日本のNGO、企業との連携、連絡を強化する。 ウェブサイト、メーリングリスト等を活用し、情報の共有と外への情報発信を図る。

出所： 在バングラデシュ日本大使館 <http://www.bd.emb-japan.go.jp/col1ab1.htm>。

- (2) その活動の特徴は、第1に、大使館、JICA および JBIC の連携に加え、他の日本人援助関係者との情報共有と意見交換を行なっていることである。第2に、バングラデシュの開発計画(1-PRSP)に沿って最重点、重点セクターを設定していることである。第3に、最重点、重点セクターにセクター・ワーキンググループを組織し、最重点セクターでは、セクタープログラムを作成していることである。第4に、セクター内の案件の相関図を作成することで、案件間の相互関係を把握する一方、ローリングプランの作成を通じて、新規案件の投入のタイミングや予算枠を明確にするための作業を進めていることである。
- (3) 2005年3月までにバングラデシュ・モデルの農業・農村開発セクターにおいて達成された主な成果として、表4-2に示す諸点があげられる。

表4-2 バングラデシュ・モデル 農業・農村開発セクターにおける成果のまとめ

選択	<p>主要コンポーネントの絞込み</p> <ul style="list-style-type: none"> セクター・ワーキンググループ(SWG)によって明らかにされた「低い農業生産性と農村地域の経済貧困」、「脆弱な農村基盤」、「ローカルガバナンスの脆弱と住民エンパワメントの必要性」という課題を踏まえ、「所得・生産性向上」、「農村基盤整備」、「ローカルガバナンス・住民エンパワメント」を主要コンポーネント(セクター内の重点分野)に設定 これまでの日本の援助の妥当性を検証することを目的に、既存プロジェクトを整理
集中	<p>上記コンポーネントに資源を集中</p> <ul style="list-style-type: none"> セクター全体としての一貫性や一体性を高めるため、既存プロジェクト間の関連性を検証し、主要コンポーネントごとに現在実施中および今後5年間に実施を計画する案件を検討 新規投入時期や予算を把握するため、セクタープログラムに基づくローリングプランの試行的作成(2005年3月現在作成中)
連携	<p>大使館・JICA・JBICの3者間の連携、政府との協議、他ドナーとの協調</p> <ul style="list-style-type: none"> SWGに3者から担当者を配置し、その他関係者を含めた形で組織横断的な議論の活発化 LGEDへの農村(基盤)開発アドバイザー派遣およびJICA事務所への農村開発プログラム調整員の配置により、上記の主要コンポーネント間の連携促進 日本人援助関係者との情報共有・交換の場としてのバングラデシュ開発勉強会を開催 (農業・農村開発セクターでは、組織横断的な議論と開発勉強会の開催に特に熱心である) セクタープログラムの英語版を作成して(2005年3月現在改訂版を作成中)、バングラデシュ政府や他ドナーに対する日本の方向性の明示 ホームページやメーリングリストによる情報共有促進

出所：在バングラデシュ日本大使館、JICA バングラデシュ事務所、JBIC ダッカ駐在員事務所「バングラデシュ国 農業・農村開発セクタープログラム(案)」(2004年度用最終草稿、2005年1月19日)および現地調査結果に基づき調査団作成。

- (4) 上述の基本方針を推進していくためには、異なった組織間での調整が必要である。こうした調整が円滑に行われるためには、関係者がそのコストに見合うだけのメリットを見出していること、連携するインセンティブが明確であることが特に重要であると考えられる。バングラデシュ・モデルのメンバーにとっては、幸いに次のようなメリットやインセンティブがあるがゆえに、組織間の調整が進展したと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> それぞれのメンバーが異なった組織の人々と議論することによって、多様な視点から案件の形成や計画ができるようになる。 平等な立場での議論という点が重視されているために、議論が有意義で快適に感じられる。 担当する案件が他の案件と連携することによって「より良い成果をあげることができる」、「より高い評価を得ることができる」という点が明確になる。 現場主導という日本政府の方針を受け入れるだけの「問題意識」が多くのメンバーに共有されている。 バングラデシュ・モデルが日本の援助関係者の中で注目されており、その一員であるという一種の社会的満足感を持つことができる。
--

(5) バングラデシュ・モデルや農業・農村開発 SWG は現在、現地 ODA-TF の方針策定における JICA の経験・知見の反映、その方針の JICA の活動を通じた相手国政府や他ドナーへの発信、そしてより幅広い意見を求めるための開発援助勉強会の開催などの活動が定着しつつあるという状況である。

(6) 第3章に述べたように、JICA 本部での聞き取りでは、案件検討に必要な情報が収集されている（かつ本部の求めに応じて提示可能である）ことが重要であると繰り返し指摘された。バングラデシュ・モデルでは、内外の援助関係者との積極的な情報共有と意見交換を通じて、セクタープログラムと整合する案件の発掘・形成に努めると同時に、個々の所員が行うには限界のある情報収集活動を行うことで、本部が求める要請案件調査票への対応が可能となっているといえる。

5. 農業・農村開発分野における案件発掘・形成に係る教訓および提言

(1) バングラデシュ・モデルから得られる農業・農村開発分野の案件の発掘・形成に係る教訓は、以下のように整理される。これらの教訓は、他国の農業・農村開発案件の採択率の向上にも資するものと考えられる。この中でも、セクタープログラムの策定が案件発掘・形成の要諦であると考えられる。

表5-1 バングラデシュ・モデルから得られる他国へ応用可能な教訓

教 訓	概 要
5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ バングラデシュの現地 ODA-TF では、日本側援助資源の規模と全体的な開発ニーズに照らして、最重点分野と重点分野を設定し、セクター・ワーキンググループが最重点分野のセクタープログラムを策定している（「選択と集中」）。そして、セクタープログラムをもとに案件の相関図やローリングプランの作成を試行的に進めている。 ・ これらをもとに案件を発掘・形成することで、「案件の論理的整合性」を高め、豊富な背景情報に裏付けられた説得力のある要請案件調査票の作成が可能となる。
5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地 ODA-TF の方針と整合性のある案件は、JICA 本部に対しても説得力を持ち、その結果、JICA 内部での A/B 評価に結びつく可能性が高い。また、個々人の高い問題意識に基づく現地 ODA-TF における議論は、視点の多様化を意味すると同時に、参加者の間に「オールジャパン」として案件を形成しているという一体感を生み出す要素ともなる。 ・ そうした効果は、議論に透明性と参加者相互の信頼感、そして立場にこだわらない平等性があった始めて期待できる。一部の意見が偏重されることなく論理的な議論が展開されるために、現地 ODA-TF 会合での議論の内容は極力公開されるべきである。
5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ バングラデシュの現地 ODA-TF において農業・農村開発セクタープログラムの策定が実現した背景の1つには、JSRAD、JSRDE、PRDP のように長期にわたる取り組みによって蓄積されたバングラデシュの農村社会・経済や行政機構に関する豊富な知見がある。 ・ セクタープログラム策定における現場経験や知見の有効活用には、農業・農村開発セクター・ワーキンググループのリーダーあるいは調整役としての JICA 企画調査員による関係者間の有機的な連携や透明性の高い議論の促進に加えて、参加型農村開発行政アドバイザーとして BRDB に赴任している専門家に代表される有識者のセクター・ワーキンググループへの巻き込みも重要な要素である。
5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関の機能や能力は一般に、組織再編や担当者の異動などに応じて変化する。近年、特に、農業・農村開発分野では、市場経済化、民営化、地方分権化などの影響で、組織再編の動きが顕著であり、留意すべきである。変化を見極めるためには、相手国政府関係者を通じた情報収集が欠かせない。 ・ 想定される実施機関が財政面、人材面で悩まされている状況の中で実施される案件も多く、自立発展性の面で問題が見られる場合がある。もし実施能力に問題があると判断された場合には、案件の目的を体制の構築、機能強化、職員の能力向上などにするか、あるいは実施機関の見直しや案件規模の縮小など、案件の枠組みを再検討するこ

	<p>とが必要である。案件の発掘・形成は、実施機関の能力向上のプロセスとしても位置づけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・農村開発分野では、多種多様なニーズがあることに留意する必要がある。したがって、実施機関の所掌範囲を明確にし、どこまでが実施可能かを見極めることが重要である。
5.1.5 他ドナーとの継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な目標に向かって援助協調が進展している状況では、日本がドナーとしてできることを、相手国政府のみならず他ドナーに対しても継続的に発信して理解と支持を得ることが、効率的・効果的に活動を行うための一要件である。 ・ ドナー社会において日本/JICAの役割を確立することは、近年の援助環境の変化にも適合できる案件の発掘・形成につながる。

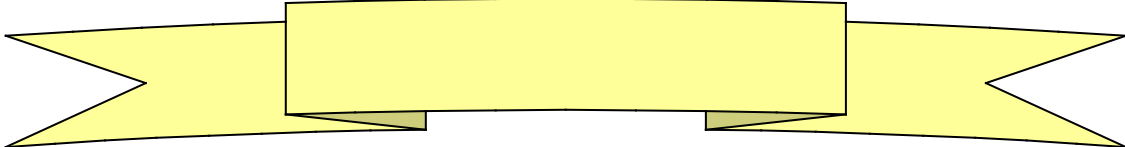
出所：調査結果に基づき調査団作成。

(2) 上述の要請案件調査票検討の視点およびバングラデシュ・モデルから導き出される教訓を踏まえて、今後、在外事務所が、本部と共同して農業・農村開発案件を効果的に発掘・形成していくために、表5-2に示す4点を提案する。

表5-2 農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言

提言	関連するバングラデシュ・モデルの教訓	要 点
方針策定に係る提言		
5.2.1 農業・農村開発分野における「優良案件」の再定義	5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村開発部が考える「優良案件」の定義の在外への提示 ・ 農村開発部の対応範囲の明確化
5.2.2 要望案件の論理的整合性の強化	5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築 5.1.5 他ドナーとの継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部が定義する「優良案件」を踏まえた在外での最適化（案件の論理的整合性の確立） ・ 対象地域のニーズの発掘 ・ 相手国の開発の方向性の把握 ・ 実施機関の機能と能力に基づく「実現可能なニーズ」の把握 ・ 現地の援助潮流（例えば、援助協調）への対応を通じた案件の戦略的位置づけの明確化（セクタープログラムの策定） ・ 在外関係者、相手国政府実施機関、他ドナーなどによる上記に係る情報共有と意見交換の推進
体制に係る提言		
5.2.3 在外事務所員に対する本部の支援	5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部からの継続的な情報発信と支援 ・ 要請案件調査票記載に係る「良い/悪い要請案件調査票」の提示と留意点のチェックリスト化 ・ 農業・農村開発に関する知見の蓄積が少ない在外事務所への広域専門員や技術審議委員会による支援 ・ 案件発掘から終了まで一貫した参加の促進
5.2.4 外部人材の活用と形成・実施一体化の促進	5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在外事務所規模に見合った重点分野と課題の設定 ・ 外部人材のより有効な活用 ・ プロジェクト形成から実施の一貫性と案件形成から実施開始までに要する時間とコストの削減（外部人材の一貫した活用によるコスト・パフォーマンスの向上）

出所：調査結果に基づき調査団作成。


 チェックリスト/クエスショナアの使い方

1. チェックリストの目的と概要

(1) 目的と使われ方

- ・「採択につながる要請案件調査票」作成のための日頃の情報収集及び調査票記載段階での留意点を提示する。
- ・相手国に何らかのニーズがあり、そのニーズが相手国政府の要請書として申請された場合に、この要請書をチェックし、JICAの「要請案件調査票」に記載する際に用いる。
- ・チェックリストはどのようなタイプの案件にも対応出来るように網羅的に項目を掲載したものである。そのため、案件によっては必ずしも留意する必要のない項目もあり、使用にあたっては必要事項を選択して使用する。

(2) チェックリストの構成

チェックリストは「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」から構成される。

- 1) 「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」（以下、「**要請案件調査票チェックリスト**」）は **要請案件調査票**の「現状と問題点」から「その他」にいたる項目ごとに、一般的な「記述にあたっての確認項目¹」を示す。
- 2) 「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」（以下「**情報収集チェックリスト**」）は、農業・農村開発分野における特定テーマ毎（例：食料流通機能の整備）に調査項目例をリストアップしたものである。各テーマ（チェック項目）は「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の開発課題体系全体図の「中間目標」ならびに「中間目標のサブ目標」に基づき、一部項目を補足して設定した。

(3) チェックリストと指針本編（調査パイロット国のみ）との関係

上記2つのチェックリストについて、「**要請案件調査票チェックリスト**」は特に本部に提出する「要請案件調査票」の作成時に用いる。その一方で、「**情報収集チェックリスト**」は優良案件を形成するために、日頃から関係者へのインタビューや、現地視察等を通じた情報収集を行う際に用いる。

また、得られた情報等を基に相手国関係者等と案件の内容について協議することが重要であり、日頃から協議するにあたって留意すべき当該国特有の点を、指針本編の第5章「5.案件形成上の留意点」に記載した。チェックリストと合わせて「要請案件調査票」を作成する際に参考にしていきたい。

¹ 確認項目は、本調査における「案件形成上の留意点」ならびに「ハングラデシュ・モデル」調査から得られた各種情報（「本部における要請案件調査票検討の視点」、「優良案件の定義」、「要請案件調査票検討に必要とされる情報」）に基づいて整理したもの。

² 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」2004年8月参照。

2. チェックリストの使い方³

相手国関係機関より案件の要請があった場合、最初に下記(A1)～(A3)の条件を満たすかどうかをチェックする。条件を満たされている場合、以下のB.「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」とC.「情報収集チェックリスト」(前述のとおり日頃から情報を収集しておくことが重要である)を用いて要請案件調査票を作成する。条件を満たさない場合は、相手国政府にその旨を伝えて要請内容の再検討を依頼する。

A. 条件

- (A1) 相手国の要請内容を検討し、現地 ODA タスクフォース等が定めた方針や、我が国の協力重点分野に当てはまるかどうかを検討する。当てはまらない場合は、相手国関係者にその旨を説明し、我が国の方針にあった案件要請を提出するように伝える。
- (A2) 他ドナーやJBIC などの過去もしくは実施中の案件と競合がないか検討する。同時にJICA 既存案件の情報も確認する。競合案件がある場合は相手国政府に採択しない、あるいは別の案件(例：要請の所期の目的を達成するための別のアプローチ)を形成する旨通知する。
- (A3) JICA のスキームに適しているかどうかを確認する。スキームにあっていない場合は、他のドナーに要請するか、あるいは JICA のスキームに合うように案件の再形成を依頼する(例：農家グループが運営する信用組合への資金援助の要請があった場合、資金援助は出来ないが、組合の能力向上に係る技術移転及びそれに関連する資機材の提供は可能である旨連絡する等)

上記(A1)～(A3)の前提条件を満たしていることを確認したうえで、チェックリストを以下のように用いて要請案件調査票を作成する。

B. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」

- (B1) 相手国からの要請内容を要請案件調査票の項目に沿って分類する。
- (B2) 分類後、「要請案件調査票作成チェックリスト」の「記述に当たっての確認事項」を参考に記載する。記載された項目に関するすべての情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜きだして活用する。情報が不足している項目については、「指針案」(本編)記載情報の活用、あるいは同リストの「情報の収集方法/対応方法」を参考にして必要情報を入手する。同リストの「チェックリスト対応」に「情報収集チェックリスト」の関連項目番号が記載されている場合は、それも参考にしつつ情報を収集する。情報収集段階で相手国関係者と日本との間で認識の不一致がないかもチェックする。認識の不一致などがあった場合は、「情報の収集方法/対応方法」を参考にして協議する。
- (B3) 記載されていないと JICA 本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

C. 「情報収集チェックリスト」/クエスショナ

- (C1) 「情報収集チェックリスト」は相手国の要請活動に関する情報を収集して、プロジェクト活動より具体的に記述するために用いる。同リストの全ての項目について情報収集を行うのではなく、

³ 本チェックリストは基本的に JICA 在外事務所の担当者が案件の発掘・形成を行う際に用いるものであるが、実際の先方政府への働きかけはオールジャパンで対応することになる。

ショッピングリスト的に要請内容（ニーズ）に合致した項目を選んで用いる。 情報収集は大きく中央政府レベルと、活動が想定されている対象地域レベル（対象地域住民および対象地域を直接管轄する州政府、村役場など）で行うことを想定している。

- (C2) 最初に「情報収集チェックリスト」の中から、相手国の要請内容に関連する「チェック項目」を抽出する。このとき「確認目的」を見て、その調査項目の必要性について確認する。「チェック項目」の選び方がわからない場合や、「確認目的」を読んでもイメージが湧かない場合は、「チェック項目」に該当する「開発課題に対する効果的アプローチ 農業開発・農村開発」の本文を読んで理解を深める。
- (C3) 「調査項目（中央）」と「調査項目（対象地域）」の両方を用いて、要請案件調査票作成のために収集すべき情報を確認する。
- (C4) 収集情報は、「入手先」に記載された機関より入手する。「情報収集チェックリスト」では例として「農業省」「財務省」などを記載してあるが、当該国の事情に合わせて想定される情報入手機関名を各事務所が記載する。その上で調査項目ごとの情報の入手・確認先として適切な機関名に印をつけることにより、担当者が変わっても使えるチェックリストとする。「情報収集チェックリスト」はCD ROM版で配付される予定であり、電子データを用いて選択調査項目を「入手先」毎にソートすることにより、収集・確認情報についてのクエスショナを入手機関別に作成・活用することも可能である。
- (C5) 上記の作業で明らかになった必要情報を収集するためには、クエスショナ（質問票）を作成する。クエスショナは個々の案件により様々であり、「情報収集チェックリスト」で示した核となる情報以外にも適宜、調査項目を加える必要がある。その際には既存の同種案件なども参考に質問項目を補足する。補足項目について質問のある場合は、農村開発部の技術審議委員会がアドバイスすることも可能である。調査票作成例として対象（農村）地域の状況を把握するためのクエスショナ例を添付したので、合わせて活用願いたい。
- (C6) 収集情報を要請案件調査票の該当する項目に記載する。
- (C7) 「情報収集チェックリスト」の調査項目には個々の案件を形成するうえで必要と考えられる情報を挙げている。しかしながら、同じ目的の案件であっても、案件の対象地域や受益者の置かれた状況などによって、収集すべき情報は異なる。ここで挙げた調査項目は固定されたものではなく、調査イメージの喚起を助けるためのものである。要請案件調査票記載者は必要に応じて対象地域にも足を運び、想定する活動を実施するために必要な情報を収集する。

3. チェックリストの期待される利点

- 1) 本チェックリストは案件の発掘・形成にあたって確認し、要請案件調査票に記載する情報を整理したものであるため、繰り返し活用することで案件の採択につながる要請案件調査票を書くコツを身に付けるきっかけとなることが期待される。また、前述したように作業を通じて在外事務所に経験・情報ともに蓄積されるので、要請案件調査票作成作業の効率化が期待される。
- 2) チェックリストをCD ROM化することにより、次のような利点が考えられる。
 - ・ 情報収集対象者への配布や回答回収後のデータ加工が容易である。このため、データの種類によっては情報入手コストの削減も期待される。
 - ・ データの保存性・検索性が向上し、人事異動時の引継ぎを容易とすることが期待される。

- ・ 必要項目を抽出して使用できる。調査対象の特徴に合わせた質問項目の抽出が容易である。
- ・ 英語、仏語、西語に翻訳するため、ローカルリソース（コンサルタント、NGO、大学等）への現地調査のTOR作成に活用が可能であり、委託作業が容易となることが期待される

4. チェックリストを使うにあたっての留意点

- 1) 本チェックリストは、案件の発掘・形成および実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示するものである。
- 2) 実際に活用するにあたっては、チェックリストの記載事項を念頭に置き、各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かしつつ、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、現実的な案件を形成する。
- 3) 案件が採択された後も、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際に活用する（例：要望調査段階で得られる「情報収集チェックリスト」の「1-2-1 生産基盤の整備と維持管理」のデータはベースラインデータとなりうる。事業開始後同じ項目のデータの収集・比較することにより、定量的なモニタリング・分析・評価に活用出来る）。
- 4) 案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本チェックリストの項目を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

5. その他

- (1) FAOSTAT や World Development Indicators で入手できる国家レベルのデータに関しては「既存情報源」として挙げている。それ以外のデータは、中央レベルでは農業省、財務省、地方分権担当省など、対象地域レベルでは地方自治体、省庁出先機関、住民（農民）組織、農家などにあたってデータの収集を行う。
- (2) 調査に当たっては質問者と回答者で理解に相違がないように基本的な用語に関しては定義を明らかにしておく必要がある。本チェックリストは「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業・農村開発＞」に基づいて作成されており、この「効果的アプローチ」における基本的な用語の定義（5～6 ページと176～182ページ）を参照にする。
- (4) チェックリスト作成にあたって使用した資料
 - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」、2004年8月。
 - ・ 国際協力事業団 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ＜農村開発＞」、2002年5月。
 - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所 金森秀行「調査手法とプロジェクト形成調査（第1稿）」、2004年。
 - ・ 国際協力事業団 農業開発協力部「農村調査の手引書 - 研究・普及連携型農業プロジェクトにおける問題発掘と診断のために - 」、2000年3月。
 - ・ 国際協力事業団「プロジェクト研究 アフリカ農村開発手法の作成 第3年次報告書 本編 アフリカ農村開発手法ガイドライン」、2001年10月。

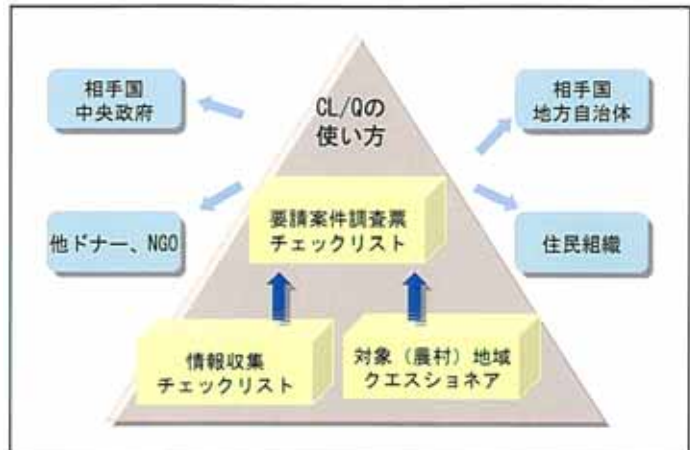
要請案件調査票作成および案件採択のプロセス（主として、技術協力プロジェクトの場合）

月	作 業		備 考
	日本国内	在外	
通年		情報収集と要請書作成の働きかけ	日ごろから相手国関係者への働きかけや情報収集活動を行う。個別専門家や開発調査などを通じ非公式な要請書が提出される。可能性のある案件は本部や外務本省も交え随時検討を行なう。6月以降の要請書作成と要請案件調査票作成に向けた準備を行なう。
6~7	要請案件調査票書式の送付・作成指示		6月に外務本省が在外公館に送付する。手続き上の留意点（例えば、民活技プロなどの新スキームの説明）方針（例えば、在外の意向の尊重など）などを伝達する。
		相手国政府への要請書作成依頼	現地ODAタスクフォースが相手国援助窓口機関や関係省庁に説明を行なう（年次政策協議とは別。提出期限や日本の方針などに関する説明を行なう）
		相手国政府からの要請書提出締め切り	要請書は在外公館へ提出される。
8		要請案件の検討、スクリーニング	現地 ODA タスクフォースが要請案件の検討とスクリーニングを行なう（絞り込みと優先順位付け）
		要請案件調査票作成と提出	在外公館が外務本省へ提出する。提出期限は8月31日。
9~10	要請案件調査票検討		地域部/企画・調整部事業調整第一チームが要請案件をデータベース化したうえで、分野ごとに担当課題部に検討を依頼する。案件が分野横断的な場合、課題部間で協議して担当部を決める。全体的（政策的）な視点に加え、技術的な視点から課題部が地域部とも協議しつつ検討を行なう。JICAとして取りまとめて、外務本省に提出する。
11	第1次各省検討会		外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。
11~12	早期通報		外務本省が在外公館に検討結果を通報する。
		早期通報	在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。
12	部内で次年度予算案を作成		12月から2月にかけて作成する。地域ごとの予算配分に基づき課題部でも予算案を作成する。
1	第2次各省検討会		外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。第1次各省検討会で協議されなかった案件やペンディングとなった案件の検討を行なう。
1~2	全体通報		外務本省が在外公館に検討結果を通報する。
		全体通報	在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。
2	部内の次年度予算確定		以上をもとに、各部が予算を最終化する。

出所:国際協力機構 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書」 2005年8月

農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）の構成

「1. 要請案件調査票作成のチェックリスト」を用いて、「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」と「3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例」の関係項目も参考にしながら、要請案件調査票を作成する。なお、これらのチェックリストは日頃から案件の形成に向けた情報収集や、関係者（中央、対象地域）との協議の際にも活用する。



両チェックリストとクエスショナ例の構成は以下のとおりである。

1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト
- 要請案件調査票 1
- I. 現状と問題点
 - II. 我が国援助方針との整合性
 - III. 案件概要
 - 1) 上位目標
 - 2) 案件の目標
- 要請案件調査票 2
- 3) 成果
 - 4) 活動
 - 5) 投入
 - 6) 外部条件
 - 7) 協力期間
 - 8) 実施体制
- 要請案件調査票 3
- 関連する援助活動
 - ミレニアム開発目標との関連
 - 我が国重要課題との関連
 - ジェンダー配慮について
 - 類似案件からのフィードバック
 - 裨益グループの種類と現状（人数、人口）
 - 治安状況
 - その他

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）
- 0. 基本項目
 - 1. 持続可能な農業生産
 - 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上
 - 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上
 - 1-3 輸出促進策の強化
 - 1-4 環境配慮の向上
 - 1-5 農業関連高等教育の強化
 - 2. 安定した食料供給
 - 2-1 食料需給政策の策定
 - 2-2 食料流通機能の整備
 - 2-3 輸入体制の整備
 - 2-4 援助食料の適性な利用
 - 3. 活力ある農村の振興
 - 3-1 農村振興関連政策の促進
 - 3-2 農外所得の向上
 - 3-3 農産品加工業の振興
 - 3-4 農村インフラの整備
 - 3-5 農村環境の保全
 - 3-6 生活改善の推進
 - 3-7 村落共同体活動の推進
 - 3-8 住民の保健水準の向上
 - 3-9 住民の教育水準の向上

3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例
- (1) 自然資本
 - (2) 社会資本
 - (3) 人的資本
 - (4) 物的資本
 - (5) 金融資本

1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト

要請案件調査票作成の際に確認すべき事項を示す。これらすべての項目に関する情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜き出して情報収集時に活用する。

記載されていないとJICA本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。 以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目
要請案件調査票1			
・現状と問題点			
	相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか	・現地のリソースパーソンを把握し、案件発掘時に意見聴取する	A2 ~ A4
	問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか	・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する	A4 B1 01 ~ 02
	国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ	・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意	
	PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ	・PRSP 等相手国の主要政策を踏まえたセクタープログラム策定協議に参加	
	市場自由化、民営化、地方分権化、自由貿易協定など政治・経済環境の変化と問題との関係	・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する	
	プロジェクトで対応する問題が対象地域住民(ジェンダー的な要素を含む)の視点も踏まえて記述されているか	・JICAプロジェクトの活動を広く公開することにより、広い視点から案件の妥当性を確認する	・A1 ~ A3 ・P3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナア例」の活用
	対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握	
	対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法を踏まえた問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映	
	直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映	
	利用可能な行政サービスの機能も考慮した問題の把握	・対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	
	問題点の緊急性・優先性が示されているか(優先課題の絞り込みができていないか)	・相手国政府による地域の優先順位を確認したうえで、対象地域でPCM、PRA手法等を用いて分析を行う	(案件内容により関係情報を収集)
	貧困層など重要な概念の定義がなされているか		
・我が国援助方針との整合性			
	我が国の援助方針(外務省の国別援助計画、JICAの国別事業実施計画、ODAタスクフォースの方針など)に対応しているか	・相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択基準)を提示し、優先順位に理解を得る。 相手国に日本側の実施機関の役割を周知する。	A5 U1 ~ W3、u1-1 ~ w3-2
	現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムやJICAの既存プログラムがある場合、プログラム内の他案件(プロジェクトや活動)との相互補完性はあるか	・ODAタスクフォース内での議論(一人の視点ではなく、多くの意見をもとに確認する)。 ・本部との情報共有を担当レベルで活発に行なう。	
	「課題別指針」や「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」を踏まえているか		
	相手国のニーズに適したJICAのスキームが選択されているか		
	日本農業へのブームラン効果のない案件か		
・案件概要			
1) 上位目標: 協力終了後に達成が期待される目標			
	案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか	・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意	B1
	国家開発計画などの相手国の上位計画と整合性があるか	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	B1、A4
	PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか	・ドナー会合における協議	B1 A5
	相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などの進捗状況と整合性が保たれているか	・関係省庁におけるインタビュー ・他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	H1 ~ H4、L1 ~ L5 01 ~ 02
	貧困削減や環境保全など包括かつ普遍性を持った目標か	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	A5
	モデルとしての波及性を考えた目標になっているか	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	E1 ~ E3、B4、B1

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目
2) 案件の目標: プロジェクト終了時の達成目標(アウトカム): 現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか			
	案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋(ロジック)が明確であるか	・ 相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択のクライテリア)を提示し、優先付けの結果に理解を得る	
	要請書の内容(目的)と住民のニーズが一致しているか	・ 対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	(案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	裨益者が明確であるか	・ 対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	(案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果が想定されているか	・ 関係省庁におけるインタビュー 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	A4、B1~B4、E1~E3
	終了後の成果の活用について明示されているか	・ 相手国政府との定期会合を通じた日本側、相手国側双方の方向性の合意	
要請案件調査票2			
3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(活動実績/アウトプット)			
	活動の成果が積み重なって、案件目標が達成され自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを前提としない活動実績が想定されているか		B1~W3
	実施機関の能力や機能、役割などに見合った成果が想定されているか	・ 優良事例(NGOや住民組織自身のプロジェクトも含む)から得られる教訓の反映	A4、B1~B4、E1~E3
	日本農業へのブーメラン効果のない案件か		
	ソフトとハードとのバランスに配慮した成果が想定されているか		B1~W3 (案件内容によって異なる)
	投入に見合った活動成果が想定されているか		
4) 活動: 上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する			
	活動から目標実現に至る道筋(ロジック)が明確であるか	・ 既存の協力や研究蓄積の教訓を学ぶ	
	要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか	・ 周辺地域へも波及しうる面的な広がり、様々な関係者への働きかけの有無(地方行政や流通業者も含む) ・ その国における対象地域の位置づけの明示(例: 貧困地域など) ・ 既存の協力や研究蓄積を活用 当該分野における民間部門の活動を疎外しないか	A4、E1~F3、L1~L5 A2
	相手国の発展の度合いを考慮した協力内容であるか		
	適切な実施機関の選定: 実施に必要な人材、予算を確保しうる行政機関(中央ならびに対象地域)があるか、行政のかわりにサービスを提供する民間組織あるいは住民組織があるか等、相手国の事情をよく勘案してプロジェクトに適切な実施機関を選定	・ 他の類似機関との比較 ・ 実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認	B1、B2、B4 E1~E3 F1~F3 O1、O2
	地方分権化の進展度: 進んだ国では実施機関は中央政府でなく地方自治体も検討されているか。そこには地方自治体の能力強化コンポーネントが含まれているか		A4
	所得水準も踏まえた案件規模の検討: JICAの予算規模、相手国の負担能力に応じた案件規模が検討されているか	JICA本部の方で7月上旬を目処(17年度見込み。今後の年度分については毎年本部に要確認)に、要望調査分に配分出来る次年度予算の目安額を設定されるのでそれを参考にする	A2~A3
	産業構造: 高度化した国では、必要とされる特殊な分野/技術の農業普及への対応が検討されているか	・ マクロデータ分析	A2 D1~D2
	市場の開放度: 高い場合は国際競争力のある作物の導入が検討されているか	・ マクロデータ分析 ・ 制度の把握	H1~H4
	協力形態: 単独協力、セクタープログラムの枠の中で他ドナー等との連携の模索など。民間部門が強い国では民間部門との連携の可能性も検討されているか	・ 関係省庁におけるインタビュー ・ 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	A5
	モデル性: 中進国では周辺国への波及性も含めたモデル性のある案件であるかも考慮されているか(広域協力や第3国への専門家派遣なども考)		
	技術的に可能か(機材が供与される場合、プロジェクト終了後の維持管理が可能か、可能とする体制構築を活動の中に含めているか)		
	援助協調が行なわれている国では、相手国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか		A5
	活動内容・スケジュールに即して、JICAが人や予算を手当するに適したスキームが選ばれているか		
	案件の終わり方が明確にイメージできる活動であるか		
	裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか	・ PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握	(案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(二コース別)」の対応項目	
	農村部住民全体に裨益するアプローチであるか	・直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握	・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか		E1～E3	
	実施機関とその他の相手国政府機関の連携が図られているか			
	投入が少なくても効果が期待できるか			
	対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか		E1～3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法にも配慮した活動であるか		P3、02、G5、c2 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか		I2～3	
5) 投入: それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金				
日本側				
	「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本が協力する意義があるか」、「場所(地)はどこか」などが明示されているか		・国別事業実施計画	
	投入規模の根拠は明確か(同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている場合に根拠はあるか)		A4、B1～B2	
	援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか	・JICAプロジェクトの活動を広く公開することによって、ODAタスクフォース以外から出てくる知見の活用を図る ドナー会合における情報収集	A5	
	JICAの事業としてスキームの選択は適切か	・相手国実施機関とのJICAスキームと提供できる支援に関する協議		
	活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか	・日本及び他ドナー/NGOの既存協力から得られた教訓を活かして検討		
	次年度予算(目安)をもとに検討しているか	・次年度以降に相手国の農業・農村開発分野に割り当てられるJICA予算の確認		
	日本が技術協力を行う意義があるか	・相手国、周辺諸国における既存技術協力(日本及び他ドナー、NGO等)との比較・検討		
相手国側				
	目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期について相手国政府・実施機関と合意しているか	・定例会議の開催 ・相手国の案件採択から実施に至る手続きと年間スケジュールの把握(相手国事情に詳しいナショナルスタッフに確認するなど)	B1～B2	
	ローカルコスト負担	・相手国による要請案件採択(優先順位付け)基準の確認 ・財務省における予算措置の確認 ・セクタープログラムのある国では、セクター内部の予算計画を把握し、要請案件に適用可能な予算の有無を確認	A4、A5、B1～B2	
	実施機関の妥当性(採択後の実施機関の変更は難しいため、要請案件調査段階で十分確認)	・他の類似機関との比較 ・実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認 ・NGOを活用する場合、政府の承認をとる必要がある場合もある ・実施機関の予算措置の確認 フルタイムの実施機関の確認 責任者の取り組み意欲の確認	B1	
6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。				
案件により確認	経済	プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格変動、流通システムの変更可能性など	・政府関係機関や市場・流通関係者などを通して価格情報を入手し、トレンドをみる	K4、K5
	政策・規制	案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策など	・実施機関機関を通して、現行の政策・制度および変更予定などを確認する	B1
	(国際)	自由貿易協定(WTOやFTAなど)や環境に関する国際条約などの締結・進展の案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性	・関係国際機関(世銀・WTO等)へのヒアリングを通して今後のトレンドをおさえておく。他の実施プロジェクトも把握する	H1～H4
	(国内)	市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗はどうか		A4
	人材の定着	実施機関機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか	・人員の定着などに関しては過去の事例を踏まえる	B4
他のプロジェクト	他の関連プロジェクトの有無			
自然環境	自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか			
7) 協力期間				
	予算、案件の規模、スキームに関連づけられているか			
8) 実施体制				
	実施方法、実施時期などについて、相手国の実施機関と基本的な合意がなされているか	・中央政府の誰(省庁、部、課、実施機関名や役職、人数)が何を担当するのか明確にしておく ・対象地域における実質的な実施機関の確認(地方自治体、住民組織等)	B1～B2、B4、01～02	

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニース別)」の対応項目
	「地方分権」の農業・農村開発プロジェクト実施に与える影響の検討	・実施機関がどの程度の予算、人材、事務所スペースなどを確保できるのかを提示してもらったとともに、発掘・形成段階から相手側のオーナーシップを高める	A4 01~02
	中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握と実施体制の検討		
	資源配分(土地、その他自然資源)決定機関の把握とプロジェクトへの関与方法の検討		
	予算に関する確認		B2
	開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳	・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー	
	対象地域への交付金総額とその使途(開発予算、経常予算)	・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手	
	対象地域における予算決定メカニズムの確認(法律と実際)	・実施機関の所掌範囲の把握 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー	
	対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握	・セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性が中央で正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する	
	援助協調の進んだ国では、相手国政府ならびにドナーが合意した方式にそった実施体制であるか	・セクタープログラム策定協議に参加	A5
	周辺地域への波及効果を期待できるように、面的な広がり、様々な関係者への働きかけを踏まえた実施体制となっているか		E1~E3
要請案件調査票3			
関連する援助活動			
	他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか	・ODAタスクフォース内での関連活動の確認 ・ドナー会合における確認	
	JICAの類似案件の確認(他国でも同じような取り組みがなされているれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する)	・他ドナーへのヒアリング ・相手国政府援助担当機関へのヒアリング	
ミレニアム開発目標との関連			
	ポップアップで選択入力		
我が国重要開発課題との関連			
	ポップアップで選択入力		
ジェンダー配慮について			
	社会的弱者である女性や子供、老人に負の影響を及ぼさないか	・PCM手法などの活用、実施済み案件(他ドナーも含む)からの教訓の活用	U1~U3
	新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮		・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する		・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
類似案件からのフィードバック			
	過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか	・案件のデータベース化を進め、JICAの実施済み案件から得られる知見を活用する	
	国際機関やJBIC案件からの知見も活用する	・先行・既存のプロジェクトからの教訓(何が良く/悪いか)が記載されているか。 ・実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかった類似案件の分析結果が反映されているか	
裨益者グループの種類と規模(人数・人口)(可能な範囲で男女別に記載)			
	裨益者の基本情報が述べられているか(グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など)	・対象地域政府機関、住民(農民)組織、小中学校、保健所などを通して情報を得る	A1~A3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
		・直接、裨益者にインタビューする。裨益者が多い場合は、ランダムサンプリング ^(注1) などの統計的手法を用いる	
治安状況			
	近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか	・セキュリティ対策が進んでいるドナーの事例を参考に、対策を改善する	
	治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか		
	国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか	・関係諸機関と情報交換を行う	
その他			
	相手国関係者(中央ならびに対象地域)、日本大使館、JBIC、プロジェクト関係者などの日本の関係者、他ドナーやNGOなどと風通しのよい議論を行い、多様な視点から形成された案件か		
	相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか		
	相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か		

注1：ランダムサンプリングについては例えば以下を参照。http://www.oricom.co.jp/research/re2_1.html

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源					調査項目（対象地域）	入手先												
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	省庁外機関		地方自治体	住民組織	個人農家	その他									
0. 基本項目																					
A1	マクロの経済社会状況	・当該国の概況把握	A1-1 国内総生産(GDP)						a1-1 対象地域の総生産												
			A1-2 1人当たりGDP						a1-2 1人当たり地域総生産												
			A1-3 GDP成長率						a1-3 地域総生産成長率												
			A1-4 1人当たりGDP成長率						a1-4 1人当たり地域総生産成長率												
			A1-5 面積						a1-5 面積												
			A1-6 人口						a1-6 人口												
			A1-7 人口密度						a1-7 人口密度												
			A1-8 人口増加率						a1-8 人口増加率												
			A1-9 ジニ係数						a1-9 地域レベルのジニ係数												
			A1-10 都市化率																		
			A1-11 物価上昇率																		
A2	農業・農村の位置づけ	・当該国に対する農業・農村開発協力の意味を確認	A2-1 農業就業人口 / 総就業人口					FAOSTAT	a2-1 農業就業人口 / 総就業人口												
			A2-2 農産物輸出 / 総輸出						a2-2 農産物輸出 / 総輸出												
			A2-3 農業GDP比率						a2-3 農業 / 地域総生産比率												
A3	農業の特徴	・協力の方向性の検討に活かす ・農村部の主たる生業の把握	A3-1 地形・地勢図						a3-1 地形・地勢図												
			A3-2 農業人口（男女別）					FAOSTAT	a3-2 農業人口（男女別）												
			A3-3 農業部門GDP					FAOSTAT	a3-3 農業部門地域総生産												
			A3-4 農業部門GDP成長率					FAOSTAT	a3-4 農業部門地域総生産成長率												
			A3-5 土地利用					FAOSTAT	a3-5 土地利用												
			A3-6 農地所有・保有規模別世帯数						a3-6 農地所有・保有規模別世帯数												
			A3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など）						a3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など）												
			A3-8 農産物輸出額・輸入額					FAOSTAT	a3-8 農産物輸出額・輸入額												
			A3-9 農産物価格指数						a3-9 農産物価格指数												
			A3-10 年間平均降雨量						a3-10 年間平均降雨量												
			A3-11 食料自給率					FAOSTAT	a3-11 食料自給率												
A4	農業・農村開発の影響を与える改革	・行政財政改革などの動きを把握	A4-1 地方分権化の進展						a4-1 地方分権化の進展												
			A4-2 その他の行財政改革の進展						a4-2 その他の行財政改革の進展												
A5	援助における日本の立場の把握	・当該国政府とドナーの関係の把握	A5-1 援助依存度（総援助額 / 総歳入）						a4-1 地域におけるドナー及びNGOの活動												
			A5-2 援助協調（財政支援、セクタープログラム実施状況）																		
1. 持続可能な農業生産																					
1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上																					
B1	農業政策の立案・実施能力	・C/P機関としての能力の判断 ・政策の実現性の判断	B1-1 現行の農業・農村開発政策、開発計画の概要、体系						b1-1 現行の地域開発計画/農業開発計画の概要、体系												
			B1-2 過去の農業・農村開発政策、開発計画の評価（数値目標の達成率）																		
			B1-3 農業・農村開発政策・計画策定手順・時期・担当部局																		
			B1-4 農業関連法規の体系の概要																		
			B1-5 農業関連法規の遵守、執行体制																		
			B1-6 策定人員の人数、学歴、実務経験																		
B2	農業財政策の立案能力	・農業分野における公的資金メカニズムの把握 ・農産物価格統制にかかる公的介入度の見極め	B2-1 農業・食料分野予算（種類・金額）						b2-1 歳入（課税対象、種類、金額）												
			B2-2 補助金（種類・基準・金額）						b2-2 予算策定手順・時期												
			B2-3 歳入（課税対象、種類、金額）																		
			B2-4 価格政策の概要（買上、売渡、在庫）とパフォーマンス																		
			B2-5 公的価格と市場価格との差																		
			B2-6 予算策定手順・時期																		
			B2-7 国内需給予測能力（過去の予測精度）																		
			B2-8 国際市場動向予測能力（過去の予測精度）																		

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	調査項目（対象地域）				調査項目（対象地域）					
			調査項目		入手先		調査項目		入手先			
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	既存情報源	地方自治体	省庁出身機関	住民組織	個人農家	その他
B3	農業統計関連政策立案能力	・案件の根拠となるデータの取得可能性の検討	B3-1 農業統計（種類、対象、刊行機関）					b3-1 各地域の統計の種類、保有機関				
			B3-2 整備方法					b3-2 全国統計の地域での集計方法、プロセス				
			B3-3 時期（刊行期間）									
B4	行政人材育成	・行政官の実施能力向上のための施策の把握	B4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど）					b4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど）				
1-2 農業生産の拡大と生産性の向上												
1-2-1 生産基盤の整備と維持管理												
C1	農地の開発・整備状況	・新規の開墾・開拓、地目・作目転換、灌漑面積拡大などに対応できているか	C1-1 土地利用、農地利用の変化					c1-1 土地利用、農地利用の変化				
			C1-2 土地制度（所有、賃貸借に関する法制度）					c1-2 地域の伝統的土地制度				
			C1-3 農産物需要の推移					c1-3 農産物需要の推移				
			C1-4 各作物作付面積					c1-4 各作物作付面積				
			C1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積）					c1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積）				
			C1-6 灌漑耕作地面積					c1-6 灌漑耕作地面積				
			C1-7 農家あたりの平均耕作面積					c1-7 農家あたりの平均耕作面積				
			C1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容					c1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容				
C2	農地の保全状況	・土壌流出や塩害などによって地力の低下、単収の低下などが起こっていないか、それらを防ぐことができているか	C2-1 農地保全のための政策・戦略・施策					c2-1 土地利用の変遷				
			C2-2 農地保全のための関連法規					c2-2 単収の推移				
								c2-3 傾斜地の利用方法				
								c2-4 問題（土壌流出、塩害など）別被害額				
								c2-5 問題ごとの保全への取り組み（テラス、チェックダムなど）				
C3	灌漑・排水施設の整備状況	・灌漑、排水能力の低下が起こっていないか、新規の敷設が必要か	C3-1 灌漑整備のための戦略・計画・施策					c3-1 耕作面積/灌漑面積				
			C3-2 灌漑にかかる関連法規					c3-2 灌漑地/非灌漑地単収				
			C3-3 耕作面積/灌漑面積					c3-3 灌漑方式別面積/農家数				
								c3-4 灌漑受益農家数				
C4	水利組合の機能状況	・灌漑施設及び水管理を農民自身が行えているか	C4-2 水利組合参加数					c4-2 水利費・維持管理費の徴収率				
			C4-3 水利費支払農家数					c4-3 水利組合参加数				
			C4-4 作業別参加率					c4-4 水利費支払農家数				
			C4-5 中央省庁管理下の水利施設					c4-5 作業別参加率				
			C4-6 水利利用あるいは水利権にかかる法規					c4-6 自治体が管理している水利施設				
								c4-7 組織の成立過程、既存組織との関係				
								c4-8 水の分配（水不足、水争い）				
C5	畜産生産基盤	・畜産分野での増産、品目転換、新規参入などを行うための基盤があるか	C5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援）					c5-1 家畜の種類、頭数				
			C5-2 畜産技術普及制度の有無、内容					c5-2 飼育形態（放牧・舎飼い）別農家数、頭数				
							c5-3 畜産経営規模別分布					
							c5-4 食肉処理場の場所、規模、数					
							c5-5 畜産品保管倉庫の場所、規模、数					
							c5-6 畜産物需要・供給・輸入・輸出（種類、量、金額）					
							c5-7 エサの賦存状況（飼料、草地：規模、数）					
							c5-8 畜産関連資材（フェンス、畜舎）の賦存状況					

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
			調査項目	入手先				調査項目	入手先			
1-2-2 試験研究・技術開発の強化												
D1	試験研究機関の機能状況	・生産、加工、保存などの技術開発を行ううえで必要な研究機関と人材があるか	D1-1 予算（中央及びゾーン別）					d1-1 予算（自治体の試験研究機関）				
			D1-2 研究内容（中央及びゾーン別）					d1-2 研究内容（自治体の試験研究機関）				
			D1-3 研究組織（中央及びゾーン別）					d1-3 研究組織（自治体の試験研究機関）				
			D1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（中央及びゾーン別）					d1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（自治体の試験研究機関）				
			D1-5 過去に開発された有用技術の代表例（中央及びゾーン別）					d1-5 過去に開発された有用技術の代表例（自治体の試験研究機関）				
D2	生産技術	・政府関係機関及び在野（篤農家）において適正技術の開発が行われているか	D2-1 生産技術向上のための政府機関及びその生産技術内容					d2-1 各作物の単収				
			D2-2 政府機関が開発した技術の普及状況					d2-2 生産資材投入量（農家当たり、面積当たり）				
								d2-3 農家あたりの耕作機械利用時間数				
								d2-4 労働生産性				
D3	植物遺伝資源の保全状況	・将来品種改良を行うための植物遺伝資源が保全されているか	D3-1 遺伝資源保全のための政府機関及びその内容					d3-1 対象自治体の研究機関の遺伝資源保有数				
			D3-2 政府機関による遺伝資源保全取扱い件数					d3-2 対象地域の各作物の在来品種（種類、数、分布）				
			D3-2 国内の在来品種（種類、数、分布）と保全対象品種									
D4	ポストハーベスト技術	・収穫後のロス、品質低下を防ぐ技術があるか、付加価値を高める技術があるか	D4-1 ポストハーベスト技術向上のための政府機関及びその技術内容					d4-1 ポストハーベストレロスの量と原因（貯蔵、流通、精製（精米）、加工など）				
			D4-2 政府機関が扱うポストハーベスト技術の普及状況					d4-2 対象一次産品の品質（異物混入率、品質保持期間など）				
								d4-3 既存の加工技術、加工製品				
								d4-4 原料と加工品との価格差				
D5	畜産技術	・畜産分野において、増産、品目転換をすすめる、付加価値を高める技術があるか	D5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援）					d5-1 家畜生産量・生産額（農家当たり、面積当たり）				
			D5-2 畜産に関する試験研究機関の数、研究員数、予算					d5-2 畜産農家の経営規模別分布				
								d5-3 各家畜における技術（酪農であれば搾乳技術など）の種類とその水準（篤農家との差）				
								d5-4 家畜の病気と被害額				
								d5-5 獣医数、薬品などの入手可能性				
1-2-3 農業普及の強化												
E1	農業普及体制	・改善された農業技術、農業経営を農家に普及させる体制があるか	E1-1 中央政府の普及機関の機能状況					e1-1 普及員数（州あたり、農家当たり）				
			E1-2 中央政府の普及のための予算					e1-2 普及員の定着率（定着期間）				
			E1-3 中央政府の普及システム									
E2	農業普及方法	・農家に技術、経営が定着しているか	E2-1 中央政府の普及方法					e2-1 ワークショップ等開催状況、受講者数				
			E2-2 中央政府による普及技術の内容					e2-2 普及員の農村巡回状況				
								e2-3 指導された技術の利用者（取得者）数				
								e2-4 技術、経営の改善状況（単収の増加、生産費の低減など）				
E3	普及員の人的能力構築	・普及員の研修が適切に行われ、その結果として指導能力が向上しているか	E3-1 普及員養成機関の分布、所管省庁（部局）					e3-1 普及員の研修受講経験				
			E3-2 普及要請のためのカリキュラム、技術指導項目、生徒数、教官数、予算、授業料					e3-2 普及員の習得技術の適用状況				
			E3-3 普及員のバックグラウンド（学歴、性別）									
1-2-4 農家経営の改善												
F1	経営能力	・経営の拡大、改善が行われているか	F1-1 農家経営改善のための中央政府施策の有無及びその内容					f1-1 経営規模（面積、生産額：収益率）				
							f1-2 農家経営内容（主要換金作物、農産加工品、流通経路）					
F2	農業金融	・経営を拡大、改善するために農業金融が用いられているか	F2-1 農業金融、マイクロクレジット等の金融制度					f2-1 農業金融の種類・規模				
							f2-2 利用率、利用者数					
							f2-3 利用額、利率					
							f2-4 返済率					
							f2-5 信用割当の有無					

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）											
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家	その他							
		調査項目	入手先				調査項目	入手先										
F3	農民組織化	・個人で対応できない問題に組織を形成して取り組んでいるか、ただ乗りを防ぐ方法があるか	F3-1	農民組合にかかる中央政府の制度					f3-1	組織の種類・目的・組織率								
			F3-2	農民組合にかかる関係法規						f3-2	組合員の活動参加率							
											f3-3	組合機能に関する組合員満足度						
1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善																		
G1	農業機械・農機具	・農業生産資材へアクセス可能か、適正な水準で用いられているか、投入することで単収の増加などの効果が表れているか	G1-1	農業機械の需要と供給状況						g1-1	農業機械・農機具使用の現状							
											g1-2	農業機械の賃貸システムの有無と状況						
G2	種子の安定供給	・種子が安定供給されているか、あるいは、その体制が整っているか	G2-1	改良種子の普及率							g2-1	種子の種類と特性（地域の伝統的種子も含める）						
			G2-2	改良種子の普及政策（生産物の買い上げ、種子購入への支援、補助金）								g2-2	圃場条件別種子使用基準、使用量					
												g2-3	種子種類別（伝統種子、HYV）の使用量（農家当たり、haあたり）					
												g2-4	種子種類別の単収					
												g2-5	種子価格					
												g2-6	入手先（業者、自家採取、組合、市場）					
G3	農薬の適切な利用	・農薬の適切な利用がなされているか	G3-1	国内生産量、価格							g3-1	病害虫の発生頻度、被害額						
			G3-2	農薬使用に関する技術普及の有無、内容								g3-2	農薬の種類別特性（対象病害虫、散布方法、時期・期間など）					
			G3-3	農薬の使用に関する法令及び安全（残留）基準									g3-3	農薬の使用量（農家あたり、haあたり）				
													g3-4	農薬の価格、購入先（業者、組合、市場）				
													g3-5	減農薬に向けた取り組み（総合害虫防除など）				
G4	肥料の安定供給・適正利用	・肥料が安定供給されているか、適正に利用されているか	G4-1	肥料の国内生産の有無、有りの場合は種類別生産量、販売価格							g4-1	肥料の種類、投入量						
			G4-2	肥料生産工場への支援方法、補助金								g4-2	肥料の種類別購入先（業者、自家堆肥、組合、市場）、価格					
			G4-3	国際価格、輸入量														
G5	畜産資材の安定供給	・畜産資材が安定供給されているか	G5-1	畜産施設の規模、分布、所有者（政府系機関/民間）							g5-1	施設建設、資材購入のための資金調達方法（利子、担保、返済期間など）						
			G5-2	畜産資材の種類、製造元、価格														
			G5-3	畜産資材供給への政策的支援（補助金など）														
			G5-4	放牧地・草地の分布・面積														
1-3 輸出促進策の強化																		
H1	輸出政策立案能力	・有望な輸出農産物があるか、国際競争力があるか、国際市場の動向に対応できているか、情報は収集・分析できているか	H1-1	農産物輸出入政策														
			H1-2	農産物貿易量（輸出入）														
H2	輸出制度・体制の整備状況	・輸出制度・体制は整備されているか、輸出の促進要因になっているか	H2-1	各農産物ごとの輸入関税、輸出税、数量制限							h2-1	輸出農産物の生産状況、年次変動						
			H2-2	輸出関連政府組織と許認可								h2-2	出荷組織の収集規模、参加人数、資金など					
			H2-3	取り扱い品目別の輸出業者の規模、数								h2-3	輸出経路（国内における経路）					
			H2-4	構造調整以降の動向														
H3	輸出競争力	・農産物の国際競争力があるか、国産農産物の国際市場への参入ポテンシャルはあるか	H3-1	主要輸出農産物の品目と輸出量							h3-1	輸出品目の現行生産費、生産費低減の可能性						
			H3-2	国際市場における他国産品とのグレード、価格差														
			H3-3	輸出先・輸入先（国名・割合、数量）														
			H3-4	国際価格と国内価格														
			H3-5	輸出品目の流通経費														
H4	国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力	・国際市場対応力は向上しているか、流通網は発達しているか	H4-1	国際市場・価格動向														
			H4-2	需給動向（国内・相手国）														
			H4-3	相手国内流通情報システム														
			H4-4	FTAなどの貿易協定と関税率、数量制限、緩和期限														

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
1-4 環境配慮の向上												
11	農業から排出される廃棄物の処理と有効利用		I1-1 環境規制法規					i1-1 各種農業廃棄物（畜産糞尿など）の処理方法、再利用方法				
			I1-2 環境基準の内容					i1-2 環境基準の遵守状況				
12	肥料・農薬などのによる環境負荷	・農業生産によってどのような環境問題が引き起こされているか、逆にどのように環境保全に役立っているか、負の影響を最小化するために適切な基準の設定が行われているか、知識、技術の普及が行われているか	I2-1 環境問題の発生地域とその内容（環境・人体への悪影響の有無、内容、程度、頻度）					i2-1 肥料・農薬の投入量				
			I2-2 肥料・農薬の種類別投入基準・残留基準					i2-2 減農薬・有機農法への取り組み例と効果、収益性				
			I2-3 技術普及（農薬・肥料などの）時の環境配慮に対する指導内容									
13	多面的機能の維持・発現、環境教育		I3-1 多面的機能として認知されている機能の種類、発生場所（田、森林など）					i3-1 自治体による環境対策の有無及びその内容				
			I3-2 自然保護地域									
			I3-3 砂漠化率									
			I3-4 水質汚染物質濃度									
			I3-5 森林減少率									
			I3-6 環境教育回数、対象（学生、農民など）、人数、内容									
1-5 農業関連高等教育の強化												
J1	教育活動	・農業関連教育機関の農業・農村開発とのリンクはあるか	J1-1 カリキュラム					j1-1 自治体の農業高等教育機関				
			J1-2 教員数									
			J1-3 農業高等教育機関数、学生数、その進路									
J2	研究機能		J2-1 農業研究機関数、研究員数（学位）、予算					j2-1 自治体の農業研究機関及びその研究内容				
J2-2 研究機関によって開発された技術												
J3	マネジメント		J3-1 農業高等教育機関、研究機関におけるマネジメントの仕組み・制度					j3-1 自治体の農業研究機関及びその研究内容				
J4	関係機関や地方・地域との連携状況		J4-1 農業高等教育機関、研究機関と他の機関との間の共同事業、受委託事業の有無、内容					j4-1 自治体の農業研究機関及びその他研究機関との連携				
J5	普及拠点としての機能強化		J5-1 農業高等教育機関、研究機関と普及制度との関係（フィードバック関係）					j5-1 自治体の農業研究機関及びその研究の活用状況				
2. 安定した食料供給												
2-1 食料需給政策の策定												
K1	国民栄養	・食料需要に対応できているか、そのために適切な食料安全保障政策・制度が整っているか	K1-1 食料安全保障政策、戦略、計画の有無、及び内容									
			K1-2 一人当たりのカロリー摂取量									
			K1-3 栄養不足人口、栄養不足比率									
			K1-4 子供、成人のBMI（Body Mass Index）									
K2	食料生産・流通統計の整備	・食料需要を把握するための統計は整備されているか	K2-1 統計の種類、対象（農産物など）									
			K2-2 統計サンプル収集プロセス、予算、人員									
K3	主要食料需給状況の把握	・食料需要に対応できているか、将来の食料需要に対応可能か	K3-1 各農産物の生産量（過去、現在、将来）									
			K3-2 各農産物の輸出・輸入量（過去、現在、未来）									
			K3-3 各農産物の需要量									
			K3-4 人口増加率									
			K3-5 所得増加率									
K4	流通・市場関連法令・制度の整備状況	・食料需要に対応するための法令・制度は整備されているか	K4-1 輸出入に関する法令、許認可					k4-1 民間貿易関連業者、流通業者への法令の影響				
			K4-2 食料流通に関する法令、許認可									
			K4-3 買入、売渡の方法と価格水準の決定方法									
			K4-4 中央政府から地方政府への食料の分配方法									
K5	農産物価格政策	・食料需要に対応するための農産物価格及び分配への公的介入はあるか	K5-1 食料管理制度の法令と概要					k5-1 農家の価格への反応（作付面積、生産量、品目の選択の変化）				
			K5-2 買入、売渡の方法と価格水準の決定方法									
			K5-3 中央政府から地方政府への食料の分配方法									
			K5-4 構造調整、WTOとの関連									

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
K6	食料備蓄計画の整備状況	・緊急の食料需要への対応策はとられているか	K6-1 適正備蓄水準とその根拠					k6-1 民間備蓄量				
			K6-2 在庫量					k6-2 農家備蓄量				
			K6-3 純輸入量									
			K6-4 輸入制度									
			K6-5 食料輸入の容易さ（食料輸入額、財・サービスの輸出総額、外貨準備高）									
			K6-6 国内食料買入制度									
2-2 食料流通機能の整備												
L1	流通市場の整備状況	・農産物が地域間で過不足なく市場メカニズムによって分配されているか、スムーズな移動が可能か、流通中の品質低下やロスが起っていないか	L1-1 主要農産物別流通経路					I1-1 主要農産物別流通経路				
			L1-2 流通業に対する規制					I1-2 流通方法（業者、組合、個人、公的機関）				
			L1-3 流通業者の産業構造（規模、占有率、流通経路別業者数など）					I1-3 流通経路別価格				
			L1-4 流通方法（業者、組合、個人、公的機関）					I1-4 市場までの距離				
			L1-5 流通経路別価格									
L2	流通施設・設備の管理と利用状況	・流通施設・設備は機能しているか	L2-1 流通施設の種類の管理（公共/民間）					I2-1 流通施設の種類の管理（公共/民間/協同組合）				
			L2-2 各流通施設の利用者数、利用料金					I2-2 各流通施設の利用者数、利用料金、管理システム				
L3	市場流通情報システムの整備状況	・市場メカニズムが機能するための市場情報は生産者の間で共有されているか	L3-1 価格の伝達方法					I3-1 価格の伝達方法				
			L3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容					I3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容				
			L3-3 民間流通業者の情報入手方法									
L4	輸送体制の整備状況	・物理的な流通機能は発達しているか	L4-1 輸送インフラ別の整備状況					I4-1 輸送インフラ別の整備状況				
			L4-2 コールドチェーンの有無					I4-2 コールドチェーンの有無				
L5	備蓄体制	・国家備蓄体制は整っているか	L5-1 適正な在庫水準									
			L5-2 過去10年間の在庫水準									
			L5-3 国民1人当たり供給量の変動									
			L5-4 最大カロリー供給食料									
2-3 輸入体制の整備												
M1	検疫・防疫体制	・適切な防疫基準で輸入が行われているか	M1-1 農産物別輸入量、輸入額、相手国									
			M1-2 農産物別輸入制限（数量制限、関税など）、輸入機関（民間以外の場合）、許可の内容									
			M1-3 輸入禁止病害虫（検査上輸入禁止の農産物）、検査方法、検査人員、検査設備									
			M1-4 各農作物・畜産物の病害虫（種類、被害額）									
M2	インフラ整備	・適切な輸入農作物の市場流通管理ができていないか	M2-1 輸入農産物流通経路									
			M2-2 流通経路別インフラ整備状況（保管庫など）									
2-4 援助食料の適正な利用												
N1	援助食料の分配システムの構築状況	・緊急時の食料の調達と分配が適切に行われているか、緊急時への備えがあるか、不足地域の情報を適切に把握できるか	N1-1 食料援助量									
			N1-2 援助食料の地域への割り当て方法・標準									
			N1-3 過去の被害状況									
			N1-4 ターゲティング手法									
			N1-5 食料価格政策									
			N1-6 地域別在庫水準									
			N1-7 近隣の集積地からの輸送経路の状況（距離、舗装率、災害時の通行状況）									
N2	モニタリングシステムの構築状況	・食料安全保障のためのモニタリングシステムが整備されているか	N2-1 過去の作物被害状況					n2-1 過去の作物被害状況				
			N2-2 過去の飢餓発生率（地域別）					n2-2 慢性的食料不足家計数、分布、特徴				
			N2-3 脆弱な地域の食料安全保障に関する指標					n2-3 主要食料（穀物）の生産状況				
			N2-4 地域別在庫水準					n2-4 降水量などの自然状況				
			N2-5 設定された指標					n2-5 土地なし農民数				
			N2-6 食料との交換で生計を立てている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格					n2-6 食料との交換で生計を立てている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格				

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	地方自治体	省庁出身機関	住民組織	個人農家	その他	
			調査項目	入手先				調査項目	入手先			
3. 活力ある農村の振興												
3-1 農村振興関連政策の推進												
01	国レベルの調整・実施能力	・中央省庁に複数の省庁を調整する機能があるか（特に農村開発案件）	01-1 農村振興政策・施策の有無及び内容					01-1 農村振興関連省庁出先機関の職員数、配置、予算				
			01-2 中央省庁に権限のある分野及び施策（農業普及など）					01-2 地方の農業・農村開発計画の策定方法				
			01-3 農村振興関連省庁の組織図と人数					01-3 農村人材育成のための中央政府による研修制度の活用状況				
			01-4 省庁職員の採用方法、給与					01-4 農村主導の地域振興への中央行政の支援状況				
			01-5 中央政府の農村振興にかかる予算制度（貧困地域に対する予算の傾斜配分制度の有無など）									
02	地方地域レベルの調整・実施能力	・地方行政組織は農村活性化のために重要な役割を担っているか						02-1 地方自治体の農村振興にかかる権限				
								02-2 地方自治体の職員数、配置、予算、歳出・歳入（経常予算、開発予算）				
								02-3 地方の農業・農村開発計画の策定方法				
								02-4 予算策定方法（従事者、時期、最終決定者）				
								02-5 農村主導の地域振興への自治体行政の支援状況				
3-2 農外所得の向上												
P1	村落商工業の現状	・村落商工業の現状はいかなるものか	P1-1 村落商工業の分布					p1-1 村落商工業の分布				
			P1-2 村落商工業の業容の統計					p1-2 村落商工業の業容の統計				
P2	職業訓練機会の有無	・職業訓練需要に対する供給は十分か	P2-1 職業訓練政策の有無及びその内容					p2-1 職業訓練校数、カバーする分野、受入可能人数				
			P2-2 職業訓練教育の体制					p2-2 職業訓練校の修了後の就職先、就職率				
			P2-3 職業訓練需要と訓練校の数					p2-3 その他の職業訓練機会				
P3	農村雇用情報	・農村の雇用機会は生計を維持するのに十分か	P3-1 労働統計（都市部、農村部別）					p3-1 対象地域における生業（出稼ぎなども含む）の把握				
			P3-2 失業率及び失業理由（都市部、農村部別）					p3-2 世帯レベルの所得源（農業の内訳、非農業）				
			P3-3 主な農村雇用機会					p3-3 非農業収入の割合と内容				
			P3-4 地域別の農家収入									
P4	特産品生産活動の現状	・国レベル、地域レベルの特産品は何か、需要に基づいた生産か	P4-1 国の特産品（輸出向け特産品）					p4-1 地域特産品の生産量、出荷状況				
			P4-2 輸出向け特産品の生産量、輸出量					p4-2 地域特産品出荷高の国内需要と国外輸出の割合				
			P4-3 特産品の輸出高に占める割合									
P5	農村金融整備と情報の提供	・農村金融へのアクセスは十分か、十分活用されているか	P5-1 農村金融にかかる制度、法令の有無及びその内容					p5-1 農村金融へのアクセスの有無				
			P5-2 農村金融にかかる農民への情報提供システムの有無					p5-2 農村金融の返済率				
								p5-3 農村グループなどによるマイクロクレジットの活用状況				
3-3 農産品加工業の振興												
Q1	加工施設の整備状況	・加工施設整備を促進するための政府の介入はあるか、実際に存在する加工業は何か	Q1-1 農産加工業振興政策、計画、施策の有無					q1-1 事業数（加工品別）				
								q1-2 平均生産規模				
								q1-3 平均雇用人数				
								q1-4 生産設備				
Q2	民間加工会社の発達度	・民間加工会社の設立状況、経営インセンティブは何か	Q2-1 加工業への民間による投資インセンティブ付与の有無					q2-1 民間加工会社数（本社、支社、工場別）				
			Q2-2 競合他社による製品の生産量、品質、価格、マーケットシェア					q2-2 民間加工会社の規模				
Q3	加工品安全基準の整備状況	・加工品の品質管理は十分か	Q3-1 加工品安全衛生基準の有無					q3-1 加工品の品質				
			Q3-2 加工品安全衛生基準の適用状況					q3-2 加工技術				
Q4	農産品加工に関するマーケティング能力	・農産加工品が需要ベースで生産されているか	Q4-1 関連する政策・制度					q4-1 農産加工品の種類、生産量、出荷量、出荷先				
			Q4-2 市場での農産加工品の需要動向					q4-2 資金調達（調達額、利子、返済率、返済期間）				
3-4 農村インフラの整備												
R1	農村道路の整備状況	・農村道路の整備は十分か	R1-1 地方道路整備キ口数					r1-1 幹線地方道路までのアクセス道路の利用頻度（雨期と乾期）				
			R1-2 地方道路利用車両数					r1-2 農村によるアクセス道路あるいはフィーダー道路の維持管理システムの有無及び機能状況				

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	省庁出身機関	住民組織	個人農家	その他	
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
R2	農村電化、給水施設の整備状況	・農村住民の水・電気へのアクセスは十分か	R2-1 発電量及び輸送量・電線延長					r2-1 電力供給戸数（発電機は含まない）、電力供給率/安全な水へのアクセス戸数、給水率				
			R2-2 農村電力/給水需要（Willing to Pay）					r2-2 供給水もしくは井戸水の管理組合の有無、機能状況				
			R2-3 維持管理組合加入者数					r2-3 利用者負担システムの有無、機能状況				
R3	電話などの通信インフラの整備状況	・農村住民の情報へのアクセスは十分か	R3-1 電話加入者数					r3-1 電話加入者数				
			R3-2 ラジオ保有台数					r3-2 ラジオ保有台数				
			R3-3 ラジオ局数					r3-3 ラジオ局数				
R4	集落公共事業の実施状況	・農村住民出資による農村インフラ整備は現実的か					r4-1 農村住民共同出資の施設の有無、維持管理状況					
3-5 農村環境の保全												
S1	里山、河川、沿岸の環境保全状況	・農村住民に環境保全への意識は存在するか、環境保全のためのインセンティブはあるか	S1-1 環境保護法令の有無					s1-1 自治体による環境保護条例の有無、適用状況				
			S1-2 環境特別保護区の有無、予算措置					s1-2 主な環境問題と農村住民による取り組み状況				
			S1-3 環境保護補助金の有無、活用状況					s1-3 農村住民にとっての環境保全のインセンティブ				
3-6 生活改善の推進												
T1	普及体制	・生活改善が普及するポテンシャルはあるか	T1-1 生活改善のための政府の施策の有無					t1-1 生活改善員の数				
			T1-2 生活改善員の数、年間採用数					t1-2 農村における生活改善員の役割				
			T1-3 生活改善員の配置状況					t1-3 農村住民による生活改善の重要性の認識				
T2	普及手法	・生活改善は効果的に普及しているか	T2-1 生活改善員の研修、訓練方法					t2-1 生活改善員と農業普及員の連携の有無				
								t2-2 生活改善員が個別農村家庭を訪問する頻度				
3-7 村落共同体活動の推進												
U1	集落活動	・対象地域の文脈に沿って案件を実施できるか ・案件の実施を阻害する要因はなにか	U1-1 村落共同体活動を支援する政府機関の有無					u1-1 既存の村落住民組織の数と種類、その目的				
			U1-2 村落共同体活動を支援する政府機関の活動内容					u1-2 村落住民組織への住民の加入率				
U2	文化的基盤	・対象地域の文化的基盤は案件を受け入れることができるか	U2-1 国内の宗教・文化圏及びその地理的な影響範囲					u2-1 地域における伝統的権力構造				
			U2-2 特殊文化圏、保護対象文化圏の有無					u2-2 地域における伝統的社会構造				
			U2-3 伝統支配と新しい文化の共存状況					u2-3 伝統支配と新しい文化の共存状況				
U3	各種提案事業の推進状況	・村落による提案事業は政府により支援されているか	U3-1 政府の村落事業への支援（補助金、人材育成など）					u3-1 村落開発計画の有無				
			U3-2 村落開発計画の策定義務の有無					u3-2 村落開発計画策定プロセスにおける地方自治体の役割				
			U3-3 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況					u3-3 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況				
3-8 住民の保健水準の向上												
V1	保健・医療サービスの現状	・農村住民の保健・医療サービスへのアクセスは十分か	V1-1 保健セクター計画の有無					v1-1 農村住民の健康（母子の栄養状態、疾患別罹患状況など）				
			V1-2 保健医療システム					v1-2 子供の健康（予防摂取状況など）				
			V1-3 プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況					v1-3 プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況				
V2	健康知識の普及状況	・健康知識の普及体制は確立されているか	V2-1 国家普及システムの有無					v2-1 ヘルスワーカーあるいは生活改善員の数				
				V2-2 ヘルスワーカーの数、採用状況、普及における役割					v2-2 プライマリ・ヘルスケアにかかる情報へのアクセス			
V3	HIV/AIDSの予防とコントロール	・HIV/AIDSの予防体制は確立されているか	V3-1 HIV/AIDS予防のための政府の施策					v3-1 農村住民のHIV/AIDSへの認識度				
			V3-2 HIV/AIDS予防教育、メディアの活用状況					v3-2 HIV/AIDS予防への取り組み状況				
			V3-3 HIV/AIDS予防への民間の協力状況									
3-9 住民の教育水準の向上												
W1	基礎教育	・基礎教育は十分に普及しているか	W1-1 教育セクター計画の有無					w1-1 就学適齢児童の初等教育就学率(NER)及び初等教育総就学率(GER)				
			W1-2 正規教育システム					w1-2 農村住民の識字率				
			W1-3 非正規教育システム（成人識字教育など）					w1-3 農村における非正規教育の実施状況				

チェック項目		確認目的	調査項目（中央）				既存情報源				調査項目（対象地域）				
			調査項目		入手先		調査項目		入手先		地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家	その他
W2	教育サービスの拡充	・農村における教育ニーズは充足されているか	W2-1 教育施設の充足度（教室、その他の学校施設）					W2-1 初等教育施設の充足度（教室：児童比率）							
			W2-2 有資格教員の充足度（教師：児童比率）					W2-2 教育サービスの充足度（児童：教科書比率、児童：教師比率など）							
			W2-3 カリキュラムの内容					W2-3 農村部における非正規教育機会の有無及び活用状況							
			W2-4 非正規教育サービスの供給状況												
W3	教育に対する理解	・農村部では、十分に教育の重要性を認識しているか	W3-1 教育への理解促進のための政府の施策					W3-1 学校委員会あるいはPTAの有無、活動状況							
							W3-2 農村家計支出における教育支出の比率								

3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例

目的

- ・協力が対象地域にある既存の資源管理システムを壊さないかを検討するための情報収集。
- ・案件によってもたらされる利益の管理・配分・蓄積がどのように行われるかを予想するための情報収集。

	中央	対象地域	質問例&回答例（数値に現れない項目）
(1) 自然資本			
	・災害あたりの死傷者数	・災害あたりの死傷者数	「2.案件形成に必要な情報収集のための チェックリスト」参照
	・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・）	・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・）	
	・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化）	・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化）	
		・気温（最高、最低、平均）	
		・標高	
		・湿度	
		・地形（傾斜度）	
		・地下水	
		・河川・湖沼	
		・土壌肥沃度	
		・排水状況	
		・燃料資源(薪炭材、牛糞等)	
		・自然災害の種類	
		・土地利用（未開墾地・休耕地等の有無）	
		・町（市場）からの距離	
		・牧草	
	・農作物		
	・家畜		
	・漁獲量		
	・耕地面積		
	・作付面積		
	・草地面積		
	・森林面積		
(2) 社会資本			
1) 対象地域を取り巻く制度	・土地の分配状況（土地台帳） ・農業普及情報センター数	・（伝統的な）土地の管理・分配システム 栄養改善、健康保健など生活改善サービスの提供状況	参与観察を通じた確認（時間がかかる） ・何らかの普及サービスを受けたことがあるか？ ・いつ、誰から何を教えてもらったか ・どれくらい頻りに普及員は来たか ・無料だったか、有料だったか ・何を学んだか ・農業生産に関して困った時、どうするか？
	・一人当たり農業普及員の担当世帯数		・1日に何件の農家を回るか？その交通手段は？（徒歩、自転車等） ・週に何回農家を訪問するか（季節ごとに） ・普及員の給料で生計を維持できるか ・他の代替的な収入活動の有無（例：農業）
2) 対象地域に内在する制度		・一般的な互助システム	例えば「食料不足・資金不足・労働不足時」の対応方法を確認 Q:「食べ物が無いとき」「お金が無いとき」「人手が足りないとき」どうするか？ A: ・同年齢男性グループによる労働力を借りる ・女性グループによる労働力を借りる ・村の伝統的な穀物銀行から穀物を借りる ・知人にお金を借りる
		・社会的弱者に対する互助システム	Q: 自然災害（対象地域に特有の自然災害名を入れる）にあったとき、どうするか？ A: ・集落の長に助けを求める ・金持ちの親戚に助けを求める ・土地の有力者に助けを求める
		・リーダーの選出方法	Q: ・誰が（調査対象組織、コミュニティ等の）主なリーダーか（フォーマルとインフォーマルなリーダーを明らかにする）。 ・なぜ、その人物が選出されたのか。 ・該当組織の中におけるリーダーの役割は何か。
		・既存グループの形成過程	既存のプロジェクト（検討中の案件と類似プロジェクト）で形成されたグループがある場合、 ・グループのメンバーはどのように選出されたのか（特にプロジェクト側からの指図もなく、村の住民が自由にグループを形成する場合、対象地域社会の特性が出る場合がある） ・グループに入っていない人は誰か（例：表面的には見えない社会制度が現れる場合もある）
		・コミュニティの意思決定システム	Q:（案件に係る資源、例えばコミュニティの土地や水）の活用に関する意思決定権をもつのはだれか？
		村落の最終意志決定者（グループ）の有無	Q:（検討中の案件の）活動を行う場合、誰の許可を得る必要があるか

	中央	対象地域	質問例&回答例（数値に現れない項目）	
		・情報伝達システム	Q: 村の決まり事はどのように伝えられるのか A: ・各世帯の長老がそれぞれの世帯メンバーに伝える ・既存プロジェクトで形成されたグループを通じて ・小学校の掲示版	
3) 社会構造	・収入別世帯数	Wealth ranking (対象地域における「富」の定義の確認と、それに沿った貧富格差の)	Q: 対象地域で豊かな人は誰か、それはなぜか。 A: ・牛の保有頭数、保有土地面積、ナツメヤシの保有数（モーリタニアのオアシス）、エンセートの保有数（エチオピア南部）	
	・ジェンダー	・女性筆頭農家の割合 女性の労働状況（特に男性不在時） ・男女の分業形態	・女性世帯主の数/総世帯数 ・一日のスケジュールの確認 ・男性がおもに行う農作業は何か。女性は何か？ ・男性が出稼ぎ等で不在のときはだれが男性の仕事をしますか。	
	・対象地域の宗教 ・土地制度	農業従事者層（地主、雇用労働者の有無） ・農業所得/非農業所得 ・世帯の成立要因（核家族/拡大家族、一夫多妻制等） ・人口の流出入状況	フィールド調査をしながら Q: 「この土地は誰が耕作しているのか」「耕作主が土地を保有しているのか」 統計局	
(3) 人的資本				
		・栄養不足人口 ・栄養状態（年間を通じた食料需給状況等） ・乳幼児死亡率 ・平均寿命 ・主な疾病 ・平均疾病率 ・人口（合計、男女比、世代別）、人口増加率 ・HIV感染者（成人）割合 ・（成人）識字率（男女別） ・就学率	Q: だれが栄養不足になっているか Q: ・1年に自分で生産した穀物等で何ヶ月間食べていけるか ・食料が底をついたらどうしているのか（A: 出稼ぎ、親類縁者の保護、商人からついで置く） Q: 乳幼児死亡率の高い地域あるいは世帯はあるか 統計局 Q: だれがその病気によくかかるか 統計局	
(4) 物的資本				
	案件の利益の分配の予測に役立つ可能性のある情報	・電気に対するアクセス	Q: ・対象地域で電気を使う世帯は何割いるか。 ・電気を使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・電気のサービスはよくなっているか ・電気の使用料は誰に払っているのか	
		・安全な水へのアクセス	Q: ・対象地域で安全な水を使う世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・水のサービスはよくなっているか ・水の使用料は誰に払っているのか	
		・衛生施設へのアクセス	Q: ・対象地域で（案件の対象となる衛生施設）を使っている世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・（案件の対象となる衛生施設）のサービスはよくなっているか ・（案件の対象となる衛生施設）の使用料は誰に払っているのか	
		・住居の質	・参与観察（例：トタン屋根が「富」の証拠という地域など）	
		・電気・通信手段（電話、郵便）へのアクセス ・通年での村内道路・幹線道路の状況 ・交通輸送手段（公共サービスへのアクセス、世帯レベルでの保有状況） ・学校 ・保健医療施設 ・集会所 ・農業インフラ ・農機具 ・漁具 ・生産資材	統計局 「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト」との併用	
(5) 金融資本				
			世帯レベルでの貯金（「動く銀行」としての家畜を含む） ・コミュニティ内の融資機会（個人のお貸し業、グループ金融プロジェクト） ・外部の融資機会（フォーマル金融機関等）へのアクセス ・副業機会 ・出稼ぎ機会 ・外部からの送金	・収入が入ったとき、どうするか。 ・家畜をもっているか。その種類と頭数は？ ・グループでお金を貸し借りするシステムの有無。 ・銀行や郵便局を使った経験の有無。 ・乾期など農業生産ができない時、どのようにお金を稼ぐか。 ・（地方の中核都市、あるいは首都など固有名詞を挙げて）農村以外の場所で働いたことはあるか。 ・それはいつか？（乾期、年代・・・） ・定期的な送金はあるか。それはだれからか。

4. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」の演習

既存の要請案件調査票の中からJICA総合判定がA判定とD判定の案件を取り上げ、「要請案件調査票作成チェックリスト」の項目に沿って検討した。主な比較結果は以下のとおりである。

- ・A判定案件は も多いが、そもそもの情報量がD判定案件よりも多い。
- ・「要請案件調査票作成チェックリスト」の記載事項を踏まえて、関連項目を記述することは、本部が案件の採択を検討する際に必要な情報を盛り込むことにつながる可能性がある。

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
要請案件調査票 1				
<p>．現状と問題点</p> <p>相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか</p> <p>問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国側政策における問題の位置づけ ・PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ ・国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ ・相手国の開発計画などにおける問題の位置づけ ・市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定との関係における問題の位置づけ <p>対象地域の人々の視点から問題点が的確に把握されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握がなされているか ・対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法を踏まえて問題が把握されているか ・対象住民が利用可能な行政サービスを考慮して問題が把握されているか <p>問題点の緊急性・優先性が示されているか（優先課題の絞り込みができていないか）</p> <p>直接的な裨益者を「貧困層」とするプロジェクトの場合、当該国の「貧困」について概念の定義がなされているか</p>	<p>農業が主要産業である対象地域において「雨が少ない条件を克服」することの困難性がより具体的に記述してあるとなおよい。</p>	<p>・対象地域の人々の生活における家畜の重要性は述べられている。</p> <p>・「品種改良や優良種保全措置がとられていない」と貧困農家の生計との関係についての説明があるとさらによい。</p>	<p>普及活動の停滞要因についても述べられている。普及体制の不備が農家の困窮とどのような関係にあるかについての説明があるとさらによい。</p>	<p>灌漑施設管理に関する権限委譲とその取り組みについては詳しく述べられている。灌漑の国民経済、農村の社会経済面について果たす役割を述べれば、本プロジェクト実施の意義がさらに明確になる。</p> <p>・権限の地方移譲は国の開発の方向性と整合的である。</p> <p>・対象地域だけでなく国家政策のなかに位置づけられている。</p>
<p>．我が国援助方針との整合性</p> <p>我が国の援助方針（外務省やJICAの国別援助計画、ODAタスクフォースの方針など）に対応しているか</p>	<p>協力の重点分野と記述されている。</p>	<p>国別援助計画との整合性は述べられている。</p> <p>家畜育種が国家開発計画の「農業関連産業」の中でどのように位置づけられているかについての記述があるとさらによい。</p>	<p>国別援助計画との整合性が述べられている。</p>	<p>世界水フォーラムとの関連で位置づけられている。可能であれば「国別援助計画」や「現地ODAタスクフォースの協力方針」との関係での位置づけも記載するとよい。</p>

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
JICAの方針に則しているか（「貧困」や「人間の安全保障」など「人」に焦点をあてた案件であるか。国別事業実施計画の方針にそっているか）				農家は農民組織を通して本プロジェクトで重要な役割を担うことが目指されている。
現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムがある場合、プログラム内の他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか 「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか				既存有償案件との連携を意図しており、JICAが行う意義は高い。
JICAのスキームに適しているか、JICAが協力する意義が明確であるか				
・案件概要				
1) 上位目標：協力終了後に達成が期待される目標				
案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか	投入から活動を経て目標達成に至る経緯の具体的な説明があるとよい。	案件目標が達成された結果、人々の生計がどう改善するのか（人間の安全保障）についての記載があるとよい。	上位目標と案件の目標との関係が明確。案件の目標も現実的に設定されている。	上位目標 - 案件の目標 - 活動の間のロジックは明確。案件の目標を達成できれば、上位目標達成の一助となる。
貧困削減や環境保全など包括的かつ普遍性を持った上位目標か	普遍性はある。水資源の効率を高めることの社会的意義について触れられているとなおよい。		普遍性はある。貧困層についての考慮もなされているとなおよい。	達成できれば相手国の財政状況の改善や食料安全保障の堅持につながり、普遍性は高い。
モデルとしての波及性を考えた目標になっているか			波及性についてはC/P機関のプロジェクトを通してなされることが明記されている。	対象地域におけるプロジェクトの成功体験を他の県にも適用することが明記されている。
相手国側政策との関連付けがなされているか			県レベルでの関連性は述べられている。	国の政策（灌漑部門改革）に位置づけられている。
PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか				権限の地方移譲は主要国際機関が打ち出した方向性と整合的である。
相手国の国家開発計画など上位計画における農業・農村開発の位置づけとの整合性のある目標が設定されているか				・対象地域だけでなく国家の政策的なかに位置づけられている。
相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などと整合性が保たれているか			地方分権化と関連づけられたプロジェクトである。	灌漑局の権限委譲は地方分権の枠組みに沿っており、整合性は保たれている。
2) 案件の目標：プロジェクト終了時の達成目標（OUTCOME）：現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか				
案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確であるか。			投入に見合った目標が設定されている。目標を達成すると農家がどのような便益を受けるかについての記述があるとなおよい。	ロジックが明確である。

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
要請書の内容（目的）と住民ニーズが一致しているか 裨益者が明確であるか			C/P機関への技術協力という「裨益」は明確である。最終受益者である農家への裨益についての説明があるとなおよい	裨益者数の記載あり。プロジェクトによる裨益者へのサービス改善についての記述があるとなおよい。
実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果を踏まえた目標が設定されているか			C/P機関を通じて波及することが明示されている。	波及効果が想定されている。
終了後の成果の活用についても明示されているか			相手国の政策と当該プロジェクトの位置づけが比較的明確であり、終了後の姿も明示されている。	灌漑施設管理権限の下部行政機関への移譲を踏まえて、下部行政機関の自立的管理能力の向上のために活用することが明示されている。
要請案件調査票 2				
3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(実績/アウトプット)				
活動の成果が積み重なって、案件目標が達成されるか				
自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを検討しない活動実績が想定されているか			上位目標 - 投入までの関係が比較的明確。相手国が案件終了後にどのように取り組むかという記述があるとさらによい。	受益者による水管理委員会が財政的に自立できることが想定されており、案件の自立性が考慮されている。
ソフトとハードとのバランスがとれているか				ハード面の整備を進めている有償資金協力との連携が検討されている。
相手の能力、機能・役割などに見合った成果が想定されているか				
投入に見合った活動成果が想定されているか				
日本農業へのブーメラン効果のない案件か				
4) 活動(上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する)				
目標を実現するための道筋が明確な活動であるか			ロジックが整理されている。	ロジックが整理されている。水の分配や施設の管理についての詳細な計画がたてられている。
裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>農村部住民全体に裨益する活動であるか</p> <p>要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか</p> <p>開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか</p> <p>C/P機関とその他の相手国政府機関の連携が図られた活動であるか</p> <p>国ごとの発展の度合いを考慮した協力内容であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なC/Pの設定 地方分権の進展度 所得水準も踏まえた案件規模の検討 産業構造 市場の開放度 協力形態 モデル性 <p>案件の目標やJICAの予算に応じた活動規模になった活動スケジュールに即して人や予算の手当をするに際に適したスキームが選ばれているか</p> <p>技術的に可能な活動であるか（機材が供与される場合、維持管理可能か）</p> <p>援助協調が行なわれている国では、当該国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか</p> <p>投入が少なくても効果が期待できるか</p> <p>案件終了後の姿が想像できる活動であるか</p> <p>他の案件の経験が活かされた活動であるか</p> <p>対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか。</p> <p>対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法にも配慮した活動であるか</p> <p>対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか</p>			<p>相手国のプロジェクトが予定通り実行されれば、裨益者は面的な広がりを持つことが明確である。</p> <p>相手国のプロジェクトを通して普及されることが明記されている。</p> <p>市場動向を見据えた作物の選定や収穫ロスなどに考慮しており、市場（商業的活動）を意識している。発展段階に対する考慮もされている。</p> <p>目標に対する適切な活動が想定されている。</p> <p>将来的な本格プロジェクト化が想定されている。</p> <p>住民が利用可能な行政サービスが案件となっている。</p>	<p>水管理の技術が農民組織を通して普及されることが想定されている。</p> <p>C/Pだけでなく、権限が委譲される下部行政組織の活動への関与も想定されている。</p>
5) 投入:それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金				
日本側				
<p>活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか</p> <p>次年度の予算の目安をもとに検討しているか（要望調査票作成時期に在外事務所に目安を示している）</p>				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>日本に技術的優位性があるか</p> <p>「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本がやる意義があるか」、「場所（任地）はどこか」などが明示されているか</p> <p>JICAの事業としてスキームの選択は適切か（相手国政府にも日本の方針を理解してもらっているか） 投入規模の根拠は明確か（同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか</p>				<p>農民組織の歴史のある日本への協力が要請されている。</p> <p>日本の技術的優位性が考慮されている。</p>
相手国側			<p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>妥当である。農業普及担当責任者がC/Pとなる予定。相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p>	<p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p>
<p>6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。生じるか否かが不確かなもの。</p> <p>経済 プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格の変動、流通システムなどが変更される可能性</p> <p>政策・規制 案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策などに関して注意すべき点はあるか。</p> <p>(国際) 自由貿易協定(WTOやFTAなど)や環境に関する国際条約などの締結・進展が案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性はあるか。</p> <p>(国内) 市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗度はどうか。</p> <p>人員の定着 C/P機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか</p> <p>他のプロジェクト 他の関連するプロジェクトはないか。ある場合、計画通りに進展するのか。</p> <p>自然環境 自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか</p>				
協力期間	予算、案件の規模、スキームに関連づけられている			
実施体制				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>プロジェクトの目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。</p> <p>「地方分権」の農業・農村開発プロジェクトの実施に与える影響の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源配分（土地、その他自然資源）の決定権を持つ機関を関与させる。 ・ 資源利用に関する中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握とプロジェクト実施への関与促進。 <p>予算に関する確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域への交付金総額とその使途（開発予算、経常予算）。セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性は中央では正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する。 ・ 対象地域における予算決定メカニズムの確認する（法律と実際）。 ・ 開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳。 ・ 対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握。 <p>援助協調の進んだ国では、相手国政府、ドナーが合意した方式にそった実施体制であるか</p> <p>周辺地域への波及効果を期待できるかように、面的な広がり、複層的アプローチを踏まえた実施体制となっているか。</p>			<p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p> <p>相手国のプロジェクトとの関連が考慮され、波及効果が想定されている。</p>	<p>政策に位置づけられているため、他の県への波及効果が期待できる。</p>
要請案件調査票 3				
<p>関連する援助活動</p> <p>他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか</p> <p>JICAの類似案件の確認（他国でも同じような取り組みがなされていれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する）</p>				<p>国際機関との連携、有償資金協力案件との連携も想定されている。</p>
<p>ミレニアム開発目標との関連</p> <p>ポップアップで選択入力</p>				
<p>我が国重要開発課題との関連</p> <p>ポップアップで選択入力</p>				
<p>ジェンダー配慮について</p> <p>社会的弱者である女性や子供、老人に負の効果を及ぼさないか</p> <p>新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮</p> <p>「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する。</p>			<p>普及対象者に女性が含まれる予定。</p>	
<p>類似案件からのフィードバック</p> <p>過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか</p> <p>・ ある場合に、先行・既存のプロジェクトからの教訓（何が良く/悪いかが記載されているか）。</p>				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>・特に、JICAによる類似案件で、実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかったものはないか。</p>				
<p>裨益者グループの種類と規模（人数・人口）</p> <p>裨益者の基本情報が述べられているか（グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など）</p>			<p>具体的である。C/P機関のプロジェクトとの関係についても言及されている。</p>	
<p>治安状況</p> <p>国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか</p> <p>近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか</p> <p>治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>
<p>その他</p> <p>多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論を通して形成された案件か</p> <p>相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か</p> <p>相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか</p>				

「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（1）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例	
1. 持続可能な農業生産	1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上	農業政策の立案能力の向上	○農業開発計画の策定 ○農業関連の法制度整備 ○農地改革の推進	
		農業財政政策の立案能力の向上	×農業予算の計画策定と管理 ×農業関連の税制度整備	
		農業統計関連政策立案能力の向上	○農業統計の整備	
		行政人材育成	○農業行政官・技官の育成、地方農業行政官・技官の育成	
	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上	1-2-1 生産基盤の整備と維持管理	農地の開発・整備	○礫などの不適物の除去 ○圃場整備 ×換地
			農地の保全	○傾斜を緩和するための土木工事 ○等高線栽培の実施
			灌漑・排水施設の整備	○農業用ダム、地下水開発、水路の建設 ○河川水、ため池の活用 ○灌漑排水施設の補修 ○灌漑水路内の沈殿土砂や植物除去
			水利組合の育成	○農民にとってのインセンティブの把握 ○農民の研修育成 ○ガイドラインの作成
			畜産生産基盤の改善	○畜舎、飼料用の草地、放牧場の改善 ○サイロ、牛乳などの貯蔵施設の改善 ○未利用資源の飼料化
			1-2-2 試験研究・技術開発の強化	試験研究機関の強化
			生産技術の改善	○作物の品種改良（大豆種子の改良、牧草種子の改良など） ○栽培技術の改善（肥培管理、病虫害防除、雑草防除、作付け体系など） ○農業機械の改善 ○灌漑排水技術の改善 ○土壌流亡や塩害の防止、土壌改良の研究
			植物遺伝資源の保全	○植物遺伝資源の探索・収集、保存、評価、データ管理、配布 ○植物遺伝資源を用いた生産性向上の研究
			ポストハーベスト技術の向上	○穀物の脱穀、乾燥、精米技術の向上 ○野菜、青果物、肉類、乳製品などの品質や鮮度の保持 ○農産物の貯蔵及び加工 ○選別・包装技術の研究 ○品質基準や安定性の策定及び検査体制の強化
			畜産技術の開発	○家畜疾病調査、診断、検疫 ○人工授精による家畜繁殖 ○飼育管理の向上 ○育種技術の向上 ○畜産加工の向上
		1-2-3 農業普及の強化	農業普及体制の整備	○中央政府、地方政府における普及政策・体制の構築 ○農業普及機関と試験研究機関との連携 ○農業普及センターの建設・改善
			農業普及方法の改善	○農民の能力やニーズの把握 ○農民から農民への普及の改善 ○NGOや教育機関などとの連携 ○普及マニュアル、普及資材などの開発 ○ワークショップなど農民の研修機会の提供
	普及員の人的能力構築		×農業普及員の人数確保 ○農業普及員のインセンティブの向上 ○農業普及員の研修訓練	
	1-2-4 農家経営の改善	経営能力の向上	○個々の農家の技術の改善 ○個々の農家の経営方針の改善 ×各種助成制度や価格保証の充実	
		農業金融の充実・強化	○公的機関による融資の充実 ○インフォーマル機関による融資の充実 ×農民の借り手としての能力育成	
		農民組織化	○農業協同組合などを通じた農民所得の向上 ○水利組合による適切な水管理の実施	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（2）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例	
1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上	1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善	農業機械・農機具	<ul style="list-style-type: none"> ×農業機械安全基準の策定 ○農業機械検査制度の整備 ◎農業機械整備技術者の育成 ×スベアパーツ流通システムの整備
			種子の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○種子増殖体制の整備 ×種子流通体制の整備
			農業の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> ○農業使用安全基準の策定 ○農業安全使用教育の実施
			肥料の安定供給・適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ×肥料品質基準の策定 ○肥料使用基準の策定 ×肥料流通体制の整備
			畜産資材の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ×品質基準の策定 ×使用基準の策定 ×流通体制の整備
			輸出促進策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出振興計画・農業産業振興策など策定支援 ◎行政官の育成
	1-3 輸出促進策の強化		輸出政策立案能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> △輸出関連法制度整備 ×輸出関連金融機関・制度の整備
			輸出制度・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物生産の拡大と生産性の向上（中間目標1-2参照） △体系的な基準認証制度・標準化等の確立 ○試験・検査、検疫技術の向上 ○技術者・検疫官などの育成
			輸出競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易振興機関の機能強化 ○政府による民間部門育成へのサポート強化 ×マーケティングセミナー、見本市・商品展示会の開催 ○海外マーケット情報の収集
			国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロエミッション型農業推進事業 ×環境保護予算の拡大 ×廃棄物処理施設の整備 ×農民の意識向上
			農業から排出される廃棄物の処理と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬・肥料の使用基準の策定（中間目標1-2-5の活動例参照） ○適正使用指導（中間目標1-2-5の活動例参照） ◎環境保全型農業開発プロジェクト（複合農業の推進など）
			肥料・農薬などによる環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ◎農地の適正管理 ×環境教育の推進
	1-4 環境配慮の向上		多面的機能の維持・発現、環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎教員に対する技術指導、教授法の改善 ◎教材開発・改善、適正なカリキュラムの設定 ◎教室、実験室、機材などの施設・設備の整備 ×奨学金制度の充実
			教育活動の改善	<ul style="list-style-type: none"> ◎中間目標1-2-2「調査研究・技術開発の強化」参照 ◎研究者の育成 ◎大学研究成果に関するセミナー、ワークショップの開催
			研究機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> △農業高等教育機関の事業実施要領整備 ×事務職員の運営能力向上 ×教職員の必要数確保と配置 △資機材/ラボの管理・運営・保守システムの構築
			マネジメントの改善	<ul style="list-style-type: none"> ○農業普及制度との連携
			関連機関や地方・地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ×先進国農業大学との連携、留学制度の充実 △農業研究機関や民間部門との連携強化 △地域との連携強化
			普及拠点としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> △国民栄養調査の実施 △栄養状態分析能力の向上 △コミュニティワーカーの配置・育成
1-5 農業関連高等教育の強化		国民栄養状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○中間目標1-1のプロジェクトでの活動例「農業統計の整備」参照 	
		食料生産・流通統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ×食料供給モデルの構築 ×統計分析能力の向上 	
		主要食料の選定	<ul style="list-style-type: none"> ×法整備支援 	
		流通・市場関連法令・制度の整備		
2. 安定した食料供給	2-1 食料供給政策の策定	食料生産・流通統計の整備		
		主要食料の選定		
		流通・市場関連法令・制度の整備		

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（3）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例		
2-2 食料流通機能の整備		農産物価格政策の実施	○農産物価格安定システムの構築		
		食料備蓄計画の整備	○食料備蓄マスタープランの策定		
		流通市場ハードインフラの整備	◎幹線道路・鉄道の整備 ○フィーダー道路の整備 ◎集出荷施設・小売市場・卸売市場の整備		
		流通施設・設備の管理と利用	○流通施設の管理能力向上 ○維持管理システムの構築		
		市場流通情報システムの整備	×食料在庫情報収集システムの構築 ○食料価格情報システムの構築		
		輸送体制の整備	×公共輸送体制整備計画の策定 ×民間輸送業者の育成		
		備蓄体制の整備	○備蓄・貯蔵倉庫の整備		
		2-3 輸入体制の整備		検疫・防疫体制の整備	○試験検査施設の整備 ○検査官の人材育成
				インフラ整備	○湾岸施設、道路、鉄道網の整備 △維持管理システムの構築
		2-4 援助食料の適正な利用		援助食料分配システムの構築	×自然災害に対する緊急援助手法の確立 ×貧困層の救済のための食料援助手法の確立 ×分配ルート、手段の確保
				モニタリングシステムの構築	×モニタリング手法の確立
		3. 活力ある農村の振興	3-1 農村振興関連政策の推進	国レベルの調整・実施能力の向上	◎行政官の人材育成 ◎参加型開発の理解促進 ◎参加型村落開発計画の策定
地方・地域レベルの調整・実施能力の向上	◎地方行政官の人材育成 ◎参加型村落開発の実証				
3-2 農外所得の向上			村落商工業の育成支援	○業種協同組織の育成 ×販売施設の整備	
			職業訓練機会の提供	○職業訓練機会の提供	
			農村雇用情報の整理と提供	×情報収集・提供システムの構築	
			特産品生産活動の導入・普及	○特産品生産技術の向上 ○一村一品運動の導入 △品評会（コンテスト）の実施	
			農村金融整備と情報の提供	○（中間目標1-2-4の活動例参照）	
3-3 農産品加工業の振興			加工施設の整備	○加工施設の整備・改善	
			民間加工会社の育成	◎加工技術の開発支援 △技術者の育成	
			加工品安全基準の整備	○食品安全制度・基準の整備 ×食品安全基準の普及	
			農産品加工に関するマーケティング能力の向上	×市場情報の提供システムの構築 ×商工会議所IT化支援とネットワーク化支援	
3-4 農村インフラの整備			農村道路の整備	◎農村道路の設計・建設 ◎農村道路の維持管理	
			農村電化、給水施設の整備	○電力の整備 ◎上水用井戸の掘削、表流水の上水利用	
			電話などの通信インフラの整備	×電話、郵便、無線システムなどの整備	
			集落公共事業の実施	○保健所、村落医療機関の整備（「貧困削減」の中間目標3-2参照） ◎学校、集会所の設置（「貧困削減」の中間目標3-1参照） ×生活廃棄物処理施設の整備	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（４）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例
3. 活力ある農村の振興	3-5 農村環境の保全	里山、河川、沿岸の環境保全の促進	○農地・自然生態系の現状把握（調査）と持続性の追求（棚田保護政策など） ○環境保護の農村振興政策への組み込み ×高等教育における農村環境研究、研究者育成事業 ×アメニティ、娯楽機会の増進など（牧場整備、自然遊歩道の設置、河川整備など） ○農村観光開発プロジェクト
		普及体制の整備	○農業普及員の意識の向上 ○農業普及員などの研修訓練
	3-6 生活改善の推進	普及手法の改善	○マニュアル・教材などの開発・整備 ○各種参加型プロジェクト（共同体強化）
		集落活動の推進	○各種組織強化プロジェクト（農協、水利組合、生産者同盟など）
		文化の伝承	×農村部伝統芸能・文化の調査と活性化事業
	3-7 村落共同体活動の推進	各種提案事業の推進	○青年会・婦人会などの活性化事業 ○一村一品運動 ○小規模融資・貯蓄推進運動
		保健・医療サービスの充実	○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照
		健康知識の普及	○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照
	3-8 住民の保健水準の向上	HIV/AIDSの予防とコントロール	「HIV/AIDS対策」効果的アプローチ参照
		基礎教育の充実	○「基礎教育」の効果的アプローチ参照
	3-9 住民の教育水準の向上	教育サービスの拡充	「貧困削減」の中間目標 3-1 参照
		教育に対する理解の促進	「貧困削減」の中間目標 3-1 参照

◎＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合
 →個別専門家や青年海外協力隊派遣の場合、10人以上派遣されている場合
 ○＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合
 △＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標には含まれていないが、プロジェクトの一要素として入っている場合
 ×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合